

石綿健康被害 救済制度

年の記録

平成18年度～平成27年度



独立行政法人
環境再生保全機構

A large, stylized number '10' is centered on the page. The '1' is a simple vertical bar, and the '0' is a thick, dark grey ring. Inside the '0', there is a faint, light grey graphic of a hand with fingers spread, palm facing up.

**石綿健康被害
救済制度**

年の記録

平成18年度～平成27年度

■パンフレット



■制度周知

<テレビCM>



<新聞広告>

石綿(アスベスト)が原因の病気にかかった方やそのご遺族の方へ
大事なお知らせです。

中皮腫 肺がん 石綿肺 びまん性胸膜肥厚

まずは、ご相談ください。電話 **0120-389-931** 受付 30分17:30



アスベストにより中皮腫や肺がんを発症している方及びそのご遺族の方へ。
まずは、ご相談ください。

アスベスト(石綿)により中皮腫や肺がんを発症している方及びそのご遺族に対し、労災保障等の対応としない場合でも、医療費等や特別遺族等が支給されます。

電話 **0120-389-931**

独立行政法人 環境再生保全機構



潜伏期間が長いという問題。

石綿は、すぐに顔を出さない。

石綿(アスベスト)による健康被害に心あたりがある方は、是非お問い合わせください。

中皮腫 肺がん 石綿肺 びまん性胸膜肥厚

石綿健康被害救済制度
0120-389-931

独立行政法人 環境再生保全機構



<広報ビデオ(DVD)>



石綿(アスベスト)健康被害を救済

2009年 4月1日

PLAY ALL

- オープニング「石綿の危険」から「静かな増産復活」へ
- 石綿とはどのようなものか?
- 石綿はどれだけ使われたのか?
- どのようにして石綿ばく露を減らせるのか?
- 石綿が体内に入ると...
- 石綿によって引き起こされる病気
- 胸膜プラークがある方へ
- 労災保障制度のご紹介
- 石綿健康被害救済制度のご紹介
- エビロウグーさま早く救済!

独立行政法人 環境再生保全機構

<ホームページ>

石綿(アスベスト)について

石綿(アスベスト)とは、天然に生成する繊維状の鉱物です。主に繊維状のシリケート鉱物で、結晶構造が繊維状に発達し、非常に細く、柔軟で、耐熱性、耐酸性、耐アルカリ性に優れています。

主な用途: 建築資材(屋根材、断熱材)、工業用繊維(防熱服、耐熱布)、摩擦材(ブレーキパッド)、耐火材(耐火レンガ、耐火コンクリート)、その他(紙、プラスチック、塗料など)。

石綿の健康被害について

石綿は呼吸器、消化器、腎臓、皮膚などに健康被害を引き起こす可能性があります。

石綿健康被害救済制度

日本でのアスベスト輸入量

1,000 トン



<医師向け専門誌>

石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族の方へ大切なお知らせをいたします。

法律により、医療費等の救済給付が受けられます。

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。労災保険法等で補償されない中皮腫や石綿(アスベスト)による肺がんを患っている方及びそのご遺族の方には、これらの疾病により死亡された方のご遺族に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

●申請費の受付について
 独立行政法人環境再生保全機構もしくは環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。詳しくは環境再生保全機構ホームページにも掲載しています。

主たる救済給付の内容と給付額	認定された方への給付	この法律の施行前に亡くなった方への給付
医療費(労災保険外)	特別医療給付金(280万円)	特別医療給付金(280万円)
葬費(労災保険外)	特別葬費給付金(100万円/月)	特別葬費給付金(100万円)
葬費(労災保険外)	特別葬費給付金(100万円)	特別葬費給付金(100万円)

●注意
 この法律の施行後(平成18年3月27日以降)に、これらの疾病に起因して死亡した場合、労災保険の申請が可能な場合は、労災給付が受けられます。労災給付と併せて、中皮腫や石綿(アスベスト)による肺がんにかかっている方は、早急に申請することを勧めます。

まずは、お早めにご相談を。

独立行政法人 環境再生保全機構
 0120-389-931

目 次

○口絵	002
○ご挨拶（独立行政法人環境再生保全機構 理事長）	006
○「石綿健康被害救済制度10年の記録」に寄せて（環境省総合環境政策局環境保健部長）	007

第1章 石綿（アスベスト）による健康被害

第1節 石綿（アスベスト）とは	008
第1項 石綿とはどのようなものか	008
第2項 石綿はどのくらいの量が使われてきたのか	009
第3項 石綿はどのような場所に使用されていたか	010
第4項 石綿ばく露の機会	012
第2節 石綿による健康被害のメカニズム	013
第3節 石綿関連疾患	014

第2章 石綿健康被害救済法の成立

第1節 経緯	016
第2節 石綿健康被害救済法の趣旨（制度設計時の考え方）	016
第3節 機構における体制整備	019
第1項 機構法の一部改正	019
第2項 機構内における組織体制整備	019
第4節 石綿健康被害救済制度の見直し	020

第3章 石綿健康被害救済法の仕組み（現行制度の概要）

第1節 救済制度の概要	023
第2節 認定の仕組み	024
第3節 救済給付について	025
第4節 他法令との調整	027
第5節 救済給付の費用	027
第6節 特別遺族給付金（厚生労働省所管）	028
第7節 不服申立て	028

第4章 申請（請求）・認定等の状況

第1節 受付状況	029
第2節 認定等の状況	033
①認定等の決定状況（年度推移）	033
②認定割合の経年推移	035

③受付と認定等決定の年度別の推移と進捗状況	036
第3節 申請から認定等までの処理期間	038
①認定等までの平均処理日数	038
②療養中の方からの認定申請	038
③医学的判定を経ずに認定した平均処理日数	039
第4節 救済制度と労災保険との連携	040
①年度別中皮腫死亡者数と救済制度・労災保険等における認定状況	040
②厚生労働省への情報提供の状況	042
第5節 救済給付の支給状況	042
①救済給付の支給状況	042
②認定・請求から支給までの平均処理日数	043
③認定更新の状況	044
第6節 周知広報の概要	046
①これまでの広報実績	046
②ホームページアクセス数と電話相談件数の推移	048
③電話相談の内容と件数の推移	050
④学会セミナーの開催状況	051
⑤中皮腫細胞診研修会開催状況	055
⑥保健所説明会等	056
第7節 制度利用アンケート等	057
①被認定者等へのアンケート	057
②制度利用アンケート	060
第8節 調査研究等	061

第5章 救済制度の今後の方向性 063

第6章 資料

①独立行政法人環境再生保全機構の概要	079
②石綿健康被害救済部の設置	079
③石綿健康被害救済部の組織の見直し	080
④独立行政法人整理合理化計画への対応	081
⑤事業費の推移	082
⑥各年度における石綿健康被害救済業務の主な業務実績（各年度の業務実績等報告書から）	083
⑦中期計画及び独立行政法人評価委員会の評価	092
⑧石綿関係法規の変遷	097
⑨参考ホームページ（平成28年10月現在のもの）	099
⑩都道府県別 申請（請求）受付状況（年度別）	100
⑪都道府県別 認定状況（年度別）	111

ご挨拶



石綿健康被害救済制度は、平成28年3月27日をもって、施行10周年を迎えました。

石綿（アスベスト）は、かつては「奇跡の鉱物」などと言われ重宝され、長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ大量に使用されてきました。しかし、今では長い期間を経て重篤な病状を発症することなどから「静かな時限爆弾」などと恐れられています。

平成17年6月の「クボタ・ショック」により社会問題化され、石綿に起因する健康被害は長期にわたる潜伏期間があり因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性に鑑み、石綿による健康被害者であって労災補償等の対象とならない者を対象に、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害者の間に隙間が生じないように迅速かつ安定した制度を実現するため、平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

私ども独立行政法人環境再生保全機構では、本制度発足時より石綿による健康被害の救済の業務に携わり、①石綿による指定疾病である（あった）ことの認定業務、②被認定者等に対する救済給付の支給業務、③救済給付等に必要な拠出金の徴収業務等を担っています。

この10年間に、1万5千余件の申請・請求を受け付け、約1万1千人を認定いたしました。

これまで10年間にわたり業務を着実に実施することができましたのは、環境省、厚生労働省、地方公共団体、医療機関その他関係団体の方々のご指導ご協力、また、石綿健康被害救済基金へ拠出いただいている皆様のご理解の賜であり、ここにあらためて深く感謝を申し上げます。

また、平成28年12月にとりまとめられた石綿健康被害救済小委員会報告書で提示された論点と今後の方向性を踏まえ、当機構においても、迅速な救済の観点から、本制度をより良いものにしていくために努力していく所存です。

最後に本誌は、制度発足から10年を機に、本制度の歩みを振り返りつつ関係データをとりとまとめたものです。本誌を通じ制度の概要や経緯についてご理解を深めていただければ幸いです。

独立行政法人環境再生保全機構 理事長

福井光彦

「石綿健康被害救済制度10年の記録」 に寄せて



「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されてから、昨年3月で10年が経過しました。この間、同法に基づく石綿健康被害救済制度に御尽力いただきてきた全ての関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

この石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害は発症までの潜伏期間が非常に長期であること、また石綿は極めて広範な分野で利用されていたことから、特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することが極めて難しい一方、発症した場合は重篤な疾病であるとの特殊性にかんがみ、個別的因果関係を問わず社会全体で石綿による健康被害者の経済的負担の軽減を図るべく制度化されたものであり、石綿による健康被害者であって労災補償等の対象とならない者の迅速な救済を目的としています。

平成18年の制度開始以降、こうした基本的な考え方に基づきつつ、医療費・療養手当の支給対象期間の拡大、未申請死亡者の救済、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の指定疾病への追加、石綿による肺がん等の医学的判定基準の見直し等、適時適切に見直しを実施しながら着実に制度を運営してまいりました。

また、昨年4月からは、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において制度の施行状況について評価・検討が行われ、同年12月には報告書として今後の方向性がとりまとめられたところです。

今後、この報告書の方向性に沿って必要な取組を適切に実施しながら、制度の着実かつ安定的な運営を図ることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を更に促進してまいりたいと考えております。

関係者の皆様におかれましては、今後とも、石綿健康被害救済制度に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月吉日

環境省総合環境政策局環境保健部長

梅田珠実

第1章 石綿（アスベスト）による健康被害

第1節 石綿（アスベスト）とは

第1項 石綿とはどのようなものか

石綿（アスベスト）は、天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。石綿は蛇紋（じゃもん）石族と角閃（かくせん）石族に大別され、以下に示す6種類があります。そのうち、わが国で使用された代表的な石綿は、蛇紋石族のクリソタイル（白石綿）と角閃石族のアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）です。

●表1 石綿（アスベスト）の種類について

分類	石綿名	備考
蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
角閃石族	クロシドライト（青石綿）	吹付け石綿として使用されていた。他に青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種断熱保温材に使われてきた。
	アモサイト（茶石綿）	
	アンソフィライト石綿	他の石綿やタルク（滑石）、蛭石などの不純物として含まれる。アンソフィライト石綿は熊本県旧松橋町に鉱山があった。トレモライト石綿は吹付け石綿として一部に使用されていた。
	トレモライト石綿	
アクチノライト石綿		

石綿は、極めて細かい繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たな石綿製品等の製造・使用等が禁止されています。その発がん性は概ね次のようになります。

発がん性弱い  発がん性強い



●図1 石綿の種類と発がん性

（画像提供：国立科学博物館）

第2項 石綿はどのくらいの量が使われてきたのか

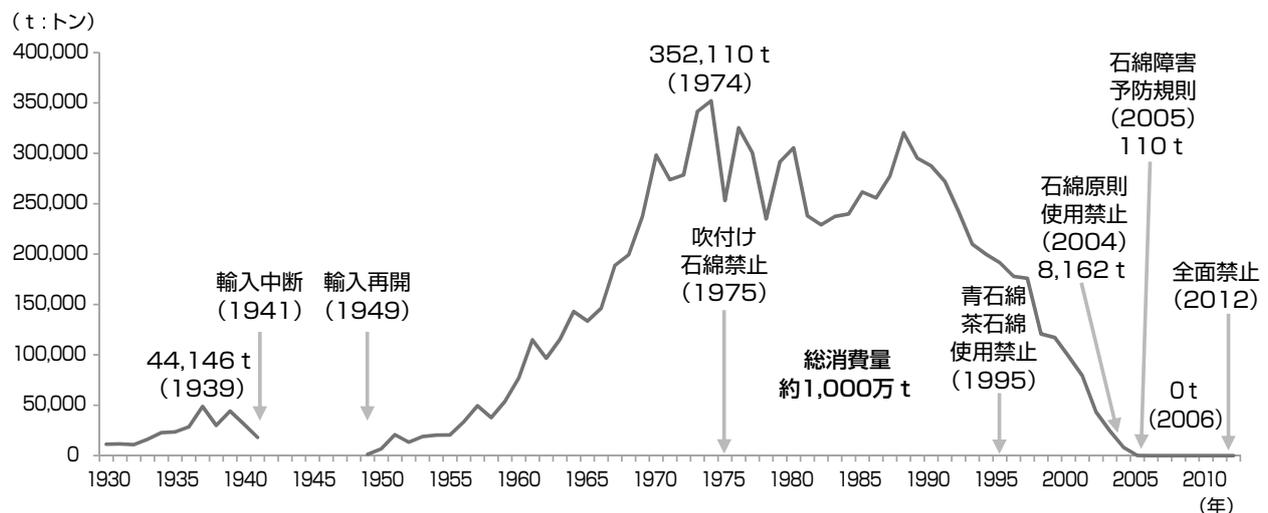
図2のとおり、1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されており、これらの石綿のうち8割以上は建材に使用されたと言われています。

わが国では、1995（平成7）年に石綿のうち有害性の高いアモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の使用等が禁止となり、クリソタイル（白石綿）についても2004（平成16）年10月に労働安全衛生法施行令が改正され、クリソタイル等の石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止となりました。

2006（平成18）年9月以降は、代替が困難な一定の適用除外製品等を除き、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が禁止されましたが、2012（平成24）年3月1日以降は、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が禁止されています。

今後は石綿が大量に輸入使用された1970年から90年頃に建てられた建築物の老朽化に伴い、建築物の解体が増加します。そこで、解体等の工事における石綿のばく露防止対策の一層の徹底を図ることなどの目的から石綿に関して独立した規則として「石綿障害予防規則」が2005（平成17）年7月に施行され、2006（平成18）年9月、2009（平成21）年4月、2011（平成23）年8月及び2014（平成26）年6月に一部改正が行われています。また、大気汚染防止法も2014（平成26）年6月に一部改正されています。

●図2 わが国の石綿輸入量の推移と法的規制の歴史



出典：JATI協会（旧日本石綿協会）のデータをグラフ化

第3項 石綿はどのような場所に使用されていたか

石綿は生活のあらゆるところで使用されてきました。石綿の用途は3000種といわれるほど多いのですが、大きくは石綿工業製品と建材製品に分けられ、その8割以上は建材製品です。

石綿を使った建材製品は1955年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として、1960年代の高度経済成長期に多く使用されました。また石綿は安価で、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、耐火、断熱、防音の目的で使用されてきました。その使用形態は以下のようなものがあります。

①吹付け石綿

石綿とセメントを一定割合で水を加えて混合し、吹付け施工したものをいいます。使用期間は1956年頃から1975年頃までです。吹付け石綿としては、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）以外に、トレモライト石綿も使用されていました。

石綿含有率は、鉄骨耐火被覆用では約60重量%、吸音・結露防止用では約70重量%でした。

1980年代後半に、吹付け石綿対策の一つとして、“封じ込め”が行われましたが、まだ目に見えないところで封じ込められた吹付け石綿が残存している場合があります。

②吹付けロックウール

1975（昭和50）年に吹付け石綿が原則禁止となった以降は、吹付けロックウールに切り替わっていましたが、1989年頃までは石綿を混ぜて使用していました（石綿含有率は5重量%以下）。

③石綿含有保温材

石綿含有保温材は、クリソタイルを使用したものとアモサイトを使用したものがありますが、後者を使用したものが圧倒的に多く製造されました。石綿とその他の天然鉱物等を原料にして成形した珪藻土保温材、パーライト保温材、石綿けい酸カルシウム保温材、バーミキュライト保温材や水練り保温材があります。

これらは化学プラント、ボイラーの本体や配管の保温に使われてきました。

④その他の石綿含有建築材料

石綿含有建築材料は、前述の鉄骨等の耐火被覆材や吸音・結露防止材以外にも、内装材（天井、壁、床材）、外装材、屋根材、煙突材などに使用されてきました。

石綿含有耐火被覆板、石綿含有断熱材、石綿含有整形板があり、スレート波板、スレートボード、けい酸カルシウム板（第一種、第二種）、スラグ石膏板、パルプセメント板、押出成形セメント板、窯業系サイディング、住宅用屋根化粧スレート、ロックウール吸音天井板などの名称で呼ばれています。多くはクリソタイルを使用しており、石綿含有率は製造年代で異なりますが、25重量%以下です。一般に製造年代が古いほど石綿含有率は高いといえます。

日本では1955年頃から1986年まで、塩化ビニール石綿床タイルが製造、使用されていました。

⑤石綿含有摩擦材

主にクリソタイルまたは石綿布を樹脂で固めたもので、自動車や産業用（クレーン、エレベータ等）のブレーキライニング、ブレーキパッド、クラッチフェーシング、クラッチライニングがあります。

2004（平成16）年10月1日以降、輸入・製造・使用は禁止されています。

⑥その他の石綿製品

石綿はセメントとの親和性が良く、また補強にもなることから建材以外にも石綿セメント製品が様々な用途に使われてきました。パイプ（円筒）状のものは、煙突、排気管、電纜管などの低圧管と上下水道用の高圧管がありました。

また、タンクやパイプラインなどを接続する際の継ぎ目からの液体漏れを防止するためのシール材としてパッキングや、ガスケットなどのジョイントシートは、主にゴムと石綿を原料とし、石綿含有量は主に65%以上でした。ほとんどはクリソタイルが使用されていましたが、1974年以前の耐酸性シール材には、クロシドライトも使用されていました。2006（平成18）年9月1日から一部の限定された用途の石綿ジョイントシートのみ製造・使用等が許可されていましたが、2012（平成24）年3月から完全に製造・使用は禁止されました。

石綿紙は、ソーダ用電気隔膜、電気絶縁材、ビニール床タイルの裏打ち材（1987（昭和62）年に使用中止）などに使用されてきました。

天井の吹付



水道管



住宅



自動車ブレーキ部品



第4項 石綿ばく露の機会

石綿にばく露される機会は職業性のものが最も多いとされています。

職業性石綿ばく露には、直接的なばく露もあれば間接的なばく露もあります。直接的な職業ばく露とは、石綿鉱山、石綿製品製造工場、断熱作業などで直接石綿や石綿を含有する製品を製造・取り扱うことによるばく露です。間接的な職業ばく露とは、直接石綿を取り扱うことはないが、石綿を取り扱う現場で作業をすることによって石綿ばく露を受けることを指し、造船業や車輛製造業などにしばしばみられます。中皮腫の場合には間接的なばく露を受けた者でも発症がみられることがあります。

職業ばく露以外には、傍職業性家庭内ばく露として、石綿工場に働く夫の作業衣を洗濯することによりばく露を受ける妻や、空になった石綿袋を家に持ち帰り、子供がそれで遊んだりすることによるばく露があります。また傍職業ばく露として、家で石綿含有シートを切断するなどの作業を行うことによるばく露もあります。さらに、近隣ばく露として、石綿鉱山及び石綿工場の近隣住民でのばく露による中皮腫が報告されています。

●表2 石綿ばく露の種類

職業性ばく露：直接的ばく露、間接的なばく露
傍職業性家庭内ばく露（作業衣の洗濯など）
傍職業ばく露（家庭内での石綿製品のDIY）
近隣ばく露：（石綿鉱山、石綿工場の近隣住民のばく露）
上記以外の特定できない環境ばく露

出典：欧州共同体委員会（1977年）

アスベストばく露の可能性のある作業例



鉄骨の梁（はり）に耐火被覆として吹き付けているところです。この作業周辺は粉じんが舞っていて、作業員や周辺で作業をしていた者が高濃度ばく露した可能性があります。



側面からのビル解体作業。吹付け材、内外装材、煙突などの建材や空調のダクトパッキング、配管エルボ等は解体前に石綿含有無の調査が義務づけられ、重機作業の前に石綿製品を除去してから解体しますが、以前はそのまま解体されていました。

出典：厚生労働省

第2節 石綿による健康障害のメカニズム

石綿とはどのようなものか

石綿は、ヒトの髪の毛の直径(40~100 μ m※1)よりも非常に細く(クリソタイル(白石綿)の直径0.02-0.08 μ m、クロシドライト(青石綿)0.04-0.15 μ m、アモサイト(茶石綿)0.06-0.35 μ m)、肉眼では見る事ができない極めて細い繊維からなっています。そのため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があります。吸い込んだ石綿の一部は異物として痰の中に混ざり体外へ排出されます。しかし、石綿繊維は丈夫で変化しにくい性質のため、肺の組織内に長く滞留することになります。この体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化やがんの一種である肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります(※2)。

石綿繊維は細くて長いものほど有害性が高くなるといわれています。肺内に滞留した石綿繊維を白血球の一種であるマクロファージが排除しようとしませんが、長い繊維は排除されにくく体内に長く滞留するためと考えられています。

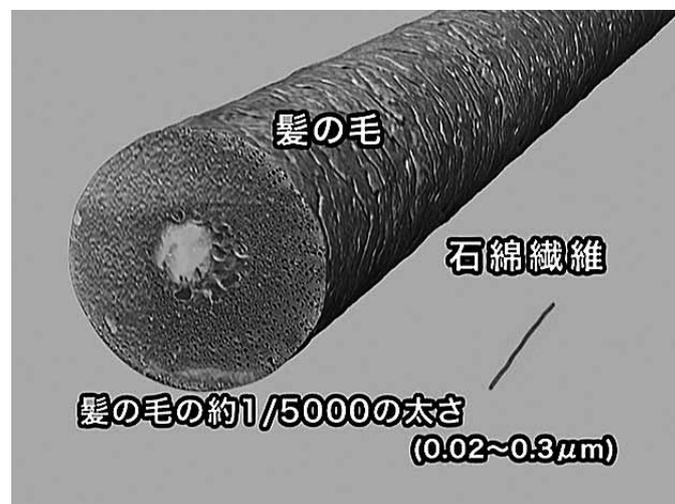
また発がん性は、石綿の種類によって異なり、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)の方がクリソタイル(白石綿)よりも発がん性が高いとされています。

石綿を吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、どの程度以上の石綿を、どのくらいの期間吸い込めば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

※1 1 μ m=10⁻⁶m=0.001mm

※2 石綿繊維により長期間にわたって炎症がおり、肺の組織が傷つけられ続けることで線維化が生じます。また、発生した活性酸素によりDNAが損傷された結果、遺伝子異常が起り、細胞ががん化する可能性が考えられています。

石綿繊維とヒトの髪の毛

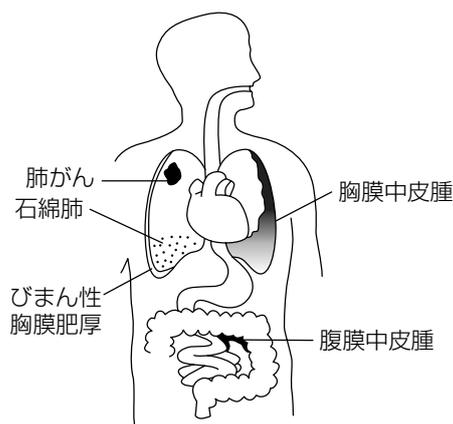


第3節 石綿関連疾患

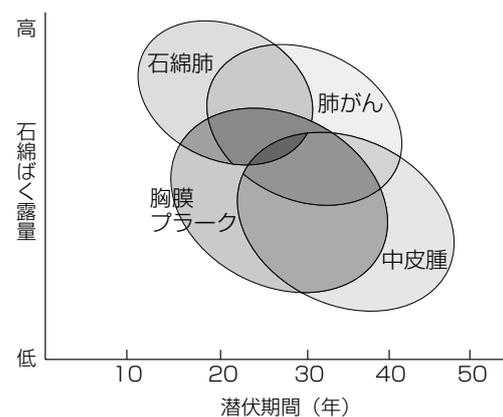
石綿健康被害救済制度の対象となる疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。（石綿肺、びまん性胸膜肥厚については、著しい呼吸機能障害を伴うものが救済対象です。）

このうち、中皮腫、石綿肺は石綿ばく露の特異性が高い疾患です。また石綿ばく露の医学的所見として重要な胸膜プラーク（肥厚斑）も石綿ばく露の特異性が高い所見です。一方、肺がんやびまん性胸膜肥厚は石綿以外の原因でも生じるため、石綿ばく露の特異性が低くなります。特に、肺がんでは喫煙が重要な危険因子となっています。

石綿関連疾患は石綿ばく露開始から発症までの潜伏期間が長いことが特徴です。石綿肺、肺がん、中皮腫、胸膜プラークと石綿粉じんばく露量、潜伏期間との関係については、おおむね図4のようになります。胸膜プラークや中皮腫は石綿肺や肺がんよりも低濃度のばく露で発症することが知られています。



● 図3 石綿によって起こる主な疾患と部位



● 図4 石綿粉じんのばく露量と潜伏期間
(Von Heinz Bohlrig & Herbert Otto, 1975を改変)

①中皮腫

中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍です。発症頻度は胸膜原発のものが最も多く、次いで、腹膜であり、心膜や精巣鞘膜の中皮腫は非常にまれです。胸膜中皮腫のほとんどは石綿ばく露が関与しています。

組織学的に上皮型、二相型、肉腫型、線維形成型に分類され、頻度もこの順に多く、上皮型の占める割合は50～70%です。喫煙と中皮腫発生との関連はみられません。

【石綿ばく露との関連】石綿ばく露から発症までの潜伏期間の多くは40年前後と非常に長い疾患です。中皮腫の発生の危険は石綿の累積ばく露量が多いほど高くなります。しかし、石綿肺、肺がんより低濃度でも危険性はあり、職業的なばく露だけでなく、家庭内ばく露、近隣ばく露による発症もあります。

②肺がん（原発性肺がん）

原発性肺がんは気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。中皮腫と異なり、喫煙をはじめとして石綿以外の多くの原因でも発生します。

【石綿ばく露との関連】石綿ばく露から肺がん発症までの潜伏期間の多くは30～40年程度と長くなっています。石綿の累積ばく露量が多いほど肺がんになる危険が高くなることが知られています。石綿のばく露濃度とばく露年数をかけた値が25～100繊維/ml×年*となる累積ばく露量で肺がんの危険は2倍に増加するとされています。

*大気中石綿濃度が1繊維/mlの職場に25年間（週40時間）働いた場合に25繊維/ml×年の累積ばく露があったとする考え方

肺がん発生の最大の要因は喫煙ですが、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がんの危険性は相加～相乗的に高くなることが知られています。喫煙しない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙者は10倍、石綿ばく露者は5倍、喫煙をする石綿ばく露者は約50倍とする報告があります。将来の肺がん発生の危険性を減らすためには、禁煙することが大切です。

③石綿肺

石綿肺は、石綿を大量に吸入することにより、肺が線維化する「じん肺」という病気の一つです。肺の線維化が進行していき、酸素-炭酸ガスの交換を行う機能が損なわれるため、呼吸困難が生じます。肺の線維化を起こすものとしては石綿以外の鉱物性粉じんをはじめ多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。

【石綿ばく露との関連】通常、石綿を大量に吸入ばく露した労働者に起こり、石綿ばく露開始から10年以上経過して石綿肺の所見が現れます。つまり、石綿肺は高濃度の石綿ばく露の医学的所見の一つともいえます。累積石綿ばく露量が25繊維/ml×年以上ないと石綿肺は発症しないといわれています。

④びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚は、臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性線維性胸膜炎の状態であり、通常は壁側胸膜（胸壁を覆う膜）にも病変が及んで両者が癒着していることがほとんどです。胸膜プラークと異なり、びまん性胸膜肥厚は結核性胸膜炎など石綿以外の様々な原因によっても生じます。

【石綿ばく露との関連】良性石綿胸水と同様に比較的高濃度の石綿の累積ばく露により発症すると考えられています。潜伏期間は高濃度ばく露群で30年、それよりも少し低い群で40年という報告があります。職業性ばく露によるびまん性胸膜肥厚症例での石綿ばく露期間は3年以上の例がほとんどです。

<参考>良性石綿胸水（救済給付の対象外）

胸水とは胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。とくに、石綿粉じんを吸入することによって、胸腔内に胸膜炎による滲出液（胸水）が生じる場合を良性石綿胸水と呼びます。

【石綿ばく露との関連】比較的高濃度の石綿粉じんを吸入することによって生じ、発症までの潜伏期間は15年以内のこともありますが、平均40年と他の石綿疾患同様に長い傾向が見られます。

第2章 石綿健康被害救済法の成立

第1節 経緯

平成17(2005)年6月29日、株式会社クボタは、兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺住民が、中皮腫に罹患していることを公表しました。この後、企業、業界団体等が石綿ばく露による中皮腫など石綿関連疾患が多数発生し労災認定を受けていることを相次いで公表し、石綿による中皮腫、肺がんの発生が社会問題となりました。

石綿による健康被害については、国民の生命や健康に影響を及ぼすものであることから、隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応等を適切に実施していくことが必要です。

このため、平成17年7月以来、政府において「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、健康被害者の救済については、同年12月27日に開催された第5回会合において「アスベストによる健康被害者のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を平成18年の通常国会の冒頭に提出するとともに、法案成立後はその速やかな施行に努める」こととされました。

その後、同法律案は平成18年の通常国会において成立し、同年2月10日に公布され、政省令制定等の実施準備を終えて、一部を除き、3月27日から実施されました。

第2節 石綿健康被害救済法の趣旨(制度設計時の考え方)*

石綿による健康被害に関しては、本来原因者が被害者にその損害を賠償すべき責任を負うものです。しかし、

①石綿へのばく露から発症までの潜伏期間が30~40年と非常に長期にわたること

②石綿は、建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきていること

から、被害者の石綿へのばく露に係る事実の確認、すなわち、特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することが極めて困難です。また、石綿へのばく露による疾病である中皮腫や肺がんは重篤であり予後が悪いため、発症から大体1、2年で死亡するケースがほとんどであり、さらに、現在発症されている方が石綿にばく露したと想定される、30年前から40年前には、このような重篤な疾病を発症するかもしれないことは一般には知られておらず、その危険性を知らないままに石綿にばく露したものです。

このため、従来の民事上の損害賠償の考え方では、原因者を特定することが困難であって因果関係を立証することができず、したがって石綿による健康被害を受けた者については、自ら非がないにも関わらず損害賠償を受けられないでいました。

しかし一方で、

- ①石綿による健康被害が既に発生しており、今後、この健康被害は増加すると予想されること
- ②健康被害の原因が石綿であることはおおむね明確であること
- ③石綿による健康被害のうち中皮腫は治癒が困難な疾病であり、このままでは、現に存在し、また今後発生する健康被害者は何ら救済を受けられずに死に至ること

は厳然たる事実であり、こうした状況に鑑みれば、石綿による健康被害者をその被害から救済するためには、現行の民事法に基づく解決に委ねることでは十分でなく、このような被害者を隙間なく迅速に救済するための制度を整備することが社会的要請となっていました。

このような状況を踏まえ、国民の健康で文化的な生活を確保すべき責任を負う政府の立場から、国が民事の損害賠償とは別の行政的な救済措置を速やかに講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、本制度が設けられました。

本制度において、救済給付の支給の対象にしているのは、「健康被害を受けた者及びその遺族」です。

本制度においては、健康被害の「補償を図ること」とは規定されていません。

これは、救済給付の支給が、健康被害の原因者に代わって被害者の損害をてん補するものではなく、国が行政的な救済措置を速やかに講ずることにより、健康被害による経済的負担の軽減を図るべく行われるものであるからです。

また、本制度は、石綿による健康被害を受けた者又はその遺族が、民法上の不法行為の制度があるにもかかわらず、石綿ばく露から発症までに長期間を要するために原因者の特定が困難であり、事実上損害賠償を受けられないという現状に鑑み、社会的に気の毒な立場にある石綿による健康被害を受けた者等の負担軽減を、石綿の使用により経済的利得を受けてきた事業者をはじめとする社会全体で引き受けようとするものであり、その意味で、本救済給付は見舞金的な性格を有しているとされています。

*出典：「石綿による健康被害の救済に関する法律（救済給付関係）逐条解説 平成18年6月環境省」

環境大臣談話「石綿健康被害救済制度の申請等開始にあたって」 (平成18年3月20日)

本日より、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の申請の受付が開始されました。

昨年6月以降、アスベスト問題の広がりや深刻さへの国民の関心が高まる中、政府においては、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、その迅速な救済を図るために、新たな法的措置の立案と施行に向けて、全力で取り組んでまいりました。

前例のないようなスピードで、本日、申請受付の日を迎えられたことを感慨深く思います。同時に、石綿に起因する疾病を患っておられる方々や、ご遺族の一刻も早い救済が図られることを願い、引き続き、全力で取り組む決意であります。

現在、石綿による中皮腫や肺がんで療養中の方には、早急に独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所に御相談いただき、申請の手続きを進めていただきたいと思います。大変予後の悪い疾病であることもあり、万が一にも申請をしないまま亡くなられるようなことのないよう、早急に御相談いただきたいと思います。

石綿健康被害者の迅速な救済のためには、医療関係者、保健所等の関係地方公共団体、報道関係者を始め、多くの皆様の協力が必要であります。環境省及び独立行政法人環境再生保全機構は、関係省庁と連携しつつ、精一杯取り組んでまいりますので、関係の皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、今国会の冒頭に法案を成立させていただいた国会の関係者を始め、施行に向けて御協力をいただいた関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

(出典：環境省ホームページより)

電話相談を受ける小池環境大臣(毎日新聞社提供)



第3節 機構における体制整備

第1項 機構法の一部改正

機構に石綿健康被害救済法による救済給付の給付等の業務を行わせるため、石綿健康被害救済法の附則で独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正されました。

改正では、機構の目的に「石綿による健康被害の救済」を加え、業務の範囲に石綿による健康被害の救済に関する業務として①認定、②救済給付の支給、③事業主からの拠出金の徴収が加えられたほか、認定の申請及び救済給付の支給の請求の受付業務を保健所等に行わせることができるよう、機構は、地方公共団体等に対し業務の一部を委託することができる規定が設けられました。

また、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるため、新たに石綿健康被害救済基金を設け、政府からの交付金、都道府県からの拠出金、労災保険適用事業主からの一般拠出金、船舶所有者（平成22年1月に労災保険適用事業主へ統合）からの一般拠出金、及び特別事業主から特別拠出金等を充てることになりました。

第2項 機構内における組織体制整備

機構では、平成17年9月の第3回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合において、「石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み」で救済措置の実施主体として機構の活用が検討されたことから、同年10月にアスベスト健康被害救済業務準備チームを設置し、環境省ほか関係機関とも連携して準備が進められました。

平成18年2月には石綿健康被害救済法が成立し、機構法の一部も改正され、同年3月に中期目標及び中期計画並びに業務方法書の一部改正を行い、石綿健康被害救済部が設置されました。

また、法律の公布から施行まで期間が大変短かったことから、制度の周知を図るため、医療機関、介護施設、受付機関となる保健所、及び石綿関連事業所等のあった地域に重点的に事前の広報を行ったほか、保健所等の事務担当者を対象に全国7ブロックで説明会を開催しました。

さらに、法律の施行に先立ち認定申請等の受付を開始しました。

第4節 石綿健康被害救済制度の見直し

平成18年の制度開始以降、制度の基本的な考え方を維持しつつ、適時適切に見直しを実施し、救済対象の拡大等が図られてきました。主な見直しは次のとおりです。

○平成20年12月1日 石綿健康被害救済法の一部改正

- ・医療費、療養手当の支給対象期間の拡大

指定疾病にかかった旨の認定は、申請のあった日から効力を生じていましたが、改正により、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（申請のあった日から3年前の場合は3年前の日）に効力が生じることになりました。

- ・未申請死亡者の取扱い

認定の申請をしないで施行日（平成18年3月27日）以降に死亡した者は、救済給付の対象とはなりませんでした。改正により、これら未申請死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給をすることになりました。（請求期限は当該未申請死亡者の死亡から5年）

- ・施行前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

施行前死亡者の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求期限は、施行日から3年とされていましたが、改正により6年間に延長されました。

- ・事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿健康被害救済制度の周知の徹底が規定されました。また、実施に当たっては関係行政機関が相互に密接な連携を図りながら協力しなければならないとされました。

○平成22年1月1日 雇用保険法等の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、船舶所有者からの一般拠出金の徴収を、厚生労働大臣が、既存の労働保険徴収システムを活用して、労働保険料と併せて徴収することになりました。（ただし、平成22年1月1日前に徴収事由が生じた一般拠出金の徴収は引き続き機構が直接徴収。）

○平成22年7月1日 石綿健康被害救済法施行令の一部改正

- ・指定疾病の追加

「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が指定疾病として追加。（認定の有効期間は5年）

○平成23年8月30日 石綿健康被害救済法の一部改正

- ・特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給の請求期限を、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から16年間、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から15年間に延長されました。

○平成25年6月18日 施行通知改正

- ・肺がん等の判定基準の見直し

肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合の医学的所見として、胸部エックス線画像や胸部CT画像から広範囲の胸膜プラーク所見が認められることを新たに判定基準に追加されました。

○平成26年4月1日 環境省告示の一部改正

- ・一般拋出金率が1,000分の0.05から1,000分の0.02に改正されました。

○平成28年4月1日 改正行政不服審査法の施行に伴う石綿健康被害救済法の一部改正

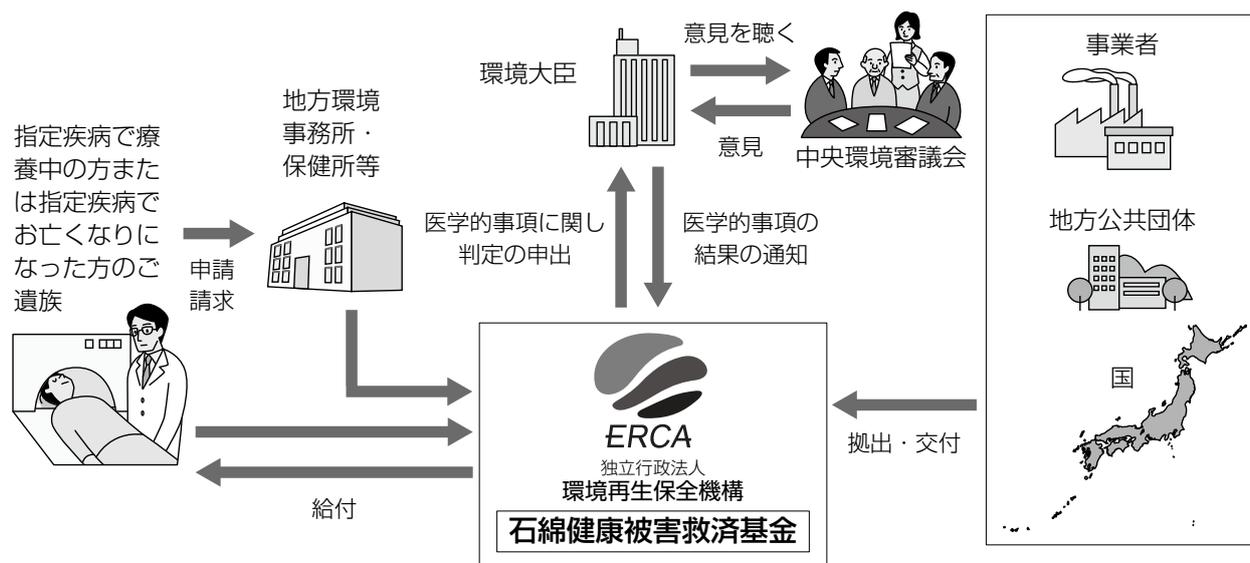
- ・特別拋出金の徴収に関する処分不服のある者は、公害健康被害補償不服審査会の裁決を経ることなしに、処分取消しの訴えを提起することができることとされました。

●表3 (参考) 石綿健康被害救済法関係の経緯

平成17年6月	アスベストによる健康被害が社会問題化
7月29日	第1回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合 「アスベスト問題への当面の対応」について
11月29日	第4回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合 「石綿による健康被害の救済に関する法律(仮称)案大綱」について
12月27日	第5回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合 「アスベスト問題に係る総合対策」について 「石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)」について
平成18年1月20日	「石綿による健康被害の救済に関する法律案」閣議決定、国会提出
1月31日	「石綿による健康被害の救済に関する法律案」衆議院可決
2月3日	「石綿による健康被害の救済に関する法律案」参議院可決、成立
2月10日	「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」公布・一部施行、改正機構法施行
3月2日	中央環境審議会「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」答申
3月10日	石綿健康被害救済法施行令・環境省関係施行規則の制定(施行日は法律施行の日)
3月20日	救済給付の申請受付開始
3月27日	「石綿による健康被害の救済に関する法律」施行 (拠出金徴収等に関する規定等は平成19年4月1日施行)
8月30日	石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会「石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する考え方について」報告
平成19年4月1日	拠出金徴収等に関する規定等の施行(完全施行)
平成20年12月1日	改正石綿健康被害救済法の施行 ・医療費、療養手当の支給対象期間の拡大 ・未申請死亡者の取扱い ・施行前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限 ・事業所の調査等
平成22年1月1日	雇用保険法等の一部改正法に伴う改正機構法の施行 船舶所有者からの一般拠出金の徴収を、既存の労働保険徴収システムを活用して、労働保険料と併せて徴収
5月6日	中央環境審議会答申「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」
7月1日	改正石綿健康被害救済法施行令の施行 指定疾病の追加
平成23年6月20日	中央環境審議会第二次答申「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」
8月30日	改正石綿健康被害救済法の施行 特別遺族弔慰金等の請求期限の再延長
平成25年4月25日	中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会「石綿健康被害救済制度における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」報告
6月18日	施行通知の改正 肺がん等の判定基準の見直し
平成26年4月1日	環境省告示の改正 一般拠出金率の改正
平成28年4月1日	改正行政不服審査法の施行に伴う石綿健康被害救済法の改正
12月16日	中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」報告

第3章 石綿健康被害救済法の仕組み（現行制度の概要）

第1節 救済制度の概要



石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族が申請・請求をすることができます。

救済給付の費用負担は、石綿による健康被害とその原因者との因果関係が特定できないこと、すべての国民や事業者が石綿による恩恵を受けてきたことから、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、労働保険料を納付している事業主からの拠出金、石綿との関係が深い事業主からの拠出金等により石綿健康被害救済基金を設け、給付に必要な費用を賄っています。

第2節 認定の仕組み

救済給付に係る申請等の受付、認定、支給等は、法に基づき、機構が行っています。また、石綿健康被害救済制度における認定の仕組みは、次のとおりです。

○認定

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定は、医療費等の支給を受けようとする者の申請の基づき、機構が行います。

○指定疾病

本制度の指定疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。

○医学的判定

機構は、認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知します。

○石綿健康被害医療手帳

機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者に対し、石綿健康被害医療手帳を交付します。

○認定の有効期間

認定は、有効期間内に限りその効力を有するものであり、認定の有効期間は、療養を開始した日（基準日）から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内となります。また、当該政令で定める期間は、中皮腫、肺がん、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚についてそれぞれ5年とされています。

○認定の更新

認定の更新は、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みがないときに、その申請に基づき行うものであり、その申請は当該認定の有効期間の満了日の属する月の6月前からすることができます。

○申請中死亡者に係る決定

認定の申請をした者で認定を受けないで死亡した者については、その認定申請の当時において認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（事実婚を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、死亡の当時生計を同じくしていた者又は葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を機構が行います。

なお、この申請は、死亡の日から6月以内に限りすることができます。

○特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定

機構は、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給します。

第3節 救済給付について

救済給付の種類は、「医療費」「療養手当」「未支給の医療費及び療養手当」「葬祭料」「特別遺族弔慰金及び特別葬祭料」及び「救済給付調整金」の6種類の給付があります。

○医療費

石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者（被認定者）が、その認定に係る指定疾病について石綿健康被害医療手帳を提示して保険医療機関等から医療を受けたときは、その被認定者に対し、その請求に基づき、医療費が支給されます。

支給の対象となる医療は、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送となります。

○療養手当

療養手当は、入通院に伴う諸経費（交通費、生活品等のための諸経費）、日常生活における近親者等による介護に要する費用（付添や介助用具に必要な費用）等を勘案して、月を単位に支給されるものであり、その額は月額103,870円とされています。

○未支給の医療費及び療養手当

医療費及び療養手当（以下「医療費等」という。）を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者（支給前死亡者）の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（2親等以内の親族）であって、死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、当該医療費等の支給を受けることができます。その優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順とされています。なお、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされます。なお、医療費については、支給前死亡者が死亡する前に請求を行っていなかった場合であっても、その遺族が未支給の医療費の支給を受けることができます。

○葬祭料

葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、199,000円が支給されます。

○特別遺族弔慰金及び特別葬祭料

特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、指定疾病に起因して法施行前に死亡した者（施行前死亡者）又は日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、申請をしないで当該指定疾病に起因して法施行日以後に死亡した者（未申請死亡者）の遺族（特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、特別遺族弔慰金の額は2,800,000円、特別葬祭料の額は199,000円とされています。

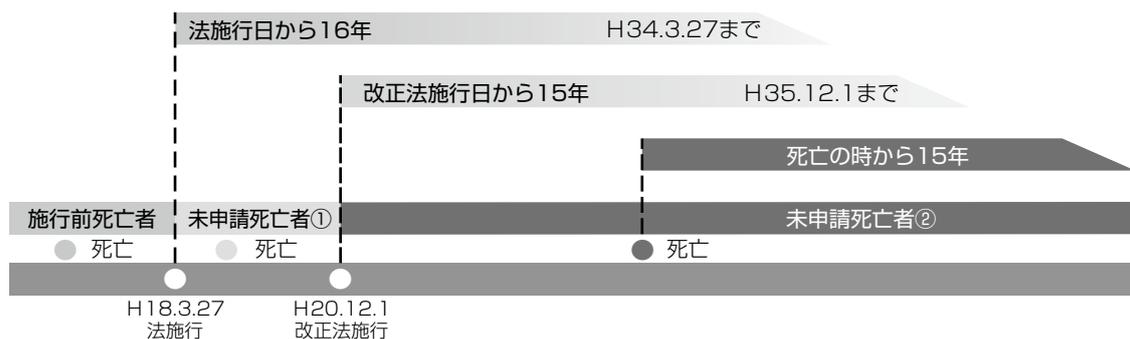
なお、特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から16年以内、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から15年以内となっています。

特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたもので、その優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順とされています。なお、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなします。

特別遺族弔慰金等の請求期限① 中皮腫・肺がん

施行前死亡者の場合：平成34年3月27日

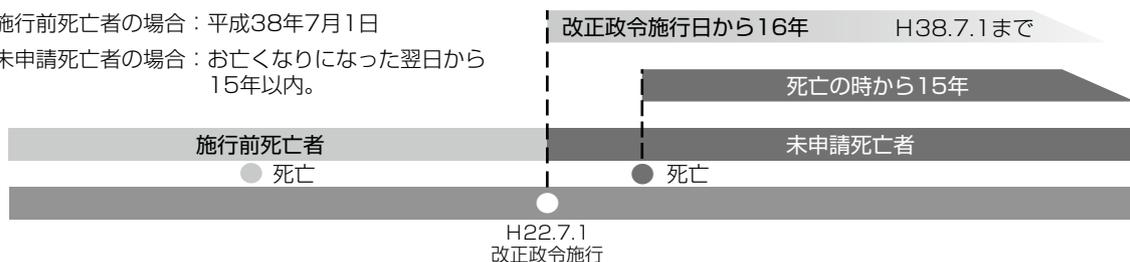
未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から15年以内。ただし、平成18年3月27日～平成20年11月30日までにお亡くなりになった方のご遺族の場合は、平成35年12月1日まで。



特別遺族弔慰金等の請求期限② 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚

施行前死亡者の場合：平成38年7月1日

未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から15年以内。



機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給するものであり、認定を行おうとするときは、医学的な判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができることとされています。

○救済給付調整金

救済給付調整金は、被認定者が当該指定疾病に起因して亡くなった場合において、支給された医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その差額分を被認定者の遺族に支給するものであり、当該遺族の請求に基づき支給されます。

第4節 他法令との調整

本制度の趣旨は、既存の各種災害補償制度により補償を受けられない被害者の救済であるため、被害者が労働者災害補償保険法等の補償制度により給付を受けるべき場合には、他に費用を負担すべき原因者が存在し、その原因者から補償を受けられると考えられるため、当該補償制度による給付を優先し、その給付に相当する金額として算定した額の限度において本制度による給付は行われません。

なお、医療費については、実費補償的な性格を有することから、各種災害補償制度に限定せず、各種公的負担医療制度による給付が優先されます。

第5節 救済給付の費用

機構は、救済給付の支給に要する経費（支給事務の執行に要する費用を除く）に充てるため、石綿健康被害救済基金が設けられています。

石綿健康被害救済基金は、政府からの交付金、地方公共団体からの拠出金、一般拠出金、特別拠出金及び基金の運用によって生じた利子等をもって構成されています。法律上におけるそれぞれの拠出金の性格は次のとおりとなっています。

政府交付金：政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（支給事務の執行に要する費用を含む）に充てるための資金を交付することができる。

地方公共団体拠出金：地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（支給の事務の執行に要する費用を除く）に充てるための資金を拠出することができる。

一般拠出金：救済給付の支給に要する費用（支給事務の執行に要する費用を含む）に充てるため、労災保険適用事業主から、厚生労働大臣が毎年度徴収する。労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

特別拠出金：救済給付の支給に要する費用（支給事務の執行に要する費用を含む）に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生状況その他の事情を勘案して定める要件に該当する事業主（特別事業主）から、機構が毎年度徴収する。特別事業主は、特別拠出金を納付する義務を負う。

第6節 特別遺族給付金（厚生労働省所管）

石綿健康被害救済制度には、労災補償を受けずに亡くなった労働者の遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金が設けられています。対象は、石綿を原因とした疾病で亡くなった労働者（特別加入者を含む）の遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利がなくなった労働者の遺族で、対象者には、特別遺族年金又は特別遺族一時金が支給されます。

第7節 不服申立て

認定又は救済給付の支給に係る処分について不服がある場合には、公害健康被害補償不服審査会に審査請求をすることができます。なお、処分取消しの訴えは、審査請求の採決を経た後でなければ提起することができません。

また、特別拠出金の徴収に係る処分について不服がある場合には、環境大臣に審査請求することができます。

審査請求の期間については、改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行により、平成28年4月1日以降、60日から3か月に延長されました。

第4章 申請（請求）・認定等の状況

第1節 受付状況

申請（請求）受付状況（年度推移）

平成18年度から平成27年度までの申請（請求）件数は15,220件であり、療養中の方からの申請が9,470件と全体の約6割（62.2%）を占めており、続いて施行前死亡者の遺族からの請求が4,448件（29.2%）、平成20年12月から受付の始まった未申請死亡者の遺族からの請求が1,302件（8.6%）となっています。

施行前死亡者の遺族からの請求については、平成21年4月と24年3月に中皮腫で死亡された遺族を対象に救済制度について周知を行い、平成27年度までに1,282件の請求を受けています。

また、申請時の疾病別分類では、中皮腫11,338件（74.5%）、肺がん3,056件（20.1%）、石綿肺295件（1.9%）、びまん性胸膜肥厚234件（1.5%）となっています。

●表4 申請（請求）の受付状況

（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養中の方	1,744	1,073	992	787	864	783
未申請死亡者の遺族	—	—	120	184	161	150
施行前死亡者の遺族	2,181 (—)	352 (—)	962 (675)	274 (195)	155 (35)	220 (146)
合計	3,925	1,425	2,074	1,245	1,180	1,153

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
療養中の方	811	788	760	868	9,470
未申請死亡者の遺族	192	195	141	159	1,302
施行前死亡者の遺族	231 (194)	35 (24)	19 (6)	19 (7)	4,448 (1,282)
合計	1,234	1,018	920	1,046	15,220

注1) 平成28年4月時点におけるデータから作成。

注2) 括弧書きは、機構及び厚生労働省が行った周知事業による請求の件数で内数。

注3) 未申請死亡者の遺族からの請求は、平成20年12月から受付。

●表5 疾病別申請件数の推移

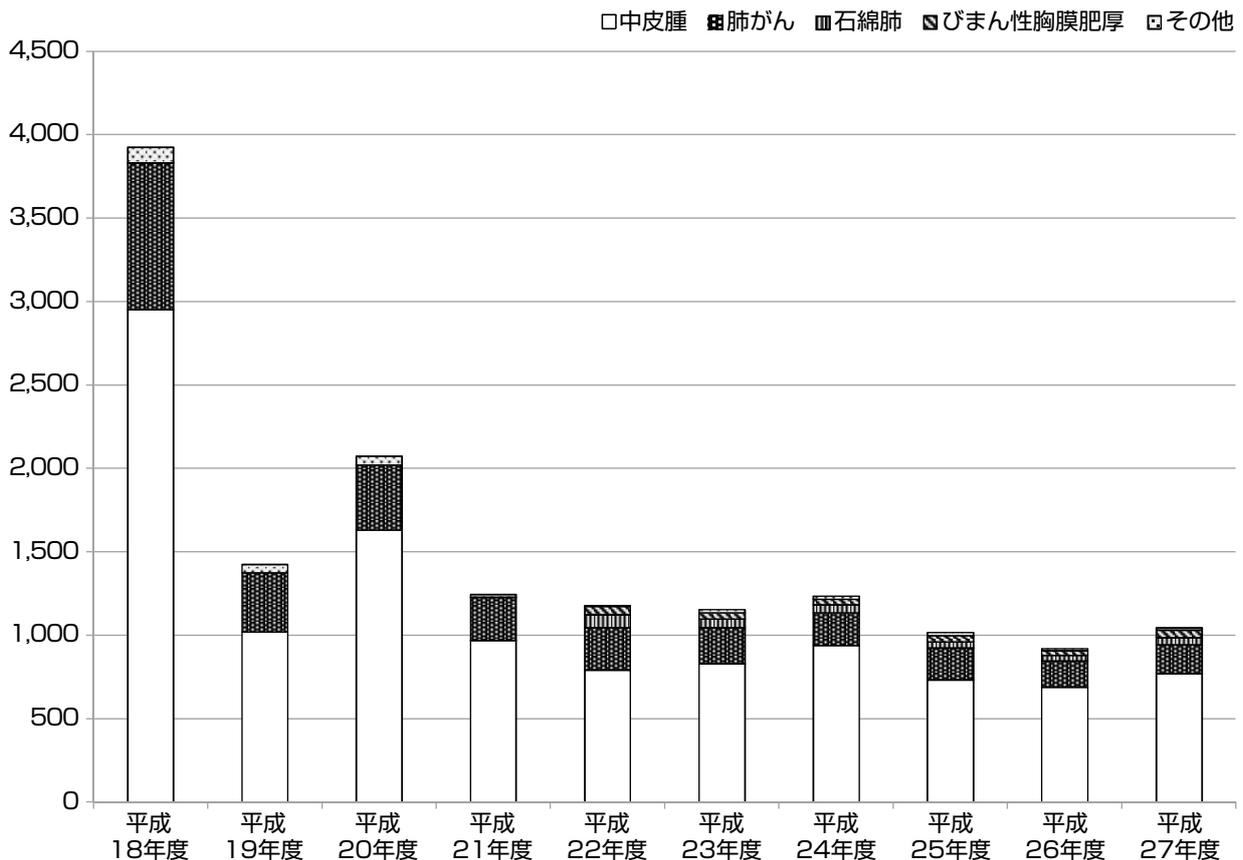
(単位：件)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	計
中皮腫	2,954	1,021	1,631	971	794	829	940	735	691	772	11,338
肺がん	877	356	391	258	251	216	195	188	154	170	3,056
石綿肺	-	-	-	-	78	53	46	37	36	45	295
びまん 性胸膜 肥厚	-	-	-	-	50	37	36	39	26	46	234
その他	94	48	52	16	7	18	17	19	13	13	297
計	3,925	1,425	2,074	1,245	1,180	1,153	1,234	1,018	920	1,046	15,220

注1) その他は、複数の疾病で申請のあったもの、指定疾病外で申請があったものなどである。

注2) 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚は平成22年7月から受付。

●グラフ1 疾病別申請件数の推移



注1) その他は、複数の疾病で申請のあったもの、指定疾病外で申請があったものなどである。

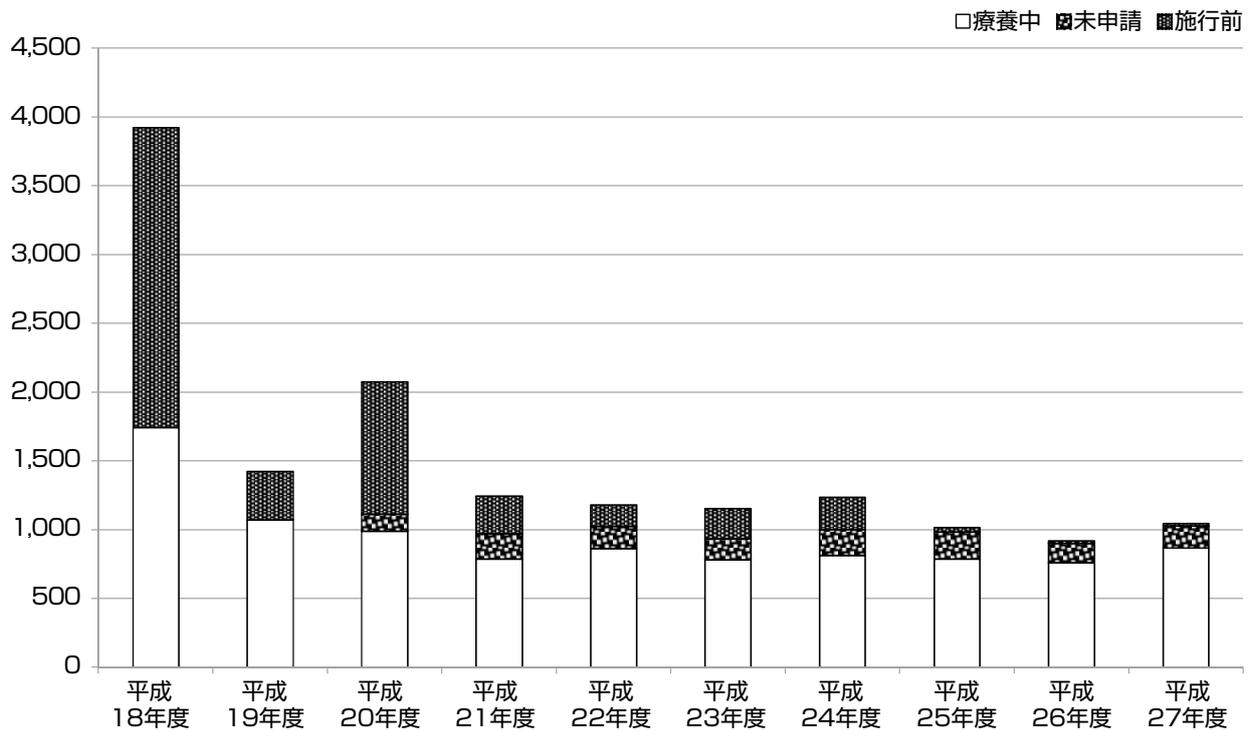
注2) 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚は平成22年7月から受付。

●表6 申請区分別申請件数の推移

(単位：件)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	計
療養中	1,744	1,073	992	787	864	783	811	788	760	868	9,470
未申請	-	-	120	184	161	150	192	195	141	159	1,302
施行前	2,181	352	962	274	155	220	231	35	19	19	4,448
計	3,925	1,425	2,074	1,245	1,180	1,153	1,234	1,018	920	1,046	15,220

●グラフ2 申請区分別申請件数の推移



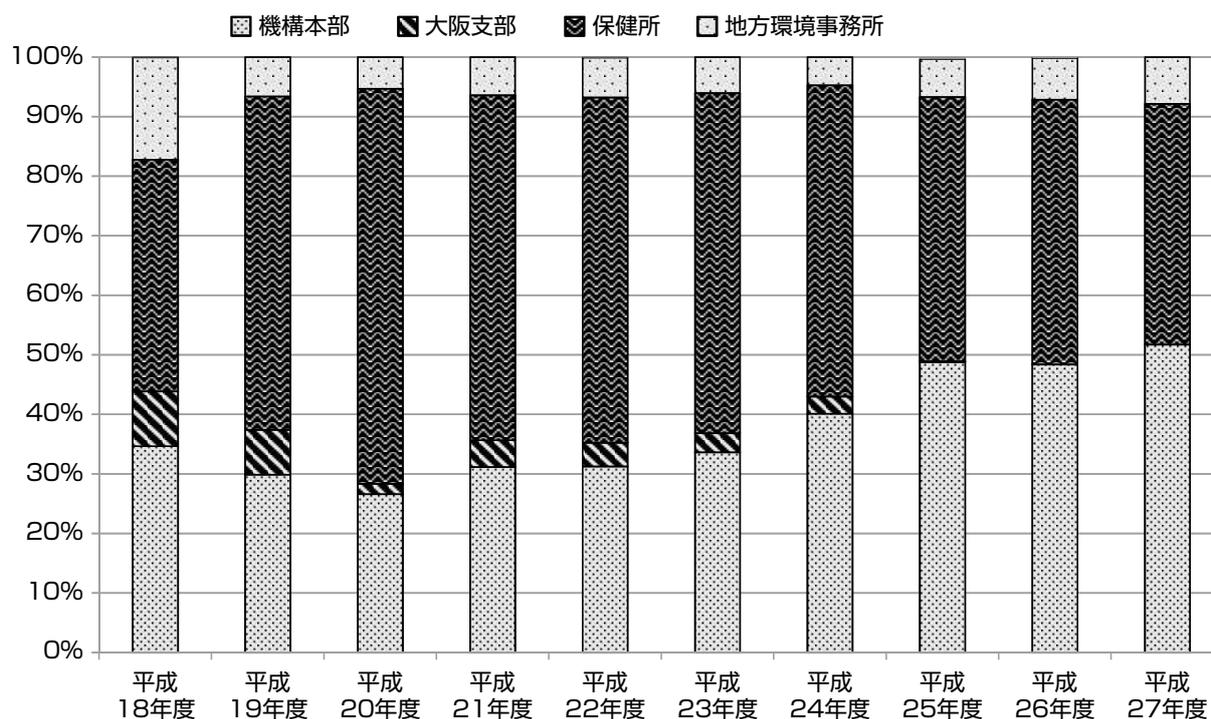
●表7 受付窓口別申請件数の推移

(単位:件)

	機構本部	大阪支部	保健所	地方環境事務所	計
平成18年度	1,377	363	1,506	679	3,925
平成19年度	437	105	793	90	1,425
平成20年度	485	41	1,434	114	2,074
平成21年度	388	56	721	80	1,245
平成22年度	370	48	687	75	1,180
平成23年度	387	37	659	70	1,153
平成24年度	494	36	646	58	1,234
平成25年度	496	1	456	65	1,018
平成26年度	446	—	409	65	920
平成27年度	541	—	423	82	1,046
計	5,421	687	7,734	1,378	15,220

注) 大阪支部は平成25年6月末に廃止されています。

●グラフ3 受付窓口別申請件数の推移



注) 大阪支部は平成25年6月末に廃止されています。

第2節 認定等の状況

①認定等の決定状況（年度推移）

平成18年度から平成27年度までの認定件数は10,985件であり、平成26年度には認定者は1万人を超えています。

認定時の疾病別分類では、中皮腫9,369件（85.3%）、肺がん1,468件（13.4%）、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺60件（0.5%）、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚88件（0.8%）となっています。

●表8 認定等の状況

（単位：件）

	種別	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
療養中の方	認定	799	642	708	574	643	610
	不認定	224	237	169	126	127	165
	取下げ	207	187	202	115	94	71
未申請死亡者の遺族	認定			7	138	91	94
	不認定			0	61	61	54
	取下げ			2	14	10	13
施行前死亡者の遺族	認定	1,587 (-)	324 (-)	485 (286)	628 (552)	106 (34)	73 (37)
	不認定	50	198	84	49	41	25
	取下げ	180	62	27	52	11	12
合 計	認定	2,386	966	1,200	1,340	840	777
	不認定	274	435	253	236	229	244
	取下げ	387	249	231	181	115	96

	種別	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	合計
療養中の方	認定	703	639	599	695	6,612
	不認定	164	113	113	111	1,549
	取下げ	42	27	23	40	1,008
未申請死亡者の遺族	認定	118	150	87	109	794
	不認定	64	59	33	28	360
	取下げ	7	8	4	5	63
施行前死亡者の遺族	認定	317 (292)	35 (27)	13 (9)	11 (5)	3,579 (1,242)
	不認定	24	6	5	5	487
	取下げ	20	3	5	2	374
合 計	認定	1,138	824	699	815	10,985
	不認定	252	178	151	144	2,396
	取下げ	69	38	32	47	1,445

注1) 平成28年4月時点におけるデータから作成。

注2) 括弧書きは、機構及び厚生労働省が行った周知事業による請求の数で内数。

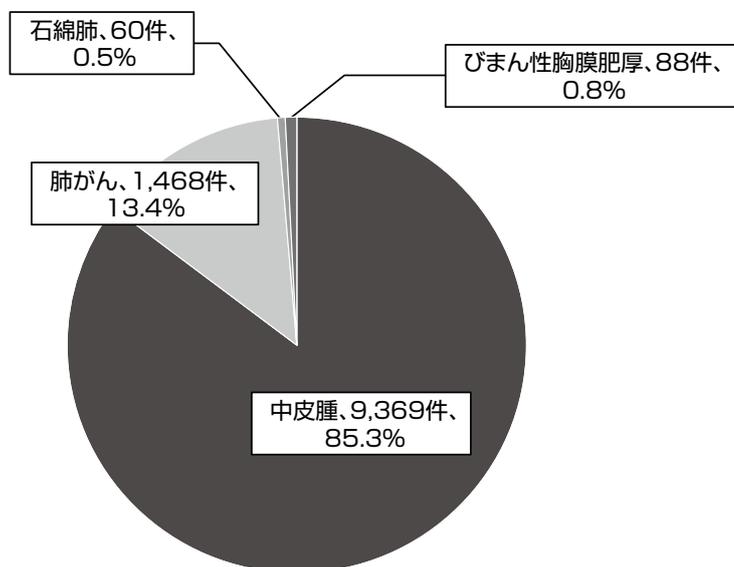
注3) 未申請死亡者の遺族からの請求は、平成20年12月から受付。

●表9 認定時疾病別

(単位：件)

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養中	5,374	1,148	22	68	6,612
未申請	611	172	2	9	794
施行前	3,384	148	36	11	3,579
計	9,369	1,468	60	88	10,985

●グラフ4 認定時疾病別



②認定割合の経年推移

平成18年3月の制度開始以降、認定件数は累計で10,985件、不認定は累計で2,396件となっており、認定割合は82%となっています。

療養中の方の申請では、中皮腫の認定割合は概ね9割で推移しており、肺がんでは、平成25年度以降は8割で推移しています。

*認定割合＝認定件数／（認定件数＋不認定件数）×100%

●表10 申請区分別の認定割合

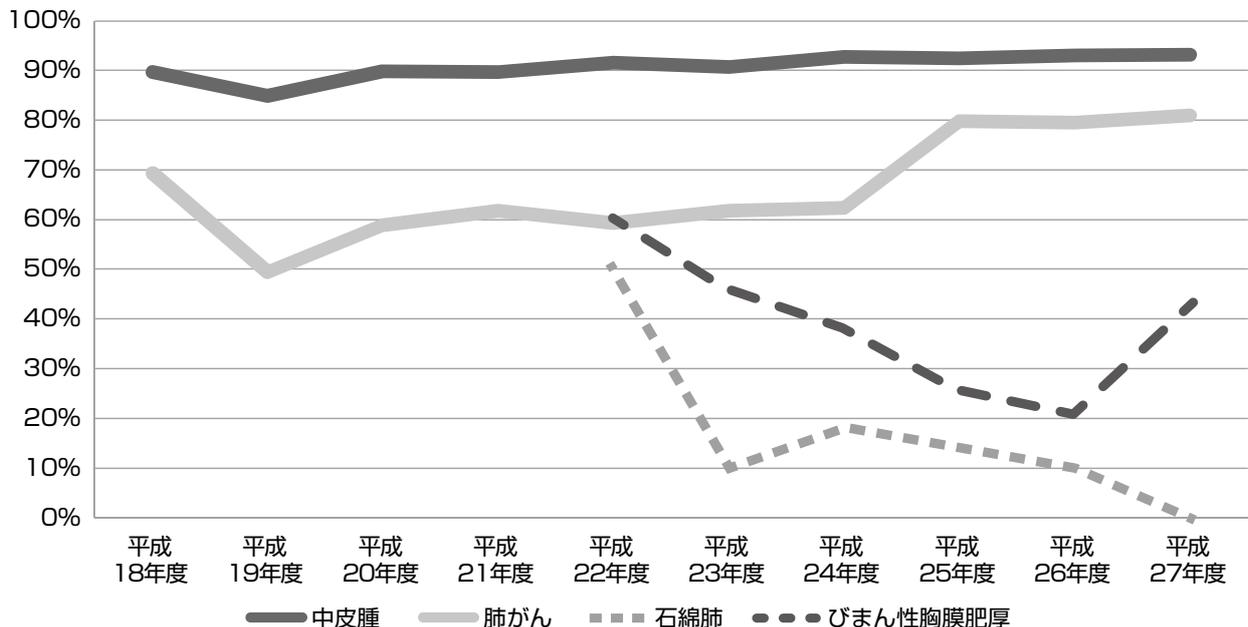
(単位：%)

年度	療養中の方				未申請死亡者				施行前死亡者			
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
平成18年度	90	69	/	/	/	/	/	/	99	60	/	/
平成19年度	85	49	/	/	/	/	/	/	93	20	/	/
平成20年度	90	59	/	/	100	100	/	/	98	27	/	/
平成21年度	90	62	/	/	76	52	/	/	99	17	/	/
平成22年度	92	59	50	60	62	56	-	-	96	21	92	78
平成23年度	91	62	10	46	77	50	0	0	100	11	63	29
平成24年度	93	62	18	38	79	42	13	11	99	12	50	50
平成25年度	92	80	15	26	75	81	13	27	100	33	33	-
平成26年度	93	80	10	21	80	67	0	33	100	40	0	-
平成27年度	93	81	0	42	88	71	0	50	100	20	0	100

注)「-」は認定、不認定とも実績がなかったもの。

出典：平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料から作成。

●グラフ5 療養中の方の認定割合



(参考) 取下げの内訳

平成25年度以降の3年間に於ける取下げの主な理由は、労災保険の支給決定が65.8%、指定疾病外の申請7.7%、医学的資料の提出が無いなど医師の診断がないもの7.7%、申請中死亡後の承継者不在7.7%となっています。

●表11 取下げの理由

(単位：件)

取下げ理由	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計	率
労災保険の支給決定	28	15	34	77	65.8%
指定疾病外の申請	4	1	4	9	7.7%
医師の診断がない	1	6	2	9	7.7%
申請中死亡後の承継者不在	0	5	4	9	7.7%
その他	5	5	3	13	11.1%
計	38	32	47	117	100.0%

③受付と認定等決定の年度別の推移と進捗状況

各年度における申請（請求）受付と認定等の状況は、制度発足当初は、申請等が集中したこと、また、石綿健康被害救済法の施行前に中皮腫で死亡された被害者の遺族を対象に救済制度について周知を行った年度では、次年度に繰り越される案件が多くみられます。

これについて、施行前では、死亡診断書の記載から判断できるものは迅速に処理を行い、また、申請段階から申請者の同意を得て、直接医療機関に医学的判定に必要な資料の収集を積極的に行った取組などにより、1回の審議で医学的判定が行われた案件が増えたことで、改善が図られています。（1回の医学的判定の推移は、第4章第3節の②に記載。）

●表12 受付と認定等の年度別の推移

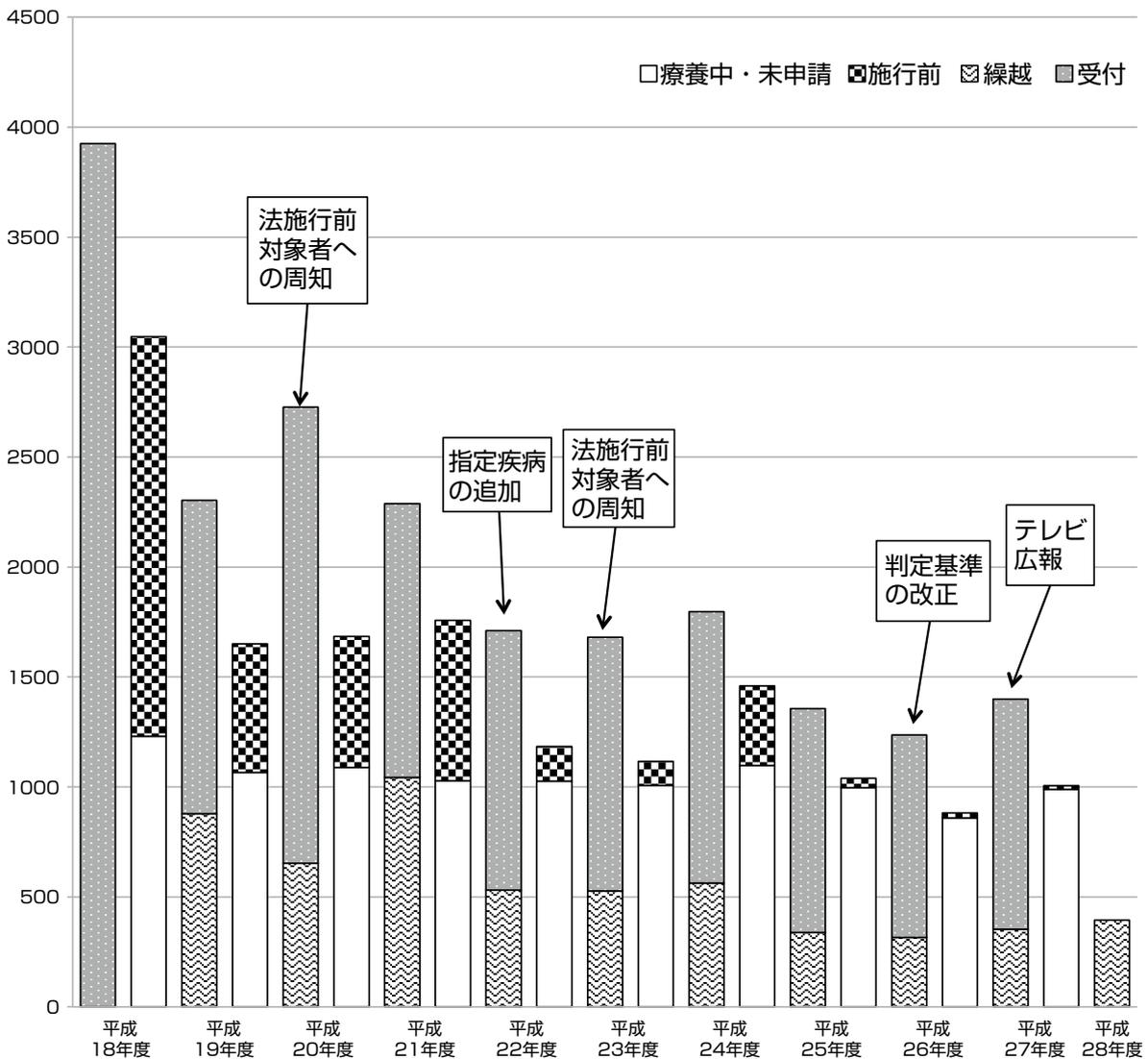
(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度未処理	—	878	653	1,043	531
受 付	3,925	1,425	2,074	1,245	1,180
認定等の決定					
療養中の方・未申請死亡者の遺族	1,230	1,066	1,088	1,028	1,026
施行前死亡者の遺族	1,817	584	596	729	158
繰 越	878	653	1,043	531	527

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
前年度未処理	527	563	338	316	354
受 付	1,153	1,234	1,018	920	1,046
認定等の決定					
療養中の方・未申請死亡者の遺族	1,007	1,098	996	859	988
施行前死亡者の遺族	110	361	44	23	18
繰 越	563	338	316	354	394

注1) 平成28年4月時点におけるデータから作成。
注2) 認定等の内訳には、認定のほか不認定、取下げを含む。

●グラフ6 受付と認定等の年度別の推移



注) 各年度の左の棒グラフは受付と繰越の件数、右の棒グラフは認定等の処分(取下げを含む)の件数。

第3節 申請から認定等までの処理期間

①認定等までの平均処理日数

申請区分別における申請から認定等の決定までの平均処理日数は、療養中の方からの申請では、平成18年度は173日であったのが平成27年度には106日に、未申請死亡者の遺族からの請求では、平成21年度に186日であったのが平成27年度は125日に、それぞれ大幅に短縮がされています。

施行前死亡者からの請求については、平成18年度は257日であったのが平成27年度では229日と大きな変化はありません。これは、施行前死亡者に係る医学的資料の収集が年々困難となっている実態があることが考えられます。

●表13 申請区分別の平均処理日数の推移

(単位：日)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
療養中の方	173	181	177	178	175	164	130	115	116	106
未申請死亡者	—	—	—	186	214	185	160	120	138	125
施行前死亡者	257	408	329	416	293	243	289	351	333	229

出典：平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料から作成。

②療養中の方からの認定申請

療養中の方からの申請では、申請から認定等まで2ヶ月以内で認定等の決定が出ている割合は、平成18年度は2.1%であったのが平成27年度は29.3%に大幅に増加している一方、半年を超えるものは、平成18年度は41.9%であったのが平成27年度は11.7%に大幅に減少しています。

これは機構において、申請段階から申請者の同意を得て、直接医療機関に医学的判定に必要な資料の収集を積極的に行った取組などにより、1回の審議で医学的判定が得られた案件の割合が増えたことが主な要因と考えています。

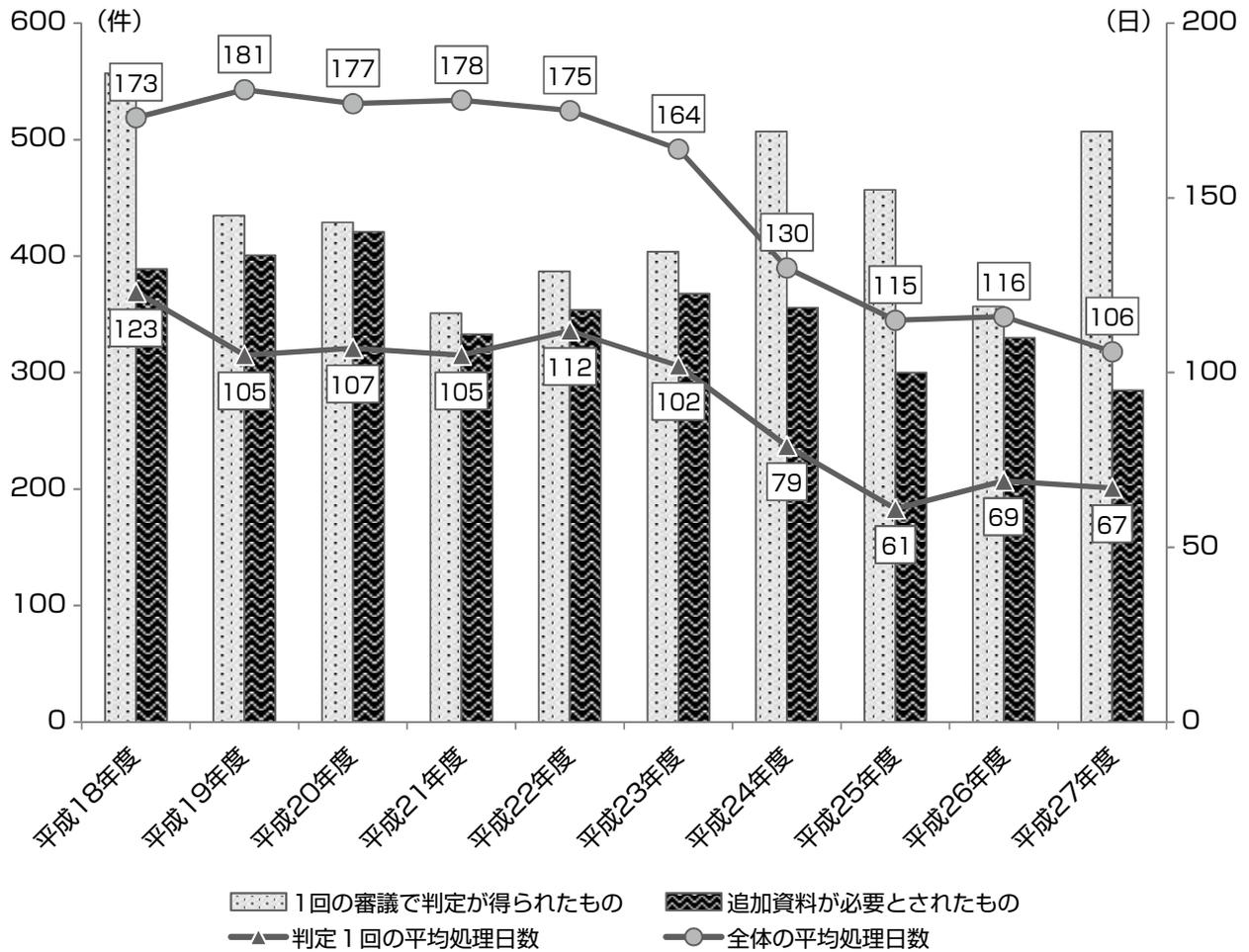
●表14 療養中申請における処理日数の分布状況の推移

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
60日以内	2.1	1.9	1.2	1.3	0	3.5	16.7	32.1	21.5	29.3
181日以上	41.9	37.6	37.1	37.6	37.4	34.8	18.5	11.6	13.8	11.7

出典：平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料から作成。

●グラフ 療養中申請における1回の審議で医学的判定が得られた件数の推移



③医学的判定を経ずに認定した平均処理日数

施行前死亡者の請求では、死亡診断書等から死亡原因が指定疾病であるとの記載がある場合、環境省の医学的判定を経ずに認定しています。

機構及び厚生労働省において、平成21年4月と24年3月に行った施行前死亡者の遺族への制度周知により、平均処理日数が一時的に増加はしていますが、制度発足当初は146日であったのが平成27年度は40日と減少しています。

●表15 施行前請求で医学的判定を経ずに認定した場合の平均処理日数の推移

(単位：日)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施行前死亡者 (医学的判定無)	146	134	81	117	59	43	61	57	94	40

出典：平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料から作成。

注) 平成26年度は、東日本大震災の被災者で生計同一の確認等に時間を要した案件(1件)があり、これを除けば48日となる。

(参考) 特別遺族弔慰金等の対象者への周知

機構及び厚生労働省においては、平成21年と24年から25年にわたり、法施行前に中皮腫で死亡した被害者の遺族へ制度の周知を行っています。

機構では、保健所に保管されている死亡小票から、法施行前に中皮腫で死亡した方の情報を収集し、特別遺族弔慰金等の支給を受けられていない方に救済制度の案内文を送付しました。

また、厚生労働省では、法務局などに保管されている死亡届を基に、平成7年から平成17年までに中皮腫で死亡した方の情報を収集し、労災保険又は救済給付の支給を受けられていない方に制度の案内文を送付しました。

これら約5,000件の案内に対して、これまで救済制度では、1,242件の認定を行っています。

●表16 機構による特別遺族弔慰金等の案内 (単位:件)

調査で把握した中皮腫 死亡者数 (a)	救済制度への請求件数 (b)	親族が不明な事案等 (c)	周知対象件数 (a) - (b) - (c)
2,969	1,357	222	1,390

出典:平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料から作成(以下、表17、表18において同じ。)

●表17 厚生労働省による特別遺族給付金等の案内 (単位:件)

調査で把握した中皮腫 死亡者数 (a)	救済制度への請求件数 (b)	親族が不明な事案等 (c)	周知対象件数 (a) - (b) - (c)
6,795	2,992	52	3,751

●表18 機構及び厚生労働省からの周知による救済制度における認定状況

機構周知	厚生労働省周知	両方から周知	計
889	345	8	1,242

(法施行前の中皮腫で認定された件数のうち、機構又は厚生労働省から案内を受けて請求があった件数)

第4節 救済制度と労災保険との連携

①年度別中皮腫死亡者数と救済制度・労災保険等における認定状況

救済制度のほか、労災保険、船員保険、元国鉄アスベスト補償制度、国家公務員災害補償制度、及び地方公務員災害補償制度などによる中皮腫認定者数(死亡者)と、厚生労働省の人口動態統計における中皮腫死亡者数とを比較すると、制度が発足した平成18年度以降では死亡者数に対する認定者の割合は6割から7割で推移しています。

●表19 中皮腫死亡者数と救済制度・労災保険等における認定状況

死亡年 (注1)	石綿健康被害救済制度				労災又は 特別遺族給 付金(注2)	船員保険 (注2)	国鉄・ 共済等 (注3)	A：合計 (注4)	B：中皮腫 死亡者数 (注5)	(A) / (B)
	療養者	未申請 死亡者	施行前 死亡者	計						
平成7年	-	-	91	91	70	0	1	162	500	32.4%
平成8年	-	-	124	124	94	0	0	218	576	37.8%
平成9年	-	-	138	138	93	1	0	232	597	38.9%
平成10年	-	-	117	117	122	1	0	240	570	42.1%
平成11年	-	-	165	165	141	2	0	308	647	47.6%
平成12年	-	-	190	190	179	1	2	372	710	52.4%
平成13年	-	-	225	225	172	2	1	400	772	51.8%
平成14年	-	-	324	324	168	1	1	494	810	61.0%
平成15年	-	-	382	382	267	5	1	655	878	74.6%
平成16年	-	-	523	523	263	2	3	791	953	83.0%
平成17年	-	-	505	505	328	4	3	840	911	92.2%
平成18年	203	24	114	341	408	5	3	757	1,050	72.1%
平成19年	254	40	-	294	419	2	5	720	1,068	67.4%
平成20年	343	50	-	393	431	4	3	831	1,170	71.0%
平成21年	325	68	-	393	320	3	5	721	1,156	62.4%
平成22年	315	53	-	368	470	5	4	847	1,209	70.1%
平成23年	326	66	-	392	454	4	3	853	1,258	67.8%
平成24年	366	88	-	454	542	2	0	998	1,400	71.3%
平成25年	355	73	-	428	484	10	4	926	1,410	65.7%
平成26年	360	61	-	421	428	7	2	858	1,376	62.4%
計	2,847	523	2,898	6,268	5,853	61	41	12,223	19,021	64.3%

(注1) (注5) の出典の対象期間に合わせ、平成7年以降について記載している。

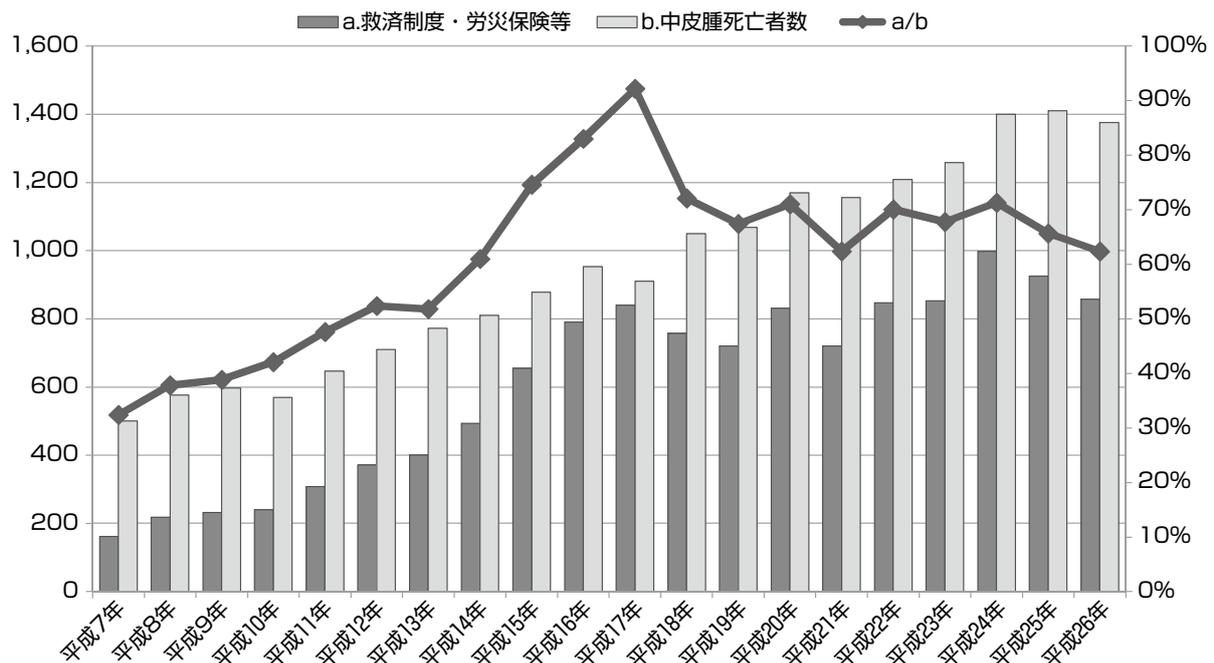
(注2) 労災・特別遺族甲慰金・船員保険は厚生労働省「平成26年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」から引用。

(注3) 国鉄・共済等は、救済の制度の認定を受けた後、元国鉄・アスベスト補償制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度など他法令から給付の決定を受けた者。

(注4) 労災又は特別遺族給付金、船員保険制度以外にも、旧国鉄・アスベスト補償制度や国家公務員災害補償制度等において認定実績があるが、データの制約上、これらの件数は合計には含まれていない。

(注5) 出典：厚生労働省「都道府県(21大都市再掲)別にみた中皮腫による死亡数の年次推移(平成7年～平成26年)～人口動態統計(確定数)より」

●グラフ8 中皮腫死亡者数と救済制度・労災保険等認定者の死亡年別の状況



出典：環境再生保全機構 平成27年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料から作成。

②厚生労働省への情報提供の状況

本来、労災保険制度に申請すべき者が救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえるよう、平成25年度から、機構から厚生労働省に、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について情報提供を行っています。

●表20 厚生労働省への情報提供

(単位：件)

	療養中の方	未申請死亡者	施行前死亡者	計
平成25年度	13 (6)	1 (1)	0 (-)	14 (7)
平成26年度	25 (6)	5 (3)	1 (1)	31 (10)
平成27年度	42 (4)	7 (1)	0 (-)	49 (5)
計	80 (16)	12 (5)	1 (1)	94 (22)

出典：平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会 資料を改変し作成(年度は救済制度における認定年度)

注)括弧書きは、情報提供後に労災保険の支給決定を受けた者で内数。

第5節 救済給付の支給状況

①救済給付の支給状況

平成18年度から平成27年度までに支給された救済給付は、累計で351億88百万円となっています。平成21年度と平成24年度に特別遺族弔慰金等の支給が多くなっているのは、平成21年4月と24年3月に、機構と厚生労働省が、法施行前に中皮腫で死亡した被害者の遺族に対し制度周知を行った効果によるものです。(第4章第3節(参考)の特別遺族弔慰金等の対象者への周知参照)

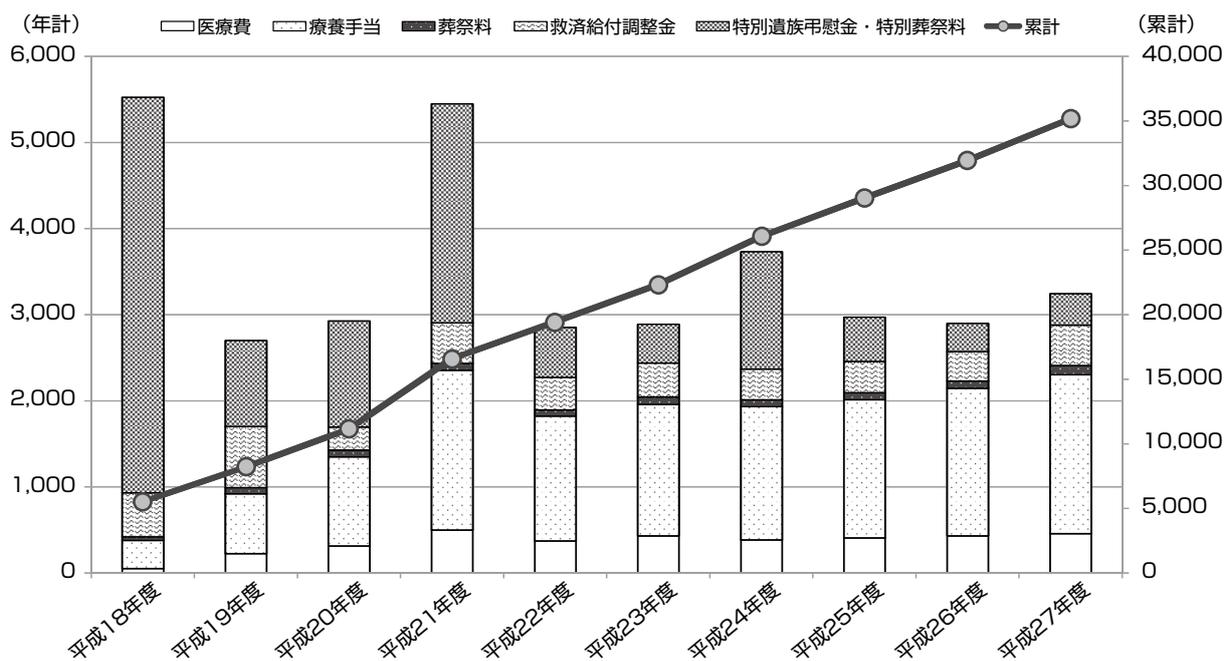
●表21 救済給付の支給状況(年度別・種類別)

(単位：千円)

年 度	医療費	療養手当	葬祭料	救済給付 調整金	特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	計
平成18年度	53,480	324,905	42,387	511,399	4,591,469	5,523,640
平成19年度	227,669	694,059	73,033	709,718	995,668	2,700,147
平成20年度	316,617	1,034,398	77,809	269,047	1,229,590	2,927,461
平成21年度	502,061	1,852,696	80,595	470,826	2,543,152	5,449,330
平成22年度	373,831	1,449,513	73,232	377,000	579,006	2,852,582
平成23年度	432,865	1,526,478	85,769	394,745	450,049	2,889,906
平成24年度	385,735	1,548,128	79,600	355,422	1,361,546	3,730,431
平成25年度	409,942	1,602,992	81,789	364,589	512,829	2,972,141
平成26年度	433,896	1,712,155	86,167	342,143	324,091	2,898,452
平成27年度	458,566	1,845,991	107,460	469,478	362,879	3,244,374
(療養者等)	17,185,977		(死亡者遺族等)		18,002,487	35,188,464

●グラフ9 救済給付の支給状況

(単位：百万円)



②認定・請求から支給までの平均処理日数

療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等など、法令により給付額が定められているものは、請求（又は認定）から1ヶ月程度で支給を行っています。迅速化の取組としては、例えば、療養手当では申請時に請求書類を提出していただくことや、支給日を複数回にするなどの取組を積極的に進めています。

●表22 請求から支給までの平均処理日数

(単位：日)

区分	医療費 (償還)	療養手当 (初回)	葬祭料	未支給の 医療費等	救済給付 調整金	特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	
						未申請 死亡者	施行前 死亡者
平成21年度	52	23	33	133	141	16	16
平成22年度	49	24	35	59	66	16	17
平成23年度	51	26	28	45	58	16	19
平成24年度	47	17	31	47	65	14	19
平成25年度	48	18	29	40	57	15	11
平成26年度	63	17	31	59	70	15	15
平成27年度	59	18	29	51	63	15	16

注1) 療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。その他は請求から支給までの日数。

注2) 平成21～25年度は中央値、平成26、27年度は「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」及び「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した案件」を除いた実績の平均値。

注3) 医療費(償還)は、石綿健康被害医療手帳の交付を受ける前等に、医療機関等の窓口で自己負担した認定疾病に関する医療費を、後日機構へ直接請求するもの。

③認定更新の状況

石綿健康被害救済法における指定疾病の認定の有効期間は5年間とされています。法施行後5年が経過する平成22年以降、認定の有効期間が満了する療養中の方からの更新申請に基づき、388件の認定更新を行ってきています。

機構では、療養中の方が申請漏れにより資格を失うことがないように、有効期間満了の2ヶ月前を目処に認定更新の手続を進めています。

平成27年度からは、平成22年7月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された方の認定更新を、また、中皮腫、肺がんで認定更新を行ってから5年を経過した方の再度の認定更新を行っていています。

●表23 認定更新の状況

(単位：件)

更新等 決定年度	認定の有効期間 満了月	認定疾病	被認定者	更新等 対象者	更新 申請者	更新		
						更新	更新しない	
平成22年度	平成23年3月 ～ 平成23年5月	中皮腫	284	60	60	60	0	
		肺がん	71	15	15	15	0	
		計	355	75	75	75	0	
平成23年度	平成23年6月 ～ 平成24年5月	中皮腫	366	30	30	26	4	
		肺がん	117	26	26	23	3	
		計	483	56	56	49	7	
平成24年度	平成24年6月 ～ 平成25年5月	中皮腫	414	49	49	49	0	
		肺がん	109	27	26	24	2	
		計	523	76	75	73	2	
平成25年度	平成25年6月 ～ 平成26年5月	中皮腫	354	26	25	25	0	
		肺がん	99	20	17	14	3	
		計	453	46	42	39	3	
平成26年度	平成26年6月 ～ 平成27年5月	中皮腫	370	32	32	32	0	
		肺がん	79	28	23	20	3	
		計	449	60	55	52	3	
平成27年度	平成27年6月 ～ 平成28年5月	1 回目 更新	中皮腫	371	37	37	37	0
			肺がん	63	20	18	16	2
			石綿肺	4	2	2	2	0
			びまん性 胸膜肥厚	18	8	8	8	0
		小計	456	67	65	63	2	
		2 回目 更新	中皮腫	61	35	33	30	3
			肺がん	15	9	7	7	0
小計	76		44	40	37	3		
計	532	111	105	100	5			
累計		中皮腫	2,220	269	266	259	7	
		肺がん	553	145	132	119	13	
		石綿肺	4	2	2	2	0	
		びまん性 胸膜肥厚	18	8	8	8	0	
		合計	2,795	424	408	388	20	

注1) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

注2) 平成27年度の1回目は、申請から5年を経過し初めて認定更新を行う場合、2回目は、認定更新から5年を経過し再度更新を行う場合を示す。

第6節 周知広報の概要

①これまでの広報実績

石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、被害者だけでなく、広く一般の方々に制度の知っていただくことが欠かせません。このため、機構では、様々な広報媒体を使って救済制度の広報を行っており、平成18年3月から平成27年度までに次表のとおり広報を行っています。

●表24 広報実績一覧

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新聞	全国紙	5紙	5紙	3紙	3紙	3紙
	地方紙	49紙	41紙	47紙	64紙	5紙
	スポーツ紙	—	—	3紙	3紙	—
テレビ(地上波・BS)		—	—	—	—	—
ラジオ		—	—	2局	1局	—
交通広告	首都圏	—	23路線	—	—	4路線
	関西圏	—	—	—	—	6路線
	その他 (新幹線・その他JR・バス)	バス5社	—	—	新幹線 3路線	新幹線 3路線
インターネット	リスティング 広告	—	—	検索サイト 1ヶ月	検索サイト 延べ5ヶ月	検索サイト 3ヶ月
	バナー広告	6サイト 5日間	1サイト 7日間	—	—	1サイト 3ヶ月
雑誌	一般誌	18誌	10誌	4誌	4誌	3誌
	医療関係者向け	4誌	—	5誌	—	5誌
	患者・家族向け	4誌	5誌	4誌	2誌	2誌
	特定業種 (ボイラー等)	—	21誌、 新聞23紙	3誌、 新聞30紙	3誌	5誌、 新聞2紙
	リビング誌	8誌	1誌	1誌	1誌	—
その他		新聞折込 広告、gooダイ レクトメール	DVD「アスベ スト健康被 害と救済」作 成、新聞折込 広告	435駅に広 告、12市区町 広報誌に折込 広告、郵便局 (1,072局) の現金袋に広 告	435駅に広 告、郵便局 (2,656局) の現金袋に広 告	関東街頭映像 広告(25日 間818回)、 法改正対応 DVDを配布

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新聞	全国紙	3紙	—	3紙	3紙	2紙
	地方紙	5紙	47紙	11紙	25紙	4紙
	スポーツ紙	1紙	—	—	—	—
テレビ(地上波・BS)		—	—	—	—	62局
ラジオ		—	—	—	1局	5局
交通広告	首都圏	30路線	17路線	17路線	17路線	8路線
	関西圏	42路線	25路線	1路線	—	12路線
	その他 (新幹線・その他JR・バス)	新幹線1、 その他 JR12路線	新幹線1路線	—	—	—
インターネット	リスティング 広告	検索サイト 延べ5ヶ月	検索サイト 延べ6ヶ月	検索サイト 延べ4ヶ月	検索サイト 延べ4ヶ月	検索サイト 延べ4ヶ月
	バナー広告	1サイト 3ヶ月	1サイト 6ヶ月	1サイト 2ヶ月	1サイト (期限無)	—
雑誌	一般誌	2誌	—	—	—	—
	医療関係者向け	8誌	8誌	6誌	8誌	12誌 1紙
	患者・家族向け	2誌	2誌	3誌	4誌	—
	特定業種 (ボイラー等)	2誌 新聞2紙	3誌	1誌 新聞1紙	3誌 新聞33紙	6誌
	リビング誌	—	—	—	—	—
その他		関西街頭映像広告(1ヶ月)、ホスピタルチャンネル100台、メディアキャスター200台を通じ広告	ホスピタルチャンネル199台、メディアキャスター502台	新聞広告について効果測定を開始	関西私鉄ターミナル駅に大型広告(2.4×3.2m)	病院モニター1,066台、地方ラジオ主催イベントを通じ制度案内・相談、周知ポスター作成・配布、スマートフォン向けサイト開設

出典：環境再生保全機構 業務実績等報告書(資料編を含む)、石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料等から作成。

②ホームページアクセス数と電話相談件数の推移

機構では、救済制度について幅広くご理解していただくために専用のホームページを開設し、制度の概要の他、申請・給付に必要な様式などを掲載しています。

また、制度や申請手続等について、質問や相談に対応できるよう無料の電話相談窓口を設置しています。

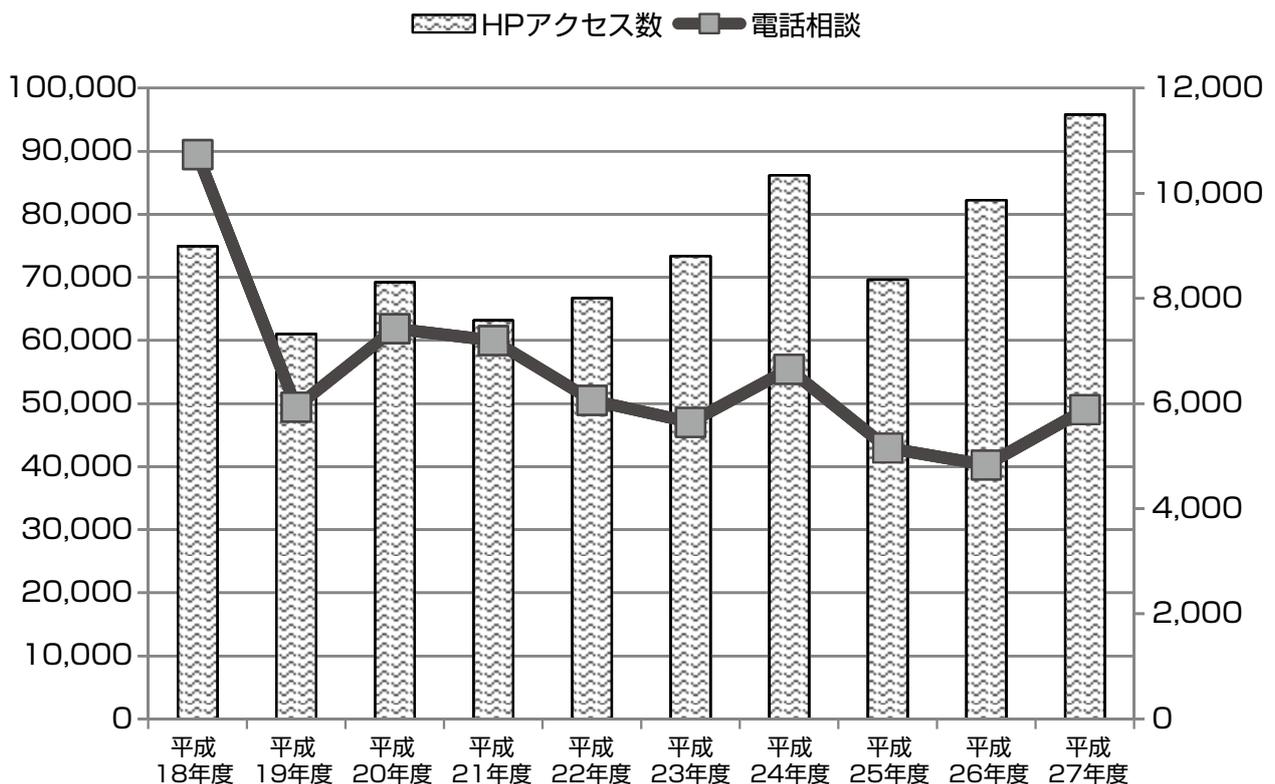
●表25 ホームページアクセス数と電話相談件数の推移

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ホームページアクセス数	74,939	61,009	69,232	63,180	66,708	73,371	86,197	69,642	82,246	95,815
電話相談	10,737	5,933	7,424	7,200	6,062	5,643	6,654	5,155	4,832	5,884

●グラフ10 ホームページアクセス数と電話相談件数の推移

(単位：件)



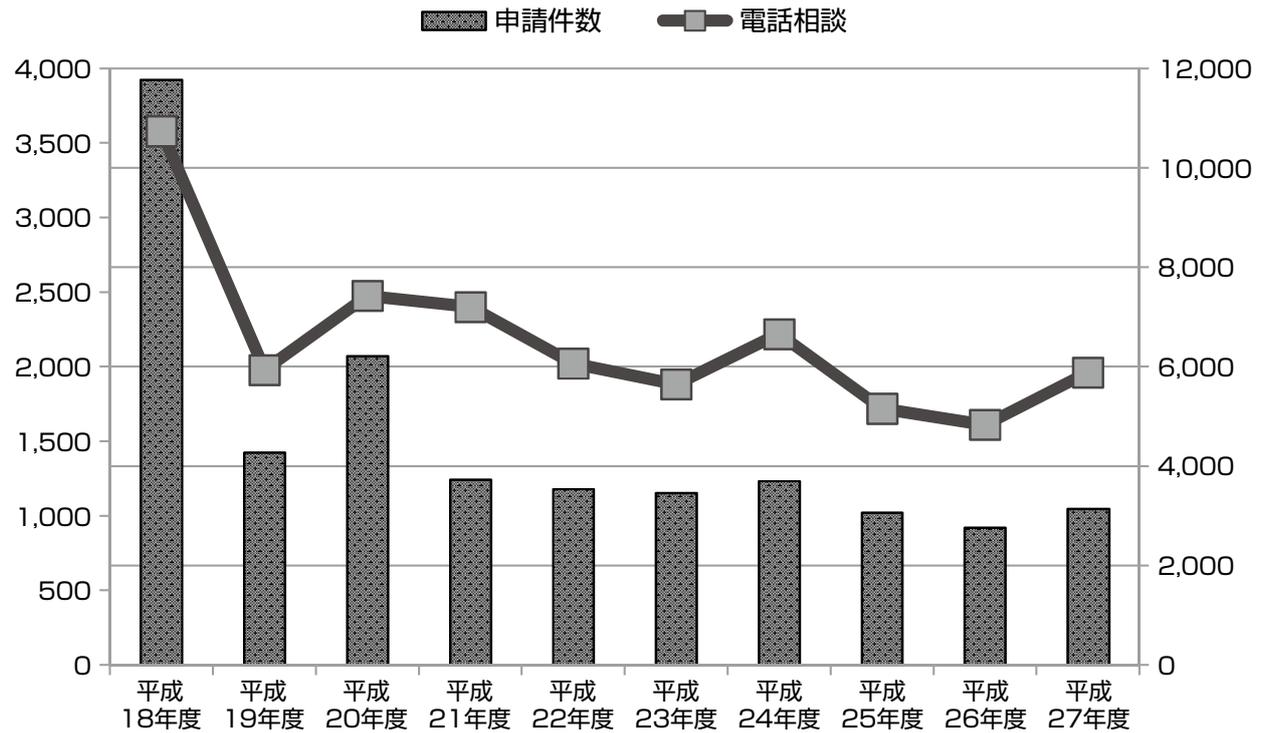
●表26 電話相談件数と申請件数の推移

(単位：件)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
電話相談	10,737	5,933	7,424	7,200	6,062	5,643	6,654	5,155	4,832	5,884
申請件数	3,925	1,425	2,074	1,245	1,180	1,153	1,234	1,018	920	1,046

●グラフ11 電話相談件数と申請件数の推移

(単位：件)



③電話相談の内容と件数の推移

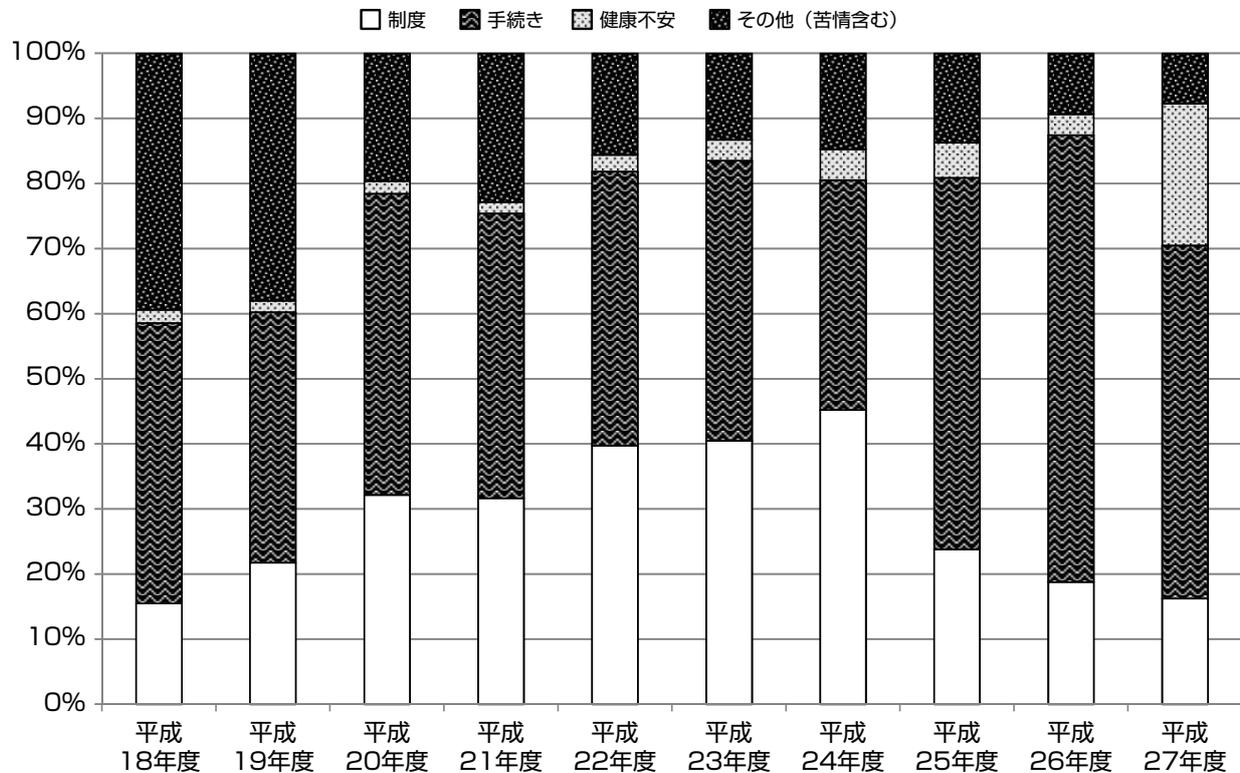
●表27 電話相談における相談内容の内訳

(単位：件)

	制度	手続き	健康不安	その他(苦情含む)	計
平成18年度	1,666	4,621	218	4,231	10,736
平成19年度	1,291	2,282	107	2,253	5,933
平成20年度	2,388	3,434	146	1,456	7,424
平成21年度	1,534	2,119	86	1,107	4,846
平成22年度	1,655	1,753	108	650	4,166
平成23年度	1,682	1,787	135	551	4,155
平成24年度	2,182	1,706	229	711	4,828
平成25年度	558	1,338	127	322	2,345
平成26年度	298	1,088	51	148	1,585
平成27年度	585	1,953	787	278	3,603
計	13,839	22,081	1,994	11,707	49,621

※相談内容の内訳は、電話相談件数のうち回答が得られたもののみを計上している。

●グラフ12 電話相談における相談内容の内訳の年度別推移



④学会セミナーの開催状況

中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会では、「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を示しており、判定のための審議に必要かつ十分な医学的資料が申請段階で提出されるよう、機構では、医師、医療機関に対し、学会セミナー等を通じて、石綿救済制度を理解していただくための各種セミナーを開催しています。

●表28 学会セミナー開催実績

年度	学 会 名	開催地	演 題	人数
平成19年度	第43回日本医学放射線学会	愛知県 名古屋市	石綿関連疾患の画像診断	250
平成20年度	第97回日本病理学会総会	石川県 金沢市	中皮腫診断のピットホール～とくに良悪性の識別診断～	200
	第101回日本結核病学会／ 71回日本呼吸器学会近畿地方会	兵庫県 神戸市	石綿関連疾患と救済制度	100
	第47回日本肺癌学会中国・四国支部会	高知県 高知市	中皮腫－その鑑別診断の重要性	100
	第61回日本胸部外科学会定期学術集会	福岡県 福岡市	悪性胸膜中皮腫の診断と治療	200
	第49回日本肺癌学会総会	福岡県 北九州市	中皮腫診断のピットホール～とくに良悪性の識別診断～	250
	第112回日本結核病学会／ 第94回日本呼吸器学会東海地方学会	岐阜県 岐阜市	アスベスト関連疾患について	150
	第16回日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡専門医大会	香川県 高松市	胸膜中皮腫診断における胸腔鏡の意義について	400
平成21年度	第98回日本病理学会総会	京都府 京都市	石綿関連疾患と救済制度	200
	第26回日本呼吸器外科学会総会	福岡県 北九州市	石綿関連悪性腫瘍（中皮腫と肺癌）の病理	200
	第32回日本呼吸器内視鏡学会学術集会	東京都 品川区	石綿関連疾患救済申請のポイント	300
	第84回日本結核病学会総会	北海道 札幌市	石綿（アスベスト）関連疾患と救済申請のポイント	120
	第63回国立病院総合医学会	宮城県 仙台市	「診療現場で役立つ石綿健康被害救済制度の知識と実務」	100
	第48回日本臨床細胞学会秋期大会	福岡県 北九州市	「中皮腫の細胞形態を科学する」－中皮腫診断の現状と問題点－	160
	第63回呼吸器合同北陸地方会	富山県 富山市	石綿（アスベスト）関連疾患と救済申請のポイント	300
	第73回神奈川県内科医学会集団会	神奈川県 三浦郡 葉山町	石綿関連疾患の臨床と救済制度	150
	第17回日本CT検診学会学術集会	長崎県 長崎市	石綿ばく露による肺がん、中皮腫の診断－石綿健康被害救済法について－	170

年度	学 会 名	開催地	演 題	人数
平成22年度	第99回日本病理学会総会	東京都 新宿区	石綿関連疾患と救済制度	120
	第51回日本肺癌学会総会	広島県 広島市	肺線維化の成因を画像上どこまで可能か －特に喫煙や石綿曝露の所見について－	109
	第56回日本病理学会秋期特別総会	福岡県 北九州市	中皮腫の病理診断の精度向上	170
	第76回日本呼吸器学会近畿地方会/ 第106回日本結核病学会近畿地方会	大阪府 大阪市	石綿関連疾患と救済申請（2010年7 月改正）のポイント	135
	第18回日本CT検診学会学術集会	岡山県 岡山市	一般市民に対する石綿関連疾患スク リーニング（JGSARD研究）の報告	100
平成23年度	第100回日本病理学会総会	神奈川県 横浜市	石綿関連疾患の病理診断	200
	第52回日本臨床細胞学会春期大会	福岡県 福岡市	石綿救済法と石綿関連疾患	238
	第50回日本臨床細胞学会秋期大会	東京都 新宿区	中皮腫診断と体腔液細胞診	179
	第52回日本肺癌学会総会	大阪府 大阪市	中皮腫診断における体腔液細胞診の有 用性と問題点	143
	第59回日本職業・災害医学会学術大会	東京都港区	石綿関連疾患の救済・労災制度	75
	第57回日本病理学会秋期特別総会	東京都 千代田区	石綿関連疾患の診断と補償・救済制度	340
	第19回日本CT検診学会学術集会	長野県 長野市	アスベスト関連疾患の画像診断～救済 申請のポイント	135
平成24年度	第52回日本呼吸器学会	兵庫県 神戸市	非腫瘍性石綿関連疾患：疾患総論 じん肺健康診断と石綿健康被害におけ る著しい呼吸機能障害の判定基準につ いて	270
	第101回日本病理学会総会	東京都 新宿区	石綿救済法と石綿小体・繊維	55
	第53回日本臨床細胞学会 春期大会	千葉県 千葉市	中皮腫診断に於ける体腔液細胞診の役 割 胸膜中皮腫におけるP16FISH	170
	第38回日本診療情報管理学会	愛知県 名古屋市	石綿健康被害救済制度について	135
	第19回石綿・中皮腫研究会	兵庫県 神戸市	阪神淡路大震災と石綿	60
	第53回肺癌学会総会	岡山県 岡山市	石綿関連疾患について画像を中心に-	170
	第51回日本臨床細胞学会 秋期大会	新潟県 新潟市	中皮腫診断と体腔液細胞診－疑い診断 と確定診断のはざままで－	280
	第66回国立病院総合医学会	兵庫県 神戸市	石綿健康被害救済法と石綿関連疾患	240
	第60回日本職業・災害医学会学術大会	大阪府 大阪市	石綿関連疾患の認定基準	80
	第20回日本CT検診学会学術集会	東京都 千代田区	胸膜中皮腫の病理診断	130

年度	学 会 名	開催地	演 題	人数
平成25年度	第54回日本臨床細胞学会(春期大会)	東京都港区	中皮腫 過去・現在・未来	378
	第102回日本病理学会総会	北海道 札幌市	中皮腫の疫学とアスベスト暴露	63
	第54回日本婦人科腫瘍学会 学術講演会	東京都港区	腹膜中皮腫－婦人科腫瘍との鑑別	58
	第20回石綿・中皮腫研究会	東京都 江東区	石綿救済法の新認定基準と留意事項 (臨床、病理)	70
	第71回日本呼吸器学会・日本結核病 学会九州支部 秋季学術講演会	福岡県 福岡市	アスベスト関連疾患の画像診断 －新しい認定基準を含めて－	45
	第67回国立病院総合医学会	石川県 金沢市	石綿関連疾患の画像診断	79
	第61回日本職業・災害医学会学術大会	東京都 千代田区	石綿関連疾患と石綿小体・石綿繊維の 計測	97
	第82回日本呼吸器学会近畿地方会/ 第112回日本結核病学会近畿地方会	大阪府 豊中市	石綿による肺がん及びびまん性胸膜皮 厚の認定基準の改正について／石綿救 済法の新たな認定基準及び留意事項に ついて	91
	第28回日本がん看護学会学術集会	新潟県 新潟市	石綿健康被害救済制度について	82
	第21回日本CT検診学会学術集会	千葉県 千葉市	石綿関連疾患の診断－胸部CTの役割 り－	108
	第54回日本肺癌学会九州支部学術 集会／第37回日本呼吸器内視鏡学 会九州支部総会	大分県 大分市	石綿救済法と石綿関連疾患(中皮腫 除)／石綿救済法と中皮腫	32
平成26年度	第103回日本病理学会総会(春)	広島県 広島市	石綿肺の画像と病理像	82
	第87回日本産業衛生学会	岡山県 岡山市	石綿関連胸膜疾患と石綿救済・労災	66
	第31回日本呼吸器外科学会	東京都港区	増え続ける胸膜中皮腫の病理診断 －特に肉腫型中皮腫について－	90
	第53回日本肺癌学会中国・四国支部 会／第51回日本呼吸器学会中国・四 国地方会	鳥取県 米子市	石綿関連疾患救済と労災	69
	第73回日本呼吸器学会九州支部	鹿児島県 鹿児島市	石綿健康被害救済制度と石綿関連疾患	65
	第21回石綿・中皮腫研究会	愛知県 名古屋市	日本の石綿研究と健康被害の歴史的考察	63
	第53回全国自治体病院学会	宮崎県 宮崎市	石綿救済制度と石綿肺癌(胸膜プラー ク含む)、中皮腫等胸膜疾患	87
	第53回日本臨床細胞学会 秋期大会	山口県 下関市	中皮腫と鑑別すべき疾患の病理 中皮腫細胞診に必要な検体処理と免疫染色	240
	第62回日本職業・災害医学会学術大会	兵庫県 神戸市	「悪性中皮腫における細胞診の役割」 1) 悪性中皮腫の現状と細胞形態 2) 診断への技術的アプローチ	16
	第106回日本呼吸器学会東海地方会 (秋)	静岡県 浜松市	石綿(アスベスト)関連疾患の診療のポ イント	106
	第22回日本CT検診学会学術集会	大阪府 大阪市	「アスベストによる胸膜疾患」	134
第73回日本癌学会学術総会	神奈川県 横浜市	石綿健康被害救済事業－認定基準の 改定など	89	

年度	学 会 名	開催地	演 題	人数
平成 27 年度	第104回日本病理学会総会(春)	愛知県 名古屋市	石綿関連疾患(中皮腫)について (悪性中皮腫の病理診断-特に上皮型 中皮腫の鑑別診断のポイント、肉腫型 中皮腫の鑑別診断の難しさ-線維性胸 膜炎や肉腫との鑑別を中心に)	83
	第88回日本産業衛生学会	大阪府 大阪市	石綿救済法と石綿関連疾患	63
	第65回日本病院学会	長野県 北佐久郡 軽井沢町	石綿救済制度と石綿肺癌、中皮腫等胸 膜疾患	68
	第56回日本人間ドック学会学術大会	神奈川県 横浜市	健診・人間ドックで見つかる石綿関連所 見と疾患	100
	第57回全日本病院学会	北海道 札幌市	石綿健康被害救済法の対象疾病とその 認定基準	44
	第23回石綿・中皮腫研究会	神奈川県 川崎市	アスベスト関連疾患を診て43年	65
	第61回日本病理学会秋期特別総会	東京都 文京区	・悪性中皮腫の細胞診断と石綿健康被 害救済法 ・体腔液のセルブロックによる中皮腫 の診断	120
	第54回日本臨床細胞学会 秋期大会	愛知県 名古屋市	・中皮腫診断における体腔液細胞診ガ イドライン~その考え方と実際~ ・細胞診断材料を用いたp16-FISH法 の実際と応用	284
第63回日本職業・災害医学会 学術大会	東京都 品川区	遺伝子医薬等を用いた悪性中皮腫に対 する治療法開発	36	

注) 人数は定員又は参加人数。

●学会セミナーの開催の様子



⑤中皮腫細胞診研修会開催状況

救済制度における医学的判定では、病理組織診断の結果なしで、中皮腫であるかどうかの判定をすることは非常に困難であるとされていますが、被害者が高齢などを理由に組織が採取できない場合には、細胞診断の結果を提出することが次善とされています。(中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会「医学的判定に係る資料に関する留意事項」)

このため、機構では、平成23年度から細胞検査士を対象に、中皮腫細胞診の診断精度向上のため、中皮腫細胞診研修会を開催しています。平成21年度から平成27年度までに中皮腫で認定された3,329人のうち細胞診断で認定された方は319人となっています。

●表29 細胞診研修会開催実績

年度	回数	会場	開催日	人数
平成23年度	第1回	日本医科大学病院	10月29日	40
平成24年度	第2回	日本医科大学病院	5月26日	40
	第3回	神戸大学 医学部	9月1日	41
平成25年度	第4回	日本医科大学病院	5月19日	43
	第5回	神戸大学 医学部	11月17日	42
平成26年度	第6回	日本医科大学病院	6月14日	40
	第7回	大阪市立大学 医学部	12月21日	39
平成27年度	第8回	日本医科大学病院	8月22日	40
	第9回	神戸大学 医学部	1月30日	39
合 計				364

●研修会の開催の様子



⑥保健所説明会等

機構では、申請書の受付業務を委託している自治体の担当者を対象に、毎年、救済制度の他、都道府県労働局の協力を得て労災保険制度に関する説明会を開催しています。

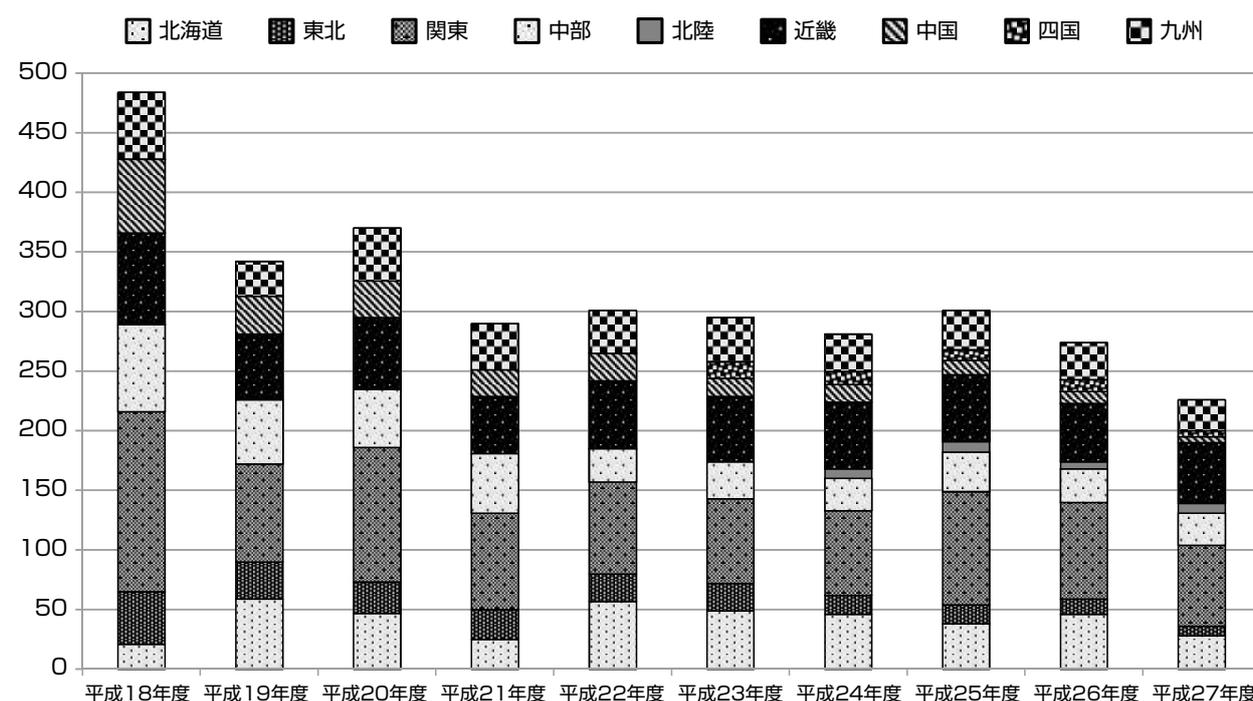
また、自治体が主催する石綿関連の講習会にも、職員、専門医を派遣し、救済制度や石綿関連疾患の特徴などについて講演を行っています。

●表30 保健所説明会参加者数の推移（ブロック別）

（単位：人）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	計
北海道	21	59	47	25	57	49	46	38	46	28	416
東北	44	31	26	25	23	23	16	16	13	8	225
関東	151	82	113	81	77	71	71	95	81	68	890
中部	73	54	49	50	28	31	27	33	28	27	400
北陸							8	9	6	8	
近畿	77	55	60	48	57	55	56	56	49	51	564
中国	62	32	31	22	23	15	15	12	10	5	227
四国						14	11	9	10	5	
九州	56	29	44	39	36	37	31	33	31	26	362
計	484	342	370	290	301	295	281	301	274	226	3,164

●グラフ13 保健所説明会参加者数の推移



●表31 保健所説明会参加者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
自治体数	2	2	3	5	5	5	22
参加人数	45	28	44	66	72	64	319

●表32 自治体主催研修会への講師派遣

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	計
自治体数	2	1	4	4	5	6	4	4	30
参加人数	110	不明	161	105	305	185	111	223	1,200

第7節 制度利用アンケート等

①被認定者等へのアンケート

認定通知の際に、療養中の方、未申請死亡者の遺族を対象に、救済制度をどこで知ったか、相談の相手先、また、申請から認定までの期間についてアンケートを行っています。

●表33 救済制度をどこで知ったか（療養者、未申請死亡者、複数回答可）

（単位：件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ポスターやチラシを見て	53	65	23	51	32
新聞広告を見て	223	267	71	98	83
ラジオCMを聞いて（注1）	195	219	36	43	8
テレビを見て（注1）	－	－	－	－	27
病院の先生に教えてもらって	248	390	300	285	342
保健所または地方環境事務所で教えてもらって	79	116	66	65	68
労働基準監督署で教えてもらって	62	86	35	49	45
機構のホームページを見て	68	88	42	43	64
家族・知人に教えてもらって（注2）	－	－	－	－	104
その他	71	110	65	102	44
計	999	1341	638	736	817

※アンケートは療養中の方、未申請死亡者の遺族（平成20年12月から平成20年改正石綿健康被害救済法により施行）で認定された方を対象に実施し、回答があった年度毎に集計を行っているもの。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ポスターやチラシを見て	13	30	40	27	36
新聞広告を見て	28	32	20	43	46
ラジオCMを聞いて(注1)	3	2	2	4	1
テレビを見て(注1)	23	24	22	23	29
病院の先生に教えてもらって	424	392	392	397	488
保健所または地方環境事務所で教えてもらって	75	64	57	63	57
労働基準監督署で教えてもらって	46	52	44	47	48
機構のホームページを見て	68	63	59	52	81
家族・知人に教えてもらって(注2)	79	78	97	63	87
その他	32	50	37	37	50
計	791	787	770	756	923

注1) 18年度から21年度の「ラジオCMを聞いて」には「テレビを見て」が含まれる。

注2) 22年度から追加された質問項目。

●表34 誰に相談したか(療養者、未申請死亡者、複数回答可)

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
機構に連絡した	303	423	202	222	321
保健所または地方環境事務所に連絡した	247	351	221	209	241
主治医の先生に相談した	202	283	172	231	328
家族・知人に(注)	—	—	—	—	79
その他	48	65	34	67	43
無回答	14	19	14	16	—
計	814	1,141	643	745	1,012

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
機構に連絡した	298	324	310	286	363
保健所または地方環境事務所に連絡した	280	223	220	193	221
主治医の先生に相談した	361	330	321	336	424
家族・知人に(注)	73	87	121	89	124
その他	37	32	24	38	27
無回答	—	—	—	—	—
計	1,049	996	996	942	1,159

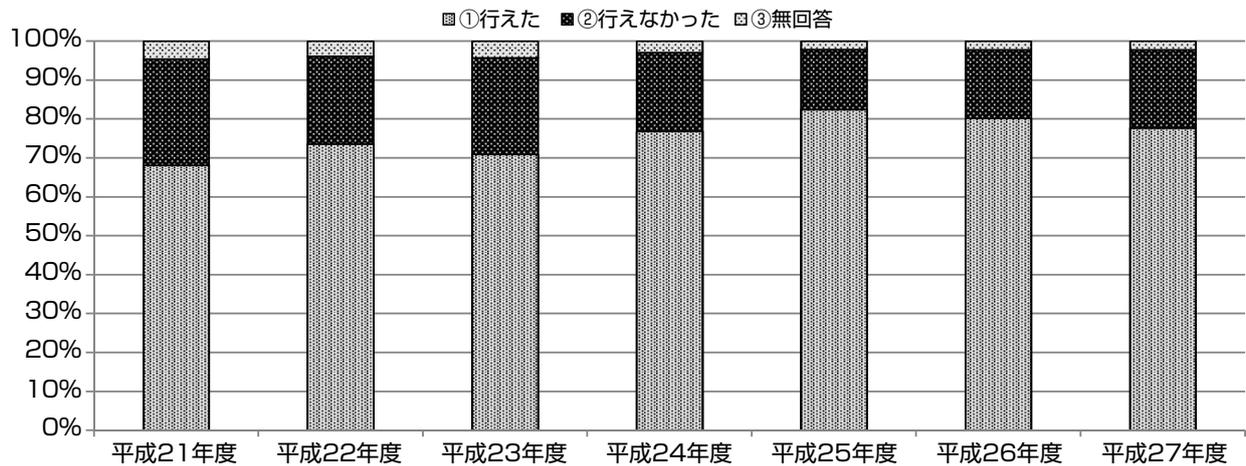
注) 平成22年度から追加された質問項目。

●表35 申請の手続きはスムーズに行えたか

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①行えた	341	413	428	500	466	443	527
②行えなかった	137	127	150	132	88	98	137
③無回答	23	22	26	19	12	12	15
計	501	562	604	651	566	553	679

●グラフ14 申請の手続きはスムーズに行えたか

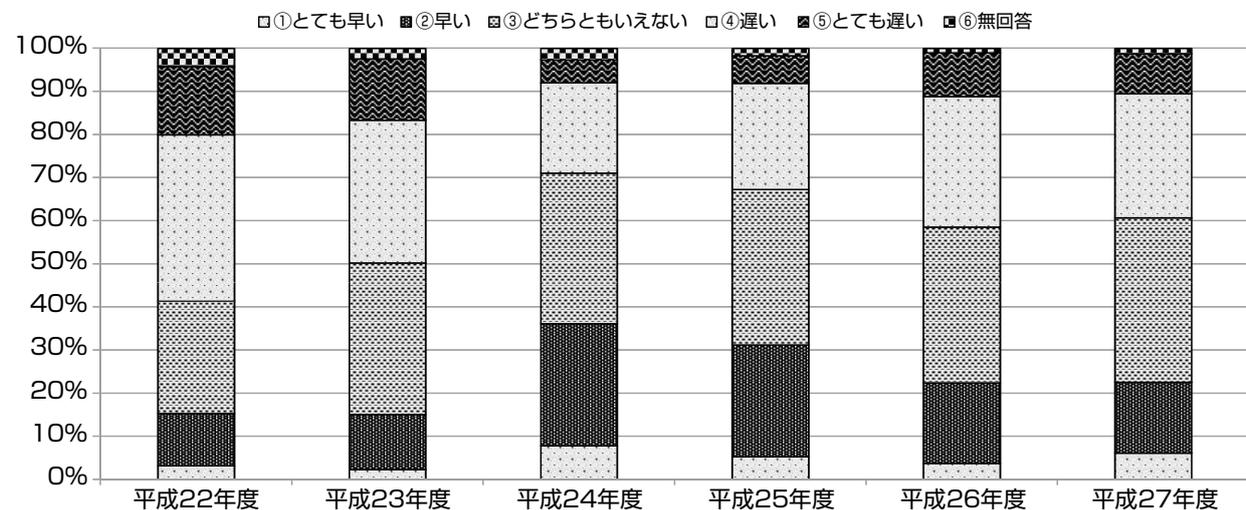


●表36 申請から認定までの期間（療養中、未申請、施行前）

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①とても早い	20	15	72	31	21	42
②早い	78	83	261	153	105	113
③どちらともいえない	167	228	322	212	203	263
④遅い	247	215	193	145	170	198
⑤とても遅い	102	92	49	38	57	64
⑥無回答	27	16	25	10	6	9
計	641	649	922	589	562	689

●グラフ15 申請から認定までの期間（療養中、未申請、施行前）



②制度利用アンケート

平成19年度以降、毎年5月に療養中の被認定者を対象に行う現況届の提出にあわせて、制度利用に関するアンケートを実施しています。

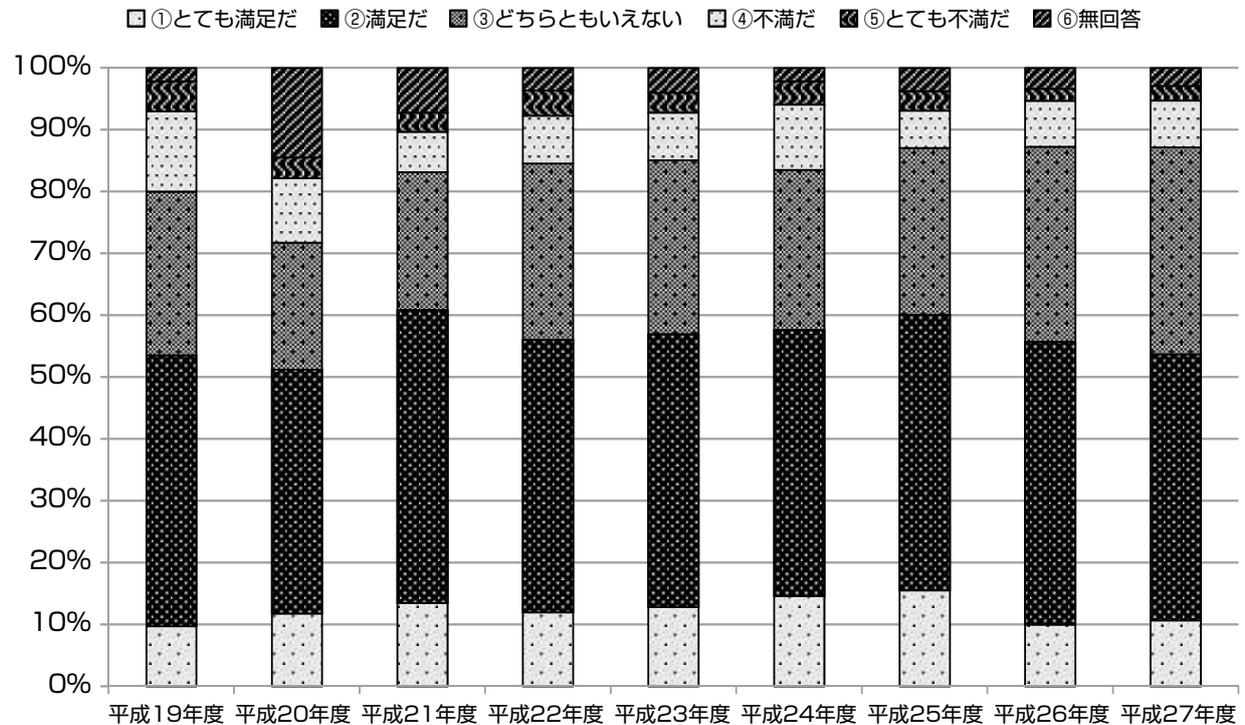
●表37 救済制度の満足度について

(単位：件、%)

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
対象者数	206	334	419	611	703	761	863	951	983
回答者数	185	297	386	518	622	691	766	862	887
回答率	90	89	92	85	88	91	89	91	90

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
①とても満足だ	18	35	52	62	80	101	119	86	95
②満足だ	81	117	183	228	274	297	341	394	381
③どちらともいえない	49	61	86	148	175	179	207	272	297
④不満だ	24	31	25	40	48	73	46	64	67
⑤とても不満だ	9	10	12	21	20	26	24	17	21
⑥無回答	4	43	28	19	25	15	29	29	26
計	185	297	386	518	622	691	766	862	887

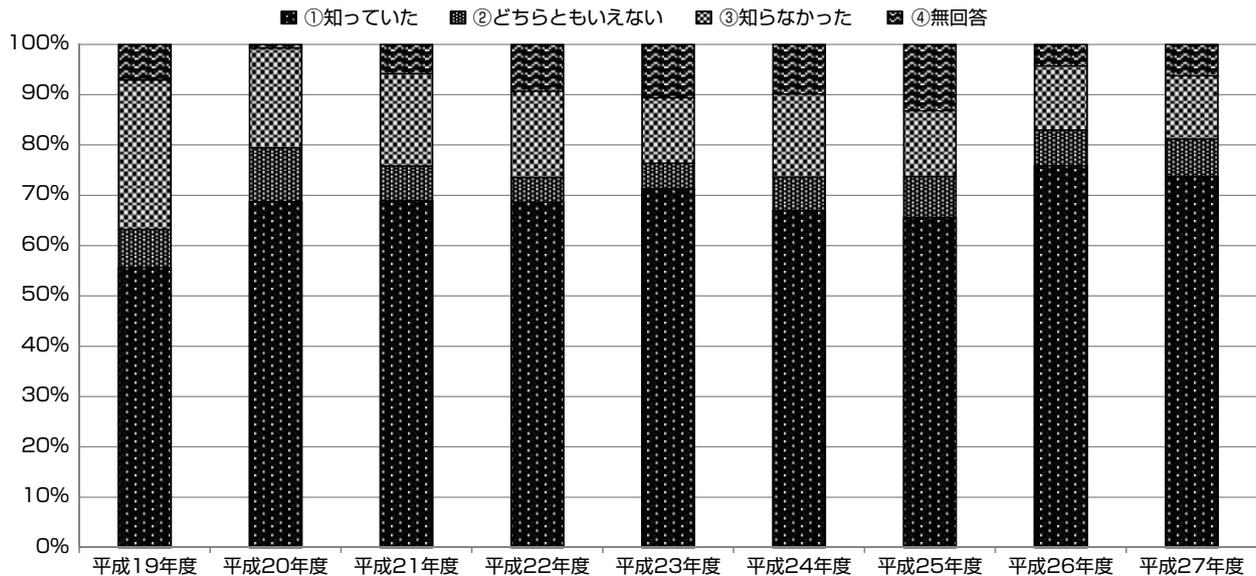
●グラフ16 救済制度への満足度（平成19年度～27年度）



●表38 医療機関における石綿健康被害医療手帳の認知度（平成19年度～27年度）（単位：件）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
①知っていた	103	191	248	348	444	442	477	589	604	3,446
②どちらともいえない	14	30	25	25	32	44	60	55	61	346
③知らなかった	55	55	66	87	81	109	95	99	103	750
④無回答	13	2	21	47	66	65	96	33	51	394
計	185	278	360	507	623	660	728	776	819	4,936

●グラフ17 医療機関における石綿健康被害医療手帳の認知度（平成19年度～27年度）



第8節 調査研究等

機構では、救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう調査研究や研修会を行っています。主なものは次のとおりです。

○中皮腫細胞診実習研修会

救済制度における医学的判定では、病理組織診断の結果なしで、中皮腫であるかどうかの判定をすることは非常に困難であるとされていますが、被害者が高齢などを理由に組織が採取できない場合には、細胞診断の結果を提出することが次善とされています。

このため、細胞診でも中皮腫の確定診断が可能であることを周知し、また、中皮腫細胞診の診断精度を向上させることで、中皮腫の確定診断が早期に行われ、ひいては、救済制度において中皮腫患者を迅速かつ的確に救済することを目的に、平成23年度から研修会を開催しており、平成23年度から平成27年度までに364人が参加しています。

○石綿小体計測精度管理事業

肺内組織の石綿小体及び石綿繊維の計測は、技術的に難しいものとされ、一定の設備を備え、かつ、トレーニングを受けたスタッフのいる専門の施設で実施することが望ましいとされています。

（「医学的判定に係る資料に関する留意事項（中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会）」）

このため、機構では、今後も適正な医学的判定を行うため、また、迅速な救済に資するために、独立行政法人労働者健康安全機構が推薦する労災病院のほか、相当数の石綿小体計測の実績と高い計測技能を持つと判断される医療機関等に対し、精度管理事業を実施しています。

○石綿繊維計測機関育成事業

肺内組織の石綿小体及び石綿繊維の計測は、技術的に難しいものとされ、一定の設備を備え、かつ、トレーニングを受けたスタッフのいる専門の施設で実施することが望ましいとされています。

（「医学的判定に係る資料に関する留意事項（中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会）」）

特に石綿繊維の計測については、現在のところ計測可能な機関が限られており、石綿繊維の計測に相当の期間を要している事案も発生していることから、機構では、平成22年度から民間検査機関を対象に肺内石綿繊維の計測のための育成事業を行っています。

○被認定者に関するばく露調査

本調査は、救済法の衆参両議院における附帯決議において「政府は石綿による健康被害の実態について十分に調査・把握し、本制度の施行に反映させるよう努めること」と定められていることから、石綿健康被害救済法に基づき石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及び当該指定疾病に起因して死亡した者と認められた者の職歴や居住歴を把握して、全国的な石綿ばく露の実態を把握し、制度運用に役立てるための調査を行っています。

○中皮腫登録に向けた取組

平成23年6月の中央環境審議会答申「石綿健康被害救済業務の在り方について（二次答申）」において、「がん登録制度を参考にしつつ、救済制度の中で機構に集まる治療内容や生存期間の情報を活用しながら調査研究を行い、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し、情報提供すべきである。」との提言を受けて、平成25年度から、環境省から委託を受けて、救済制度で認定された中皮腫症例に係る病理所見及び画像所見等の情報についてデータベースへの登録を開始し、登録した情報の整理、集計を行っています。

平成25年度から平成27年度までに当該データベースに登録されたデータは964件となっています。

○石綿肺の診断等に関する支援業務

平成22年7月に、救済制度における指定疾病に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（以下「石綿肺等」という。）が新たに追加され、医学的判定を行っている中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）において、著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺及びびまん性胸膜肥厚とされた者に対し、健康管理のために健康診断、保健指導等を実施することにより、重症化の防止に努めています。

また、複数時点の放射線画像等がないこと等から、判定小委員会において、判定時点においては、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺等とは判定できないとされた者に対し、一定期間経過後の胸部CT撮影等に係る費用の一部を補助することにより、適切な申請等が行われるよう促しています。

第5章 救済制度の今後の方向性

石綿健康被害救済法の平成23年8月改正の際、その一部改正法の附則に「政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。」との条項が規定されました。

環境省においては、平成28年8月に改正法の施行から5年が経過することを踏まえ、法に基づく石綿健康被害救済制度の施行状況について改めて評価・検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討するため、平成28年1月に中央環境審議会環境保健部会に「石綿健康被害救済小委員会」が設置されました。

小委員会においては、患者・家族の団体や専門家からのヒアリングを含め、5回にわたり現行制度の施行状況について審議が行われ、「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について（案）」が取りまとめられました。

その後、案についての意見の募集（パブリックコメント）を実施の上、最終的な報告書が取りまとめられ、平成28年12月16日に公表されました。

審議経過

- 平成28年4月20日（水）第1回石綿健康被害救済小委員会
 - ・石綿健康被害救済制度の施行状況について
 - ・ヒアリング①（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会）
- 平成28年6月22日（水）第2回石綿健康被害救済小委員会
 - ・石綿健康被害救済制度の施行状況について
 - ・ヒアリング②（専修大学 阪本将英教授、聖路加国際大学 長松康子准教授）
- 平成28年7月8日（金）第3回石綿健康被害救済小委員会
 - ・石綿健康被害救済制度の施行状況について
 - ・ヒアリング③（芝診療所 藤井正實医師）
- 平成28年8月10日（水）第4回石綿健康被害救済小委員会
 - ・石綿健康被害救済制度の施行状況について
- 平成28年9月2日（金）第5回石綿健康被害救済小委員会
 - ・石綿健康被害救済制度の施行状況について

中央環境審議会 環境保健部会
石綿健康被害救済小委員会 名簿

(委員長)

浅野 直人 福岡大学名誉教授

(委員)

今村 聡 公益社団法人日本医師会副会長
内山 巖雄 京都大学名誉教授
太田 稔明 兵庫県健康福祉部長
大塚 直 早稲田大学法学部教授
岸本 卓巳 独立行政法人労働者健康安全機構岡山労災病院副院長
田村 猛夏 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター副院長
新美 育文 明治大学法学部専任教授
根本 勝則 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
古川 和子 石綿対策全国連絡会議運営委員

(五十音順)

(以下、報告書の全文)

石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について

平成28年12月

中央環境審議会環境保健部会
石綿健康被害救済小委員会

I. はじめに

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）については、平成23年8月の法改正の際、法の一部改正法の附則に「政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」との条項が規定された。

今般、平成28年8月に改正法の施行から5年が経過することを踏まえ、法に基づく石綿健康被害救済制度（以下「現行制度」という。）の施行状況について改めて評価・検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討するため、平成28年1月に中央環境審議会環境保健部会に「石綿健康被害救済小委員会」が設置された。

本小委員会では、平成28年4月から、患者・家族の団体や専門家からのヒアリングも含め、現行制度の施行状況について審議を行った。

本報告書は、本小委員会でのこれまでの議論を踏まえ、現行制度の施行状況を評価・検討して指摘された論点及び今後の方向性について整理したものである。

II. 石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について

1. 制度の基本的考え方・救済給付

(1) 現行制度の施行状況

石綿による健康被害は、本来は原因者が被害者にその損害を賠償すべき責任を負うものであるが、発症までの潜伏期間が非常に長期であること、また極めて広範な分野で利用されていたことから、特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することが極めて難しく、原因者を特定して民事上の損害賠償を請求することが困難である一方、発症した場合は重篤な疾病であるとの特殊性がある。現行制度は、こうした石綿による健康被害の特殊性に鑑み、国が民事の損害賠償とは別の行政的な救済措置を講ずることとしたものであり、個別的因果関係を問わず、社会全体で石綿による健康被害者の経済的負担の軽減を図るべく制度化されたものである。

現行制度の給付内容は、こうした制度の性格を踏まえ、損害項目を積み上げて厳密に填補する補償ではなく見舞金的なものであり、その具体的な制度設計に際しては、医薬品副作用被害救済制度を参考としつつ、その給付内容のうち、補償的色彩の強い、逸失利益を考慮した生活保障的な給付項目である障害年金（障害児養育年金）及び遺族年金（遺族一時金）は採用されておらず、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、医療費（自己負担分）、療養手当（103,870円／月）及び葬祭料（199,000円）が支給されている。また、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して現行制度の施行日前に死亡した者（施行前死亡者）及び日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して現行制度の施行日以後に死亡した者（未申請死亡者）の遺族に対しては、国が特別に弔意を表明し、特別遺族弔慰金（2,800,000円）及び特別葬祭料（199,000円）（以下「特別遺族弔慰金等」という。）が支給されている。なお、被認定者が指定疾病で死亡した場合でも、実際に支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その差額分が救済給付調整金として当該被認定者の遺族に対して支給されている。

また、現行制度の給付水準は、制度の性格を踏まえ、類似の制度との均衡を考慮しながら設定されている。このうち、療養手当については、入通院に伴う諸経費という要素に加え、介護手当的な要素が含まれている。入通院に伴う諸経費的要素については、療養に伴う交通費や生活品等のための諸経費が、医薬品副作用被害救済制度や原子爆弾被爆者に対する援護制度に準拠して定められている。介護手当的な要素については、中皮腫や肺がんといった石綿による疾病が、予後の悪い重篤なものであることに鑑み、近親者等による付添や介助用具に必要な手当が、原子爆弾被爆者に対する援護制度の介護手当（中度）に準拠して定められている。なお、疾病の予後の悪さを特に考慮し、給付は一月当たりの最高額を定めた上で実際に要した介護費用相当額の実費について行うのではなく、定型化された定額の給付が被認定者に対して一律に行なわれている。

救済給付については、これまで、平成20年及び平成23年の法改正により、医療費及び療養手当の支給対象期間の拡大、未申請死亡者の救済、並びに特別遺族弔慰金等の請求期限の延長が図られてきている。こうした中、現行制度において、累計で11,561件（平成28年10月末現在）が救済給付の対象となっている。また、被認定者に対して独立行政法人環境再生保全機構が実施した制度利用に関するアンケート（以下「制度利用アンケート」という。）の平成27年度の結果によれば、現行制度の満足度について「とても満足」「満足」との回答が53.7%であるのに対し、「不満」「とても不満」との回答が10.0%（なお、「どちらともいえない」との回答が33.5%、「無回答など」が2.9%）であり、また、療養手当の支給額について「妥当だと思う」との回答が28.1%であるのに対し、「妥当とはいえない」との回答が7.1%（なお、「わからない／どちらともいえない」との回答が60.9%、「不明回答・無回答」が3.9%）となっている。

（2）指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議においては、ヒアリングの中で、特に中皮腫については、予後の悪さに加え、肉体的にも精神的にも大きな苦痛を伴う上、介護や通院に伴う費用が多額となる場合があることや特に若年で発症すると家族の生活に不安を抱える場合があること、また、他の制度と比べて給付に差異があることが疑問である等の意見が出されたことを踏まえ、健康被害や療養の程度（介護等の実態）に見合ったものとなるよう療養手当の増額を検討すべきではないかとの意見や、石綿による被害は健康被害者のみならずその家族にも波及すると捉えて遺族年金・一時金のような遺族に対する給付を検討すべきではないかとの意見があった一方で、現行制度は補償制度や原因者負担という考え方とは異なるものであり、社会全体による迅速な救済という現行制度の基本的な枠組みを維持して安定的な制度運営を図るべきであり、その中で最大限の救済を図るとの観点から検討すべきではないかとの意見があった。また、来年度以降の費用負担のバランスを考慮する必要があるのではないかとの意見もあった。さらに、一つの考え方として、民事上の損害賠償を踏まえた制度でも社会全体による負担の制度でもない総体としての原因者と被害者との関係を踏まえた原因者負担があり得るとの意見や、長期的な検討課題として、諸外国の補償制度も参考にした検討が必要ではないかとの意見があった一方で、仮に補償制度を新たに構築するのであれば、補償制度とする理論的根拠と、それを踏まえた、他法に基づく制度との調整、費用負担者、対象者、対象疾病とその判断基準等の多岐にわたる論点について再度の検討が必要となるほか、現行制度をゼロベースで見直すこととなり、その場合、現在の基金はそのまま補償に充当することはできず、より厳密な因果関係が求められるため対象が縮小する方向となり得るとの意見があった。

この点については、制度の基本的考え方の検討に当たっては、健康被害の救済という視点はもとより、制度の性格や費用負担者の在り方の視点も含めることが必要である。こうした視点から見れば、①現行制度について、平成23年6月の中央環境審議会「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」（二次答申）（以下「二次答申」という。）にあるとおり、事業主の労働基準法上の災害補償責任を担保する労働者災害補償保険制度（以下「労災制度」という。）や医薬品等の製造販売業者の社会的責任に基づく医薬品副作用被害救済制度のような保険（的）制度、民事責任を踏まえた公害健康被害補償制度、国家補償的精神に基づく予防接種健康被害救済制度と同様の性格とすることは困難であるといえる点について、現時点においてこの点を変えるべき事情はないこと、②一方

で、現行制度の基本的考え方に基づき個別的因果関係を問わず石綿健康被害の迅速な救済が図られていることから、今回の審議では現行制度の基本的考え方を変える状況にあるとは結論されなかった。また、その上で、救済給付については、前述のとおり療養手当の増額等を求める意見が出されている一方で、制度の基本的考え方や類似の制度との均衡を考慮して設定されており、制度利用アンケートによれば、現行制度や療養手当について不満と回答した者の割合は必ずしも高くないとの結果がある。しかしながら、制度利用アンケートでは、「どちらともいえない」「わからない」との回答も一定程度存在する上、介護等の実態の詳細については必ずしも把握できていないとの指摘があり、被認定者の介護等について実態調査を行うべきである。

今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつ、当面は、費用負担に関する意見も聴きながら、個別的因果関係を問わず社会全体で石綿による健康被害者の経済的負担の軽減を図るとの現行制度の基本的考え方に基づいて制度の安定的かつ着実な運営を図ることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を更に促進すべきである。

2. 指定疾病

(1) 現行制度の施行状況

現行制度の指定疾病は、石綿を吸入することにより発生する疾病であって、民事責任を離れた迅速な救済を図るべき特殊性が見られる重篤な疾病を対象としている。こうした考え方に基づき、制度開始当初は石綿による「中皮腫」及び「肺がん」が指定疾病とされ、平成22年の政令改正により、石綿による「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が指定疾病に追加された。

指定疾病であることの医学的判定について、特に石綿による肺がんについては、喫煙をはじめとして様々な原因があり、石綿を吸入したことによるものであるか否かについての判定は必ずしも容易ではない。このため、現行制度における肺がんの医学的判定については、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿によるものと判定することとしている。具体的には、25本/ml×年程度のばく露があった場合とするのが国際的なコンセンサスとしても認められているところであり、ばく露歴を厳密に求めることなく、これに該当する医学的所見に基づき肺がんの判定が行われている。平成25年6月には、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に該当する医学的所見として、広範囲の胸膜プラーク所見及び肺組織切片中の石綿小体が追加された。その後も、胸膜プラークやびまん性胸膜肥厚と肺がんの発症リスクとの関係や、肺がん申請者の石綿ばく露作業従事歴についての知見の収集が図られている。

(2) 指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議においては、ヒアリングでの意見を踏まえて良性石綿胸水や石綿肺合併症を指定疾病に追加すべきではないかとの意見があった一方で、現行制度は重篤な疾病を対象とするものであるとの意見があった。また、良性石綿胸水については重篤な疾病を対象とする現行制度では指定疾病とされていないが、そのうち、被包化された胸水貯留がある症例については、例えば、石綿ばく露を示す所見があり、かつ、著しい呼吸機能障害が認められる場合に石綿による「著しい呼吸機

能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」とするなどの取扱いを検討すべきではないかとの意見があった一方で、具体的な基準等については更なる研究が必要との意見があった。

この点については、現行制度が重篤な疾病を対象とするものであることを踏まえ、症状が様々である良性石綿胸水及び石綿肺合併症を一律に対象とすることは困難であるが（なお、石綿肺については、合併症の有無にかかわらず、著しい呼吸機能障害を伴う重篤な病態について既に指定疾病とされている）、今後、良性石綿胸水のうち被包化された胸水貯留が認められる症例について、石綿による「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として取り扱うことができるかどうかについて、現行の指定疾病の取扱いとの均衡を踏まえつつ、その具体的な医学的判定基準も含めて検討を行い、必要な知見が整った場合には救済対象とすることが望ましい。

また、石綿による肺がんの医学的判定について、ヒアリングでも意見があったとおり、労災制度においては作業従事歴が一つの指標となっていることや、現行制度においても石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の判定に当たり作業従事歴が考慮されていることを踏まえ、現行制度の肺がんの判定に当たっても作業従事歴を指標の一つとして採用すべきではないかとの意見があった一方で、作業従事歴を指標として採用することは現行制度の趣旨及び客観性の観点から困難ではないかとの意見や、現行の肺がんの医学的判定基準は必ずしも厳しいものとは言えないのではないかとの意見があった。さらに、肺がん発症に対する石綿と喫煙の関係など更なる医学的知見の収集が必要ではないかとの意見があった。

この点については、現行制度では、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に石綿によるものと判定することとしており（すなわち、石綿によるものである蓋然性は50%）、また、例えば、これに相当する肺内石綿小体の量については、今もなお国際的なコンセンサスが得られている科学的知見として幅のある値（乾燥肺重量1グラム当たり5,000本～15,000本）である中でその最少本数を採用しているほか、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露に相当する医学的所見が確認されれば石綿ばく露歴を問わずに石綿によるものと判定することとしており、現行制度における肺がんの医学的判定基準は、科学的根拠に基づきつつ、個別的因果関係を問わず迅速な救済を図るとの制度趣旨に照らして設定されている。このような中、作業従事歴を指標として採用することについては、①作業従事歴により労務起因性を判定する労災制度とは異なり、現行制度が個々の原因者の特定が困難であるという特殊性に着目し、民事上の賠償責任とは離れて社会全体で石綿健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする制度趣旨であること、②肺がんについては、医学的所見により相当程度の鑑別が可能である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の場合と異なり、肺がんであるとの医学的所見だけでは様々な原因の中から石綿によるものであることを判定することができず、作業従事歴を指標として石綿によるものであると判定しようとするとその厳密な精査が必要となることから、現行制度の性格上、作業従事歴を確認するために必要となる客観的資料が乏しいことから、調査体制を整備したとしても、作業従事歴を厳密かつ迅速に精査することには限界があること、③肺がんについては、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚と異なり、肺がんであるとの医学的所見と組み合わせることにより石綿によるものであることを判定可能な指標としての医学的所見（肺内石綿小体の量等）が国際的なコンセンサスに基づき得られていること、④石綿による肺がんについては作業従事歴との関係も含め知見が十分に得られていないことから、今回の審議では作業従事歴を指標として採用すべきとは結論されなかった。しかしながら、肺がん申

請者における石綿ばく露作業従事歴等に関する調査を含め、石綿による肺がんについて引き続き知見の収集に努めるべきである。また、作業従事歴等については、医療機関における肺がんの診断の際に、石綿による肺がんの特徴的な医学的所見を確認するための情報として活用され、本制度の申請につながるよう一層の周知を図るべきである。

3. 制度運用

(1) 現行制度の施行状況

二次答申においては、現行制度の運用の強化・改善として、労災制度との連携強化、認定に係る対応の迅速化、制度の周知、医療機関等への情報の提供を行うべきとの指摘がされた。

これを受け、労災制度との連携強化を図るため、石綿ばく露作業従事歴があると申告した申請者等に関する厚生労働省への情報提供や、現行制度や労災制度等の対象となった中皮腫死亡者数の集計等の取組が実施されている。

また、認定に係る対応の迅速化のため、医学的判定の考え方について医療機関等に周知するほか、申請者の同意を得て医学的資料を医療機関から直接取り寄せる等の取組が実施されている。こうした取組を実施する中、平成18年度から27年度にかけて、療養者に係る平均処理日数は173日から106日まで短縮されている。

さらに、制度を広く周知し、また医療機関等への情報の提供を行うため、一般向けの広報活動や医療機関向けの情報提供が実施されている。加えて、平成25年度からは、石綿による肺がんの医学的判定のための肺内石綿繊維の計測（以下「繊維計測」という。）について、可能な限り迅速に実施することができるよう、透過型電子顕微鏡等の整備、人材育成、計測精度を確保するためのマニュアルの作成等の体制整備が実施されている。

(2) 指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議においては、中皮腫死亡者のうち現行制度や労災制度等を利用していない者が依然として一定程度存在すると考えられること、また中皮腫に限らず現行制度等の存在が医療現場において完全には浸透していない可能性も考えられることから、医師（特に呼吸器系の医師）や医師以外の医療関係者に対し、更なる制度の周知をすべきではないかとの意見があった。この点については、一般向けの広報活動を継続しつつ、医療現場において現行制度への申請を勧奨できるよう、呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターに対して現行制度や医学的知見の周知を図るべきである。特に、石綿による肺がんについては重点的に医療現場への周知を図るべきである。

また、ヒアリングでの意見を踏まえ、中皮腫と診断された者が療養に専念できるよう療養や制度等に関する総合的なフォローアップを行うことが必要であり、その際には医療関係団体や患者・家族の団体を含めた関係者の協力を得て行うことが必要ではないかとの意見や、専門医のリストを作るべきではないかとの意見があった。この点については、これら様々な関係者の協力を得て、専門医療機関のリスト、現行制度や地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する総合的な情報を提供すること等を検討すべきである。

さらに、繊維計測について、精度管理を継続して行いつつ、更なる迅速化を図るべきではないか

との意見があった。この点については、繊維計測の体制整備を引き続き実施することにより、精度管理を徹底しつつ計測の迅速化を図るべきである。

加えて、申請に係る負担軽減のため申請書類の合理化等を行うべきではないかとの意見があった。この点については、申請書類の電子入力化等を行うとともに、申請に当たっての課題を踏まえて申請窓口である保健所職員への研修を強化すべきである。

4. 健康管理

(1) 現行制度の施行状況

石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的として、平成18年度から平成26年度にかけて「石綿の健康リスク調査」（以下「リスク調査」という。）が実施され、平成28年3月には9年間の調査結果の評価が行われ、健康管理による不安減少等のメリットや検査に伴う放射線被ばくといったデメリット等の健康管理の在り方を検討するための一定の知見が得られた。

また、平成27年度からは、実施主体、既存検診（肺がん検診等）との連携方法、対象者・対象地域の考え方、検査頻度、事業に要する費用等の課題等について調査・検討を行うため、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」（以下「試行調査」という。）が実施されている。

(2) 指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議においては、石綿疾患の患者を専門外来・専門窓口につなぐ支援や、震災から数十年経過後の住民の健康不安への対応が必要ではないかとの意見があった。また、兵庫県が実施している住民の健康管理の支援のための「健康管理手帳」のような取組を実施すべきではないかとの意見があった一方、健康管理の今後の在り方の検討に当たっては、リスク調査で得られた健康管理のメリット・デメリット等の知見を踏まえつつ、現在実施されている試行調査を、対象地域を拡大しつつ、しっかりと評価すべきではないかとの意見があった。加えて、将来的には、検討等に必要となる予算について基金の運用益を活用することも一案ではないかとの意見があった。この点については、石綿ばく露による健康不安に対応するため、試行調査を地方自治体の協力を得て対象地域の拡大に努めながら継続し、その調査結果について適切な時期に評価を行った上で、その評価を踏まえつつ、兵庫県での取組事例等も参考にしながら、実施主体や費用負担の在り方も含め、効果的・効率的な健康管理の在り方について引き続き検討していくべきである。

また、試行調査において、保健指導を適切に実施するため、専門知識に関する研修の場を設けるべきではないか、その際、石綿による健康被害は高齢の方に多く見られるとの実態を踏まえると高齢の方にもしっかり情報が伝わるよう考慮が必要ではないかとの意見があった。この点については、試行調査において、高齢の方への分かりやすさに配慮しつつ、保健指導に関するマニュアルの作成や研修会の更なる充実を図るべきである。

5. 調査研究

(1) 現行制度の施行状況

二次答申における中皮腫の診断・治療に関する調査研究を推進すべきとの指摘を受け、平成25年

度から、現行制度で認定を受けた中皮腫症例に係る医学的情報のデータベースへの登録¹（以下「中皮腫登録」という。）が行われ、平成27年度から環境省ホームページにおいて情報が公開されている。また、厚生労働省、関連する学会や病院協会、保健所に対して周知がされている。

また、中皮腫の診断法の向上等のための各種の医学的解析調査等や厚生労働省において中皮腫の遺伝子治療薬等に関する研究の支援が実施されている。

（2）指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議においては、現行制度で認定を受けた中皮腫患者の医学的情報の登録を継続し、そこで得られた知見を活用して診断法等に関する情報を医療従事者等に情報提供すべきではないかとの意見があった。この点については、中皮腫登録を継続して現行制度で認定を受けた中皮腫患者の症例の集積を行いつつ、医療機関での中皮腫の診断精度の向上に資する情報を提供できるよう検討すべきである。

また、がん登録推進法に基づくがん登録制度²において登録された中皮腫の統計データを分析すれば治療に関する一定の知見が得られるのではないかとの意見があった。この点については、今後、医療機関での治療方針に資する情報の提供に向けて、当該がん登録制度の趣旨や内容を踏まえた活用方法について、関係省庁と連携して検討すべきである。

加えて、今後とも、関係省庁と連携して石綿による疾病に関しての医学的知見の収集に努めるとともに、その成果を広く情報提供することを含めて現行制度に係る様々な主体・関係者と情報共有を図るべきである。

¹ 「中皮腫登録」とは、中皮腫の診断法等の向上を図るため、現行制度で認定を受けた中皮腫症例に係る病理所見及び画像所見等の情報をデータベースに登録するもの。二次答申を受け、平成25年度から登録を開始。

² 「がん登録制度」とは、がんの患者数や罹患率、生存率、治療効果の把握など、がん対策の基礎となるデータを把握するため、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）に基づき、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに登録し、保存するもの。平成28年1月1日施行。

Ⅲ. おわりに

現行制度については、これまでのところ、現行制度の基本的考え方に基づいて、適時適切な見直しが行われ、また、認定の迅速化や制度の周知等の運用の強化・改善等が図られてきており、安定した制度運営が行われている。一方で、現行制度の評価・検討の中でいくつかの論点も指摘されたことから、それぞれの論点について今後の方向性を提示した。

今後、こうした方向性に沿って必要な調査や措置が可及的速やかに講じられ、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要である。

<参考>これまでに指摘された検討課題(※)への対応状況(出典:平成28年4月20日 第1回中央環境審議会 環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会資料から作成)

<現行制度の運用>

- (1) 指定疾病
- (2) 運用の強化・改善

<現行制度に関連する事項>

- (3) 健康管理
- (4) 調査研究の推進
- (5) 石綿健康被害の未然防止の取組の推進

- (※) これまでの石綿健康被害救済小委員会における審議結果(以下)において指摘された検討課題
- ・ 石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について (H18.3、H25.4)
 - ・ 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について(一次答申) (H22.5)
 - ・ 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申) (H23.6)

(1) 指定疾病

指摘された検討課題	対応状況
<p>○(中皮腫及び肺癌以外の石綿関連疾患について)今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。(H18.3 P.3)</p>	<p>○平成22年7月、政令改正により指定疾病を追加(①著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、②著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)</p>
<p>○びまん性胸膜肥厚については、中皮腫、肺癌及び石綿肺に比べ、既知の疫学的・臨床的知見が少ないため、今後さらに、臨床経過や鑑別診断について知見の収集に努めるべきである。(一次答申 P.7)</p>	<p>○平成22年度から、びまん性胸膜肥厚の医学的調査を実施。潜伏期間、肋横角鈍化が診断の一助となること、喫煙と発症との関連を示唆、長期的な予後のフォローが必要であること等の知見が報告され、中央環境審議会石綿判定小委員会委員に情報提供。</p>

<p>○石綿による肺がんに関しては、知見が十分に得られておらず、未だ解明されていない課題が残されていることから、今後とも更なる知見の収集に努めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 胸膜プラークと肺がんの発症リスクに関する知見の収集に努めることが望まれる。 ▶ (びまん性胸膜肥厚の所見と肺がんの発症リスクについて) 今後、更なる知見の収集に努め、一定の知見が得られた段階で速やかに指標として採用することが望まれる。 ▶ 従事歴については、肺がんに係る申請内容を分析するなど、更に研究することが望まれる。 <p>(H25.4 P.3, P.5)</p>	<p>○石綿による肺がんに関しては、以下の調査を実施し、知見の収集に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成26年度から「肺がん申請者における石綿ばく露作業従事歴に関する調査」、平成27年度から「日本人の石綿小体分布を調べる調査」を実施し、これらの中で、肺がんと胸膜プラークの知見の収集を図っている。 ▶ 平成24年度から「石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査」を実施し、びまん性胸膜肥厚と肺がんの合併の有無等の知見の収集を図っている。 ▶ 平成26年度から「肺がん申請者における石綿ばく露作業従事歴に関する調査」を実施し、肺がん申請者の石綿ばく露状況の知見の収集を図っている。
--	---

(2) 運用の強化・改善

指摘された検討課題	対応状況
<p>①労災保険制度との連携強化</p> <p>○作業従事歴のある申請者等については、申請者本人に労災保険制度について説明し申請を促すのみならず、個人情報取扱いに留意しつつ、機構から労災保険窓口へ直接連絡することを検討するべきである。</p> <p>○石綿健康被害救済制度、労災保険制度等における認定者と中皮腫死亡者との関係等の情報についても、認定状況とともに、定期的に公表していくことが重要である。</p> <p>(二次答申 P.8)</p>	<p>○石綿ばく露作業の従事歴がある申請者等について、申請者の同意を得た上で、厚生労働省に定期的に情報提供を実施。</p> <p>○平成25年度から(独)環境再生保全機構の統計資料において、石綿健康被害救済制度、労災保険制度等における中皮腫の認定者と人口動態統計における中皮腫死亡者との関係について公表。</p> <p>○(独)環境再生保全機構では、厚労省と連携し、申請受付窓口である保健所の担当者向け説明会を実施。</p>

<p>②認定に係る対応の迅速化に向けた取組の強化</p> <p>○中皮腫の取扱いが多い医療機関のみならず、一般の医療機関に対する制度の周知が必要であると考えられる。また、医療機関から適正な医学的資料が提出されるよう、機構による学会を通じたセミナーの開催やパンフレット配布等を通じて、医療機関への石綿健康被害救済制度、特に認定の判定基準に関する周知を行い、可能な改善を図っていくことが重要である。</p> <p>○機構が申請段階から、申請者の同意をとり、医療機関の申請実績を勘案しつつ、直接、連絡や調整を行う方向で検討を進めるべきである。</p> <p>(二次答申 P.8)</p>	<p>○環境省・(独)環境再生保全機構においては、医学的資料を提出するに当たり医療機関や医療関係者が留意すべき事項(留意事項)を周知。また、機構においては、医学的判定の考え方等について解説した医師・医療機関向けの手引き等を作成し医療機関に周知(なお、学会セミナー等については後掲)。</p> <p>○(独)環境再生保全機構において、申請段階から申請者等から同意を取り、医学的資料に不足がある場合には、機構から直接医療機関に連絡を行い資料を収集する等の取組を実施。なお、平成18年度から平成27年度にかけて、療養者に係る平均処理日数を173日から106日(速報値)まで短縮。</p>
<p>○繊維計測をできる限り迅速に実施することができるよう、計測に必要な機材の確保や人材の育成等といった実施体制の整備を進める必要がある。(H25.4 P.6)</p>	<p>○平成25年度から、石綿肺がんの医学的判定に必要な肺内石綿繊維計測の体制整備等を図るため、「石綿繊維計測体制整備事業」を実施。</p>
<p>③特別遺族弔慰金対象者への周知</p> <p>○一層の広報活動を通じて、遺族が制度について知らないことのないよう努めるとともに、必要に応じ、適切な対応をすることが重要である。加えて、中皮腫に罹患し死亡された方の遺族に対し、個別に救済制度の周知を行うなどの掘り起こし策を適切に実施することで、救済給付を受ける権利を有する遺族が漏れなく救済給付を受けられるよう努めるべきである。</p> <p>(二次答申 P.9)</p>	<p>○制度周知を図るため、(独)環境再生保全機構において、一般住民向け広報を複数媒体で実施。</p> <p>○(独)環境再生保全機構及び厚生労働省において、法務局などに保管している死亡届を基に、平成7年から平成17年までに「中皮腫」で死亡した人について情報を収集し、労災補償又は救済給付の支給を受けられていない方に制度照会の案内文を送付。</p> <p>○平成23年8月の議員立法による法改正により、特別遺族弔慰金の請求期限を10年延長。</p>

<p>④医療機関等への知識の普及や治療等に関する情報の提供</p> <p>○石綿関連疾患の診断や救済の取扱いについて、特に、医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図る必要がある。(H18.3 P.7)</p> <p>○医療機関の診断・治療レベルを一定以上に保つための石綿関連疾患の診断方法、治療方法に関する情報提供を実施することが重要である。(二次答申 P.9)</p>	<p>○平成21年度から、環境省において、還元事業として中皮腫細胞診研修会や読影講習会を実施。</p> <p>○(独)環境再生保全機構において、学会セミナー等を実施。</p> <p>○平成25年度から、救済制度で認定された中皮腫症例に係る病理所見及び画像所見、治療内容等の情報のデータベースへの登録(中皮腫登録)、及び登録した情報の整理、集計を実施。平成27年度には、一定規模の情報に基づく整理・集計が完了したことから、中皮腫登録のサイトを開設し、整理、集計された情報について公開。平成28年度以降、登録数を増やし掲載情報の充実に努めるとともに、調査研究を行い、その結果を広く情報提供していく予定。</p>
---	---

(3) 健康管理

指摘された検討課題	対応状況
<p>○(職業性ばく露以外のばく露による健康被害について) 今後、実態把握のための各種の調査研究を推進する必要がある。(H18.3 P.7)</p> <p>○胸膜プラークの有所見者や良性石綿胸水、石綿によるびまん性胸膜肥厚の疑われる者については、定期的な健康管理を行うためのシステムを整備することが必要である。(H18.3 P.7)</p> <p>○不安感解消というメリット、放射線被曝というデメリットを、科学的根拠に基づき、比較考量する必要があるとともに、その他、対象や方法、費用負担等についてさらに検討すべき問題が残る。また、その事務について医療機関や地方公共団体等を含め、いずれの主体がこれを担うべきか、といった実施体制に関する制度的問題も存在する。(二次答申 P.7)</p> <p>○(リスク調査の調査対象者について) 過去に当該地域に住んでいた者をなるべく多く含めた形で調査を行い、どのような症状、所見、石綿ばく露のある者が健康管理の対象となるべきか等、健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。(二次答申 P.7)</p>	<p>○石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的として、「石綿の健康リスク調査」を実施。平成18年度から平成26年度まで、一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があり、調査に協力いただける7府県※1において実施。健康管理のメリット・デメリットについて評価。</p> <p>○平成27年度からは、石綿検診(仮称)の実施を見据え、モデルとなる事業を実施することを通じて、肺がん検診等との連携方法等について調査・検討を行うことを目的として、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を開始。平成27年度から調査に協力いただける7府県※2において実施。運用上の事項については、試行調査を通じて検討。</p> <p>○なお、平成24年度からは、過去に対象地域に住んでいた者を対象に転居者調査も実施(試行調査においても実施を継続)。</p> <p>※1 神奈川県(横浜市鶴見区)、岐阜県(羽島市)、大阪府(大阪市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)、兵庫県(尼崎市)、奈良県、福岡県(北九州市門司区)、佐賀県(鳥栖市)</p> <p>※2 神奈川県(横浜市鶴見区)、岐阜県(羽島市)、大阪府(大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)、兵庫県(尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市)、奈良県、福岡県(北九州市門司区)、佐賀県(鳥栖市)</p>
<p>○既存の結核検診、肺がん検診等にあわせて、例えば、胸膜プラークの所見を発見した場合には、健康管理に必要な情報提供等を行うよう促すことができないかどうかを検討するべきである。(二次答申 P.7)</p>	<p>○環境省及び(独)環境再生保全機構から各都道府県に対し、市町村が実施する肺がん検診・結核検診において胸部X線写真から胸膜プラーク所見を判定した場合には、被検者に対してプラーク所見や健康管理等に関する情報を提供するよう、管下市町村への周知を文書で依頼(平成23年11月14日付)。</p>

(4) 調査研究の推進

指摘された検討課題	対応状況
<p>○中皮腫についてもがん登録制度を参考にしつつ、救済制度の中で機構に集まる治療内容や生存期間の情報を活用しながら調査研究を行い、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し、情報提供することについて検討すべきである。(二次答申 P.9)</p>	<p>○平成25年度から、救済制度で認定された中皮腫症例に係る病理所見及び画像所見、治療内容等の情報のデータベースへの登録(中皮腫登録)、及び登録した情報の整理、集計を実施。平成27年度には、一定規模の情報に基づく整理・集計が完了したことから、中皮腫登録のサイトを開設し、整理、集計された情報について公開。平成28年度以降、登録数を増やし掲載情報の充実に努めるとともに、調査研究を行い、その結果を広く情報提供していく予定。【再掲】</p>
<p>○肺がんに比べて著しく予後が悪く新たな治療方法がない中皮腫に対する日本発の新たな治療法の開発や早期発見、早期診断のための研究について、関係府省等とも連携しながらその推進に向けて努力すべきである。(二次答申 P.9)</p>	<p><治療法の開発のための研究></p> <p>○厚生労働省において、革新的がん医療実用化研究事業として、日本医療研究開発機構を通じて、「悪性胸膜中皮腫に対する新規治療法の開発及び実用化に関する研究」(主任研究者 仲哲治 平成26~28年)等、中皮腫の遺伝子治療薬等に関する研究を支援。</p> <p><診断法の向上のための研究></p> <p>○環境省において、石綿関連疾患について、的確かつ迅速に診断し、石綿健康被害者の救済につなげるため診断法等の向上や判定基準の今後の検討等に資するため、「細胞診による中皮腫診断の在り方に関する調査」(平成24~26年度)等を実施。</p>

(5) 石綿健康被害の未然防止の取組の推進

指摘された検討課題	対応状況
<p>○新たな石綿健康被害を引き起こさないことが究極的には本制度と関係すること、また平成23年3月に発生した東日本大震災により、倒壊した建築物等からの石綿飛散が懸念され、それによる健康被害が将来起こるおそれも存在することから、引き続き、こうした未然防止策の推進を図ることが重要である。</p> <p>(二次答申 P.9)</p>	<p><大気汚染防止法関係></p> <p>○平成25年に大気汚染防止法を改正し、石綿飛散防止対策の更なる強化を図った。</p> <p>○東日本大震災による石綿飛散防止対策としては、主に以下のような対策を実施。</p> <p>(公社) 日本保安用品協会を通じて複数の会社から提供を受けた約61,500枚の防塵マスクを関係自治体に無償配付。</p> <p>ボランティア等に対してマスクの持参や着用・使用方法を環境省ホームページ、自治体や旅行業界等を通じて周知、指導。</p> <p>平成23年度から平成27年度までに8県で約1,850地点での大気濃度調査を実施。</p> <p>厚生労働省と合同で「東日本大震災アスベスト対策合同会議」を15回開催(平成23年度から平成27年度まで)。</p> <p><廃棄物処理法関係></p> <p>○平成18年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正し、石綿含有廃棄物の処理基準を制定するとともに、平成23年に同法施行令を施行し、特別管理産業廃棄物である廃石綿等に係る埋立処分基準を強化するなど、石綿含有廃棄物や廃石綿等の適正処理を推進。</p> <p>○石綿含有廃棄物や廃石綿等を、熔融等の高度な技術により無害化処理を行う事業者については、環境大臣が無害化処理認定制度による認定を行い、国として安全かつ迅速な処理を推進。</p>

第6章 資料

①独立行政法人環境再生保全機構の概要

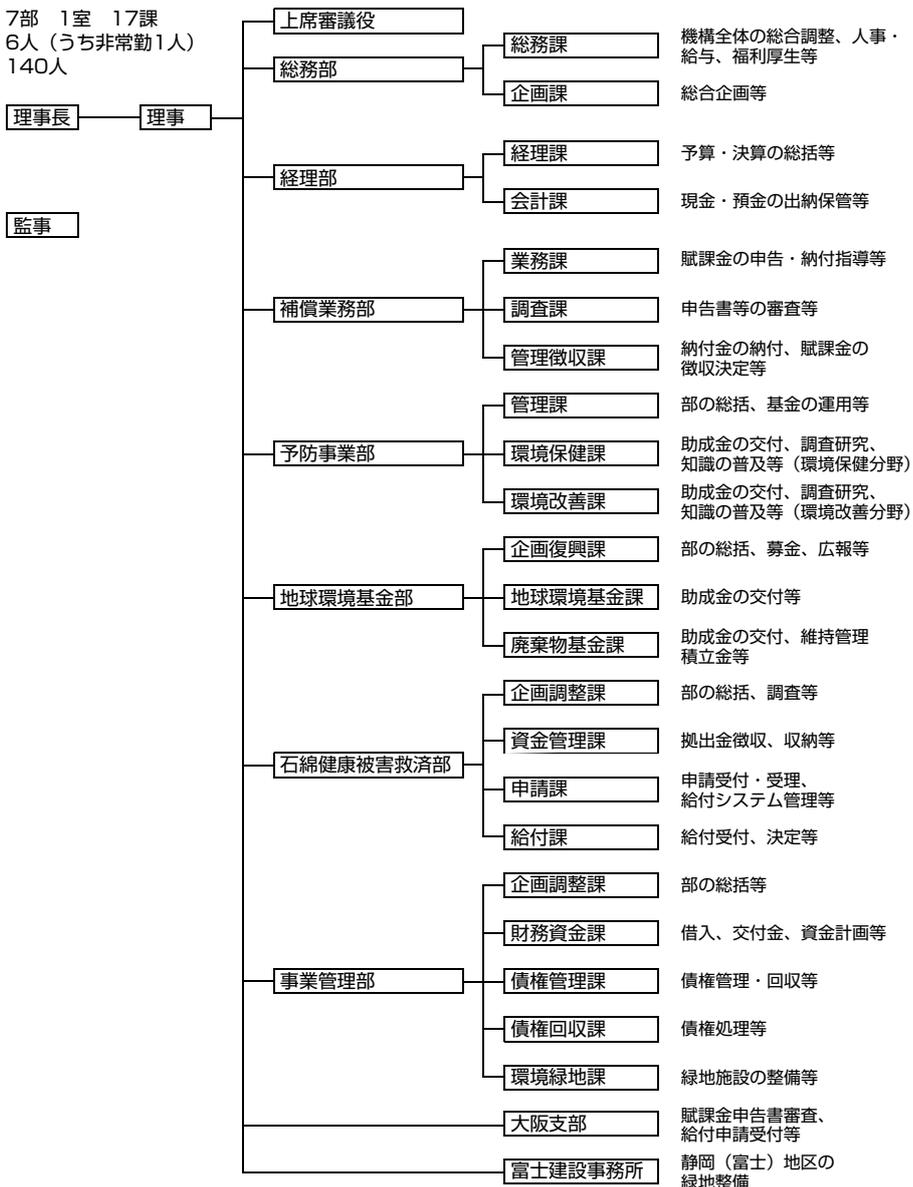
独立行政法人環境再生保全機構は、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、旧公害健康被害補償予防協会から承継した公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業のほか、旧環境事業団から承継した地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理助成事業、最終処分場の維持管理積立金管理業務を行う法人として、平成16年4月に設立しました。

②石綿健康被害救済部の設置

平成18年2月の石綿健康被害救済法の成立・公布を受けて、独立行政法人環境再生保全機構法が一部改正され新たに石綿健康被害救済業務が加わったことから、同年3月に本部組織に石綿健康被害救済部を設置し、同年4月から4課体制でスタートしました。

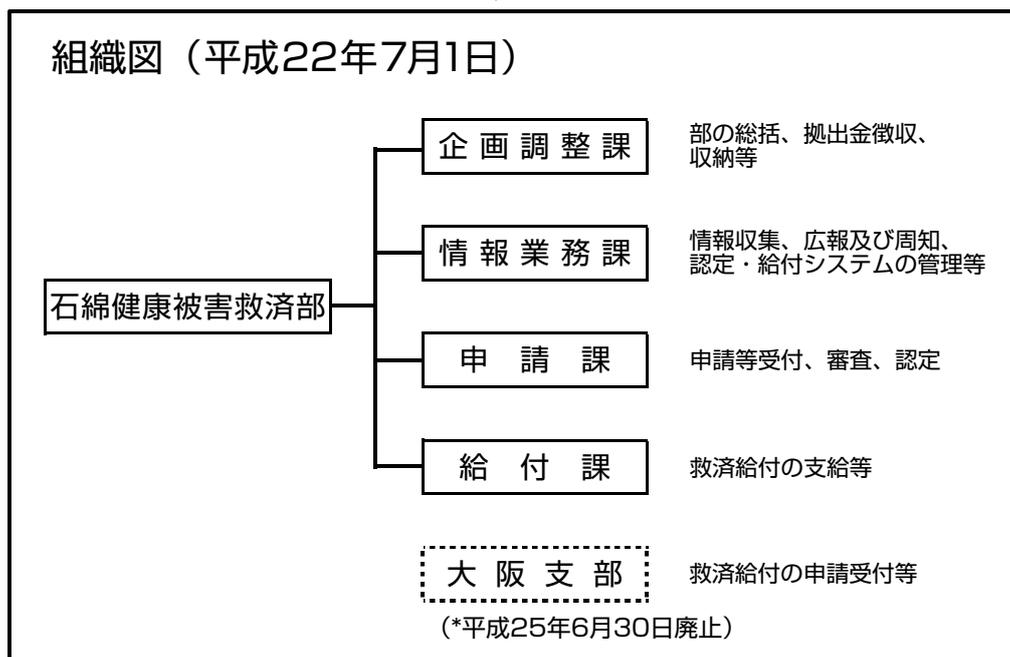
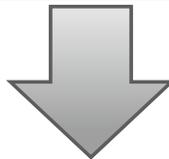
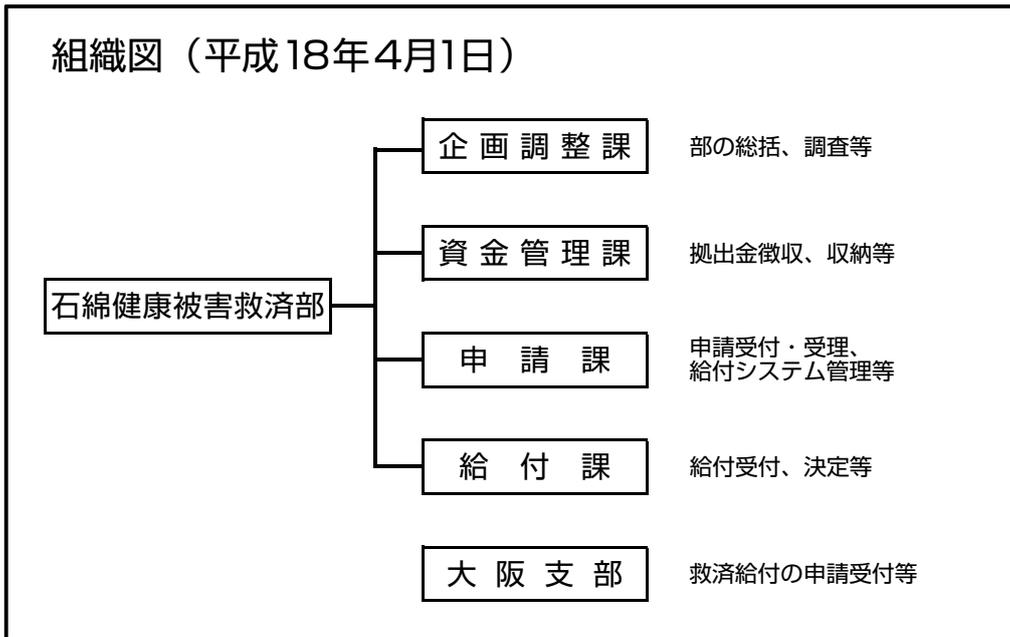
組織図(平成18年4月1日)

組織 7部 1室 17課
 役員 6人 (うち非常勤1人)
 職員 140人



③石綿健康被害救済部の組織の見直し

雇用保険法の一部改正により、平成22年1月に、船舶所有者からの一般拠出金の徴収が労災保険制度を活用する方式に変更され、徴収業務が廃止されたこと、また、石綿健康被害救済法附則第6条に規定されている法施行後5年以内の見直しにより、指定疾病に新たに著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加されたことなどを受けて、各課の所掌事務の見直しを含む組織変更を行っています。



④独立行政法人整理合理化計画への対応

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、組織の見直しにおいて、業務運営の効率化を図る観点から、申請書類の受付等を行っていた大阪支部の廃止と、組織体制の整備として、石綿健康被害救済法附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせて、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直すことが決定され、次表のとおり対応してきました。

講ずべき措置	措置内容
大阪支部の廃止	平成25年6月末に廃止。
組織体制の見直し	<p>組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。</p> <p>なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。</p>

※『「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について（平成27年7月1日現在）』（内閣官房ホームページ）から該当箇所を抜粋し掲載しています。

⑤事業費の推移

(単位:円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入						
その他の政府交付金	38,763,093,000	105,396,000	7,685,719,000	7,731,968,000	9,698,969,550	9,978,888,714
業務収入	-	-	1,273,100,640	1,271,277,055	1,273,174,319	1,256,096,925
受託収入	-	-	9,500,000	9,500,000	516,941	3,026,125
その他収入	26,589	105,426,963	395,270,728	376,887,435	355,082,684	207,930,087
収入合計	38,763,119,589	210,822,963	9,363,590,368	9,389,632,490	11,327,743,494	11,445,941,851
支出						
業務経費	150,321,456	6,282,390,306	3,344,191,854	4,383,080,881	5,354,875,132	3,351,091,625
受託経費	-	-	9,500,000	9,500,000	516,941	3,026,125
一般管理費	-	179,049,336	172,496,207	182,187,581	211,608,120	213,001,823
支出合計	150,321,456	6,461,439,642	3,526,188,061	4,574,768,462	5,567,000,193	3,567,119,573

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入					
その他の政府交付金	9,002,245,928	8,932,531,000	9,091,975,292	3,957,289,000	3,934,934,568
業務収入	1,255,024,517	1,252,854,677	1,252,470,093	1,049,628,681	1,049,207,092
受託収入	3,727,383	6,425,380	2,702,544	4,842,868	4,097,928
その他収入	147,315,441	143,074,686	169,432,758	161,601,268	138,332,351
収入合計	10,408,313,269	10,334,885,743	10,516,580,687	5,173,361,817	5,126,571,939
支出					
業務経費	3,443,614,123	4,061,945,845	3,524,736,525	3,300,213,595	3,774,227,702
受託経費	3,727,383	6,425,380	2,702,544	4,842,868	4,097,928
一般管理費	214,160,016	215,144,978	247,286,914	250,432,674	263,394,951
支出合計	3,661,501,522	4,283,516,203	3,774,725,983	3,555,489,137	4,041,720,581

出典：機構財務諸表の決算報告書から作成。

⑥各年度における石綿健康被害救済業務の主な業務実績（各年度の業務実績等報告書から）

平成17年度

○環境省、厚生労働省との共同による広報の実施

環境省、厚生労働省及び機構が共同で、広報を行う対象や実施方法を協議し、役割分担を行って周知・広報を実施しました。

機構では、療養中の者を対象とした医療機関への広報、受付機関となる保健所への広報及び療養中の者や遺族が多く在住していると考えられる石綿関連事業所等のあった地域への重点的な広報を実施しました。

また、制度に関するパンフレット、申請の手引き及び申請書類等を作成し、都道府県及び保健所設置政令市、地方環境事務所及び都道府県労働局へ申請受付日（3月20日）に間に合うように発送しました。

○制度に関する相談対応

制度に関する相談や問合せに対応するため、フリーダイヤルを開設し、制度の概要や申請等の相談に応じました。また、機構本部及び大阪支部内に相談コーナーを設け、来訪者への相談に応じたほか、申請等の説明を行いました。

また、多くの申請者等が見込まれる尼崎保健所、泉佐野保健所に職員を派遣し、申請等の相談、申請書類等の受付等を実施しました。

都道府県、保健所設置政令市の担当者を対象に、法制度、申請の手続き及び委託業務に関する説明会を環境省と合同で全国7か所で開催し、担当者用のQ&A集を作成・配布し3月20日から開始された受付業務の円滑な実施に向け準備を行いました。

○保健所等への対応

保健所担当者向け説明会を全国7か所で4月に実施しました。(参加者延べ484人)

また、自治体と申請・受付に関する業務委託契約を締結しました。(契約自治体数:127)

保健所等における申請受付業務を迅速かつ適切に行っていくため、保健所等に対して制度や受付業務に係る理解度、要望等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

機構ホームページの石綿健康被害サイトに、「保健所等受付業務担当者向け情報」コーナーを追加しました。

○認定申請等に係る事務処理方法の標準化

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書について、それぞれ受付後の点検、書類審査、環境大臣への医学的事項に係る判定の申出、判定結果の通知後の認定等決定までの一連の事務処理方法について、「受付・審査・決定等執務マニュアル」を作成しました。

○追加資料提出依頼への対応

医学的判定に必要な再提出資料について、申請者の了解を得られた場合には、機構が医療機関に直接依頼できるようにするなど、提出方法を見直しました。

○救済給付の支給に係る手続きの標準化

救済給付の支給については、事務処理内容を整理した上で、「救済給付支給執務マニュアル」を作成し、事務処理の標準化を図りました。

○被認定者等の意見等の把握

医療費等の認定決定に係る通知を送付する際に、アンケートを同封し、広報や手続き、書類提出、相談等に係る意見を聴取し整理しました。

○認定・給付システムの構築

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書に係る情報を管理するため、個人情報の保護の措置を講じた認定・給付システムを構築しました。

○拠出金の適正な徴収の準備

平成19年4月より船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の徴収が始まることから、関係省庁との申告方法等の調整、拠出金等徴収管理システム構築の準備を行いました。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページを作成しました。

平成19年度

○広報ビデオの作成、手引の改訂等

救済制度を解説した広報ビデオ「アスベスト健康被害と救済」とその内容を紹介したチラシを医療機関と自治体所管課・保健所等に配布しました。

石綿健康被害者及びその遺族等の方が、速やかな手続を行えるよう、「石綿による健康被害救済給付の手引き」の改訂版を作成し、都道府県等、地方環境事務所に配布しました。

また、申請・請求期限に関し、「法施行後に指定疾病により亡くなられた場合、生前に認定申請が行われていなければ救済給付は支給されない旨」の注意喚起のチラシを作成しました。

○船舶所有者の利便性を考慮

船舶所有者の利便性を考慮し簡便に拠出金を納付できるよう、平成19年4月からコンビニエンスストア等で納付可能なペイジーによる受付を開始しました。

平成20年度

○施行前死亡者の遺族への周知

自治体が保管する死亡小票により、中皮腫による施行前死亡者を抽出し、未請求の方々へ救済制度の案内を実施しました。（周知対象件数1,390件）

○法改正（平成20年12月1日施行）に伴う対応

法改正に伴い、石綿健康被害者及びその遺族等の方が速やかに手続が行えるように、既存手引き、パンフレット等の改定を行うとともに、機構ホームページの申請手続、記載例等について更新しました。

法改正に伴う問合せの増加に適切に対応するため、フリーダイヤルの回線を増設するとともに、電話対応のための人員を増員しました。

平成21年度

○広報ビデオのリニューアル

救済制度を解説した広報ビデオ「アスベスト健康被害と救済」について、法改正（平成20年12月1日施行）の内容を反映しました。

○ホームページの活用

機構ホームページに、申請様式のダウンロード、申請手続及び申請書類の記載例等を掲載しました。

○医療費等の追加支給

法改正（平成20年12月1日施行）により導入された療養開始日からの医療費等の支給について、被認定者への遡り支給に対応しました。

○個人情報保護、情報セキュリティ対応

石綿健康被害救済業務に係る個人情報保護、情報セキュリティについて、システムの利用、日々の文書管理等に適用するべく、個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則、個人情報取扱手順書及び情報セキュリティ対策実施手順書を作成しました。

○雇用保険法等の一部改正に伴う船舶所有者に対する徴収機関変更周知

これまで機構が直接徴収していた船舶所有者からの一般拠出金を、法改正により平成22年1月1日より厚生労働大臣が徴収するようになることに伴い、当該船舶所有者及び関係機関に対し一般拠出金の徴収機関が変更となる旨を書面とホームページにより周知徹底を行いました。

○国際シンポジウムの開催

海外制度の情報収集、共有のため、イギリス、オランダ、ベルギー、フランス各国の石綿健康被害救済制度担当者の参加を得て、国際シンポジウムを開催しました。

平成22年度

○政令改正（指定疾病追加）への対応

平成22年7月の政令改正により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚が救済対象に追加され、これまでと同様の審査に加えて、新たに療養中の申請者及び未申請死亡者の石綿ばく露の確認・調査が必要となり、認定関係業務の編成、人員配置を見直し、必要な体制の整備などを行いました。

○認定更新業務

法施行後5年が経過することに伴い、認定の有効期間が満了する被認定者からの認定更新申請に基づく認定更新等の決定を平成23年1月より開始しました。

申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して督促を確実に実施しました。

○石綿肺の診断等に関する支援事業の実施

石綿肺及びびまん性胸膜肥厚での申請について、これらの疾患に罹患しているものの、著しい呼吸機能障害までは認められない方に対して、健康管理（健康診断、診断報告等）等を行いました。

○新認定・給付システムの運用開始等

新認定・給付システムが、平成22年8月に全面稼働し、また、指定疾病の追加、認定更新業務の開始に伴い、システムの改修を行いました。

○法施行後5年の制度見直しへの対応

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会や環境省石綿健康被害対策室より、随時情報収集を行うとともに、「制度利用アンケート」において、療養実態関係の問いを追加し、その結果を環境省に提供、救済小委員会の議論に役立てました。

平成23年度

○労災保険制度との連携による新たな広報の取組

平成23年6月の中央環境審議会の答申を踏まえ、労災保険制度との連携強化のため、救済制度（環境省・機構）と労災保険制度（厚生労働省）を対比した内容のリーフレットとポスターを両省と機構の三者で作成し、機構からも関係機関（441か所）に配布しました。

○中皮腫細胞診実習研修会の開催

中皮腫の確定診断の一つである細胞診の周知及び診断精度の向上を目的として23年度から実施しました。

○「石綿小体計測マニュアル」の改訂

労働者健康福祉機構と協力し、「石綿小体計測マニュアル」の改訂を行い関係機関に配布しました。

○石綿繊維計測機関育成事業

認定等審査の迅速化を図るため、民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として民間2社の参画を得て実施しました。

○医学的判定における審議の迅速化

審査分科会において中皮腫及び肺がんについて蓋然性が高いと判断された案件について、手続を簡略化して判定結果を機構に通知できるよう環境省に働きかけを行い、平成24年3月から実施しました。

○救済法改正等への対応

①特別遺族弔慰金等の請求期限延長への対応

救済法の改正（平成23年8月30日施行）に伴い、地方公共団体及び保健所に周知を行うとともに、必要な手引き等の改訂を行い、また、改正内容を盛り込んだチラシを作成し、地方公共団体、保健所及び関係機関に配布しました。

②制度見直しへの対応

平成23年6月の中央環境審議会答申「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」を受けて、環境省及び厚生労働省とも連絡・調整を行い、ア) 胸膜プラーク有所見者への救済制度に係る情報提供、イ) 環境省・機構と厚生労働省が連携し救済制度と労災保険を対比したリーフレット等の作成、ウ) 申請から認定までの期間短縮、エ) 診断精度向上のため医療機関向けの研修を行いました。

平成24年度

○日韓交流実務者会議

環境保全技術に関する交流を行っている韓国環境公団と実務者会議を開催し、両国における石綿健康被害救済制度に関する意見交換を実施しました。

○厚生労働省・労災保険制度との連携強化

①法施行前死亡者の遺族への周知事業

平成23年度に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度の周知事業において、労災保険制度の対象とならない方々からの請求について、313件認定を行いました。

②まぎれ込み防止

救済制度に労災保険制度の対象案件がまぎれ込むことがないように、機構から直接労災保険窓口へ申請者の情報を提供し、同窓口から労災保険の請求を勧奨してもらえるよう、個人情報取扱いのほか労災保険の勧奨に必要な情報等について環境省及び厚生労働省に対して調整を行いました。(情報提供は平成25年度から実施)

○中皮腫登録制度創設に向けた取組

中央環境審議会の答申(二次答申)において、機構に集まる中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や医療機関に対し情報提供することが掲げられたことから、環境省からの依頼を受けて、中皮腫登録制度の創設に向けた事前準備として、救済制度における過去の中皮腫の認定症例について、「中皮腫認定症例チェックシート」に整理後、データベース化し、入力された情報について集計等を行いました。

平成25年度

○判定基準の改正を受けての取組

平成25年6月に救済制度の判定基準が改正されたことを受けて、医師向けの手引の改正を行うとともに、新たに判定基準についてのリーフレットを作成し、これまで医学的資料の提出のあった医療機関（1,452か所）に配布しました。

また、改正前の判定基準により不認定とされた案件のうち、環境省において過去の議事録から個別に連絡が必要とされた案件については、電話及び文書により周知を行い、その結果、17件の申請・請求を受け付け、全てが認定となりました。

○申請（請求）手引等の見直し

判定基準の改正と合わせて、申請（請求）に係る手続様式等も改正されたことから、9種類全ての手引について改定を行い、申請者、関係機関等に配布するとともに、判定基準の改正についてもチラシを作成し周知を行いました。

○大阪支部の廃止

大阪支部を平成25年6月末に廃止しました。これに伴い、石綿健康被害救済給付の申請受付業務については、本部の石綿健康被害救済部において業務を承継しました。

平成26年度

○石綿繊維計測の迅速化

計測に時間を要している石綿繊維の計測について、平成22年度から実施している石綿繊維計測機関の育成事業の成果を踏まえ、民間の検査機関2機関と契約を締結し、環境省とも調整を図り石綿繊維計測を求められている案件5件の計測を行い、このうち1件について認定を行いました。

○判定結果の医療機関へのフィードバック

現在治療中の申請者が適切な医療サービスを受けられるよう、指定疾病ではないとされた案件について、環境省とも調整を行い、申請者の同意を得た上で判定結果を医療機関にフィードバックする取組を開始しました。

○判定基準の改正を受けての取組

平成26年6月に救済制度の判定基準が改正されたことを受けて、医師向けの手引の改正を行うとともに、新たに判断基準についてのリーフレットを作成し、これらをこれまで医学的資料の提出のあった医療機関及びその他病院（計5,667か所）に配布しました。

また、改正後の判定基準では中皮腫について、申請段階より病理標本の提出が推奨されたことから、保健所説明会等で周知したほか、環境大臣への医学的判定の申出に当たり医療機関に照会を行うための体制を整備しました。

○情報セキュリティ対応の検証

石綿健康被害救済部では石綿健康被害者の機微な個人情報を保有していることから、外部機関による石綿健康被害救済業務に係る情報セキュリティ対応状況等について、調査・評価を実施しました。

平成27年度

○認定更新業務

平成27年度より、平成22年7月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された者の認定更新等及び中皮腫・肺がんで認定更新を行ってから5年を経過した者の再度の認定更新（2回目）等についても決定を行いました。

○テレビCM等を活用した大規模な広報の実施

制度発足から10年の節目に当たり、今一度制度の周知徹底を図るため、全国を対象にテレビ、新聞、交通広告、ラジオ、インターネット等のマスメディアを中心に、各種媒体による制度の集中広報を大規模に実施しました。

⑦中期計画及び独立行政法人評価委員会の評価

第一期中期目標期間（平成17年度から平成20年度まで）について

<石綿健康被害救済業務>

中期計画	業務の実績に関する独立行政法人評価委員会の評価
	<p>評価：A</p> <p>当該業務に係る各項目の評価を踏まえると、順調な成果を上げており、中期目標を十分達成している。</p>
<p>(1) 制度に関する情報提供</p> <p>①救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。</p> <p>②石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。</p> <p>③制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。</p> <p>また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。</p> <p>④無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。</p>	<p>評価：A</p> <p>多種多様な広告媒体を通じ、救済制度について幅広く広報活動を実施するとともに、法律改正に伴い、更にきめ細かな広報に努めた。また、この法律改正に際し、被害者及び遺族等が速やかに手続きを行えるように、パンフレットやホームページの更新、フリーダイヤルの回線増設、説明会の開催等、情報提供の拡充に努めた。さらに、制度の運用状況について、逐次ホームページで公表するなど、中期目標を十分に達成している。</p>

<p>(2) 石綿健康被害者の認定</p> <p>認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。</p> <p>また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>評価：A</p> <p>執務マニュアルの作成・見直しを行い、適正かつ迅速に処理を行い、平成18年度からの累計認定申請7,424件に対し、認定等が終了したものは6,406件になり、9割弱の処理がなされ、中期目標を十分達成している。</p>
<p>(3) 救済給付の支給</p> <p>①救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。</p> <p>②救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。</p>	<p>評価：A</p> <p>救済給付の支給は、適正かつ迅速に行われた。また、被認定患者等に対して認定申請等のアンケート調査を実施し、この結果を事務処理に反映させるなど、中期目標を十分に達成している。</p>
<p>(4) 申請者、請求者情報の管理</p> <p>申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。</p>	<p>評価：A</p> <p>個人情報の管理については、十分留意し適正な管理をしており、中期目標を十分に達成している。</p>
<p>(5) 救済給付費用の徴収</p> <p>①船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。</p> <p>②納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。</p>	<p>評価：A</p> <p>拠出金については、適正かつ円滑に徴収・収納しており、中期目標を十分に達成している。</p>

<石綿健康被害救済業務>

中期計画	業務の実績に関する独立行政法人評価委員会の評価
<p>石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。</p>	<p>評価：A</p> <p>石綿健康被害救済制度に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。</p>
<p>1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施</p> <p>(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。</p> <p>(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。</p>	<p>評価：A</p> <p>救済制度の周知を図るため、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め様々な方法を用いた幅広い広報が行われており、多くの努力が払われている点は評価できる。</p> <p>また、患者等からの相談を直接受ける住民相談会の開催など、制度利用者の満足度を高めるためのきめの細かい対応を行っており、中期目標を十分に達成している。</p> <p>今後とも、きめ細かな相談体制の維持・充実と、さらなる効果的な広報に取り組みたい。</p>
<p>2. 制度運営の円滑化等</p> <p>(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。</p> <p>(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。</p> <p>(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。</p> <p>(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。</p>	<p>評価：A</p> <p>アンケート調査によりニーズ等を的確に把握し救済制度の適切な運営や広報業務等に反映している。</p> <p>また、医療機関等に対する申請手続等への周知がなされるとともに、セミナー等の実施による診断技術の向上も図られている。</p> <p>さらに、情報公開も適切になされている。</p> <p>以上により、中期目標を十分に達成している。</p> <p>なお、潜在的な被害者は多数存在すると予想されることから、引き続き積極的な情報提供が必要である。</p>

<p>3. 認定・支給の適正な実施</p> <p>(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。</p> <p>(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。</p>	<p>評価：A</p> <p>認定申請の処理状況については、不備のある認定申請書類について医療機関に資料作成の協力を求めるなどの処理期間短縮に向けた取組により、認定等の決定に係る事務処理日数は大幅に短縮されている。</p> <p>また、救済給付の審査・支給状況についても、関係省庁等との連携により効率化が図られるなどしており、認定後から支給までの事務処理期間が短縮されており、中期目標を十分に達成している。</p> <p>なお、施行前死亡者の遺族からの請求は、処理日数の短縮が図られているものの、労災保険制度との関係で、依然として1年程度の期間を要しており、今後とも、厚生労働省との密接な連携等により処理期間の短縮に努めることが望まれる。</p>
<p>4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築</p> <p>(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。</p> <p>(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。</p>	<p>評価：A</p> <p>認定申請等の情報を適切に管理する「認定・給付システム」の構築が行われるなど、電子化による効率化が進められるとともに、セキュリティ対策についても個人情報情報の適切な管理が行われており、中期目標を十分に達成している。</p>
<p>5. 救済給付費用の徴収</p> <p>救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。</p>	<p>評価：A</p> <p>特別事業主に対する徴収が適切に行われるとともに、未申告・未納付の船舶所有者に対して督促等を行い収納に努めるなどしており、中期目標を十分に達成している。</p> <p>なお、船舶所有者に対しては、引き続き意識の向上を図る必要がある。</p>

<p>6. 救済制度の見直しへの対応</p> <p>法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。</p>	<p>評価：A</p> <p>特別遺族弔慰金の請求期限の延長等の救済制度の見直しについては、関係機関と連携し周知徹底を図っているところであり、中期目標を十分に達成している。</p>
---	--

⑧石綿関係法規の変遷

年号		法規、通達名	法規、通達の概要
昭和35年	1960	「じん肺法」制定	じん肺検診についての規定（石綿も対象）
昭和46年	1971	「労働基準法特定化学物質等障害予防規則（特化則）」制定	製造工場が対象、局所排気装置の設置、測定の義務付け（測定方法の規定なし）
昭和47年	1972	「労働安全衛生法」制定	労働安全衛生法が新たに制定され、特化則は同法に基づく規定に
昭和50年	1975	「労働安全衛生法施行令」の改正	名称等表示（石綿5%超対象）
		「特化則」の改正（昭和49年ILO職業がん条約批准のため）	石綿5%超対象、取扱い作業も対象、石綿等の吹付け作業の原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作業の記録、特殊検診の実施、掲示等
昭和63年	1988	告示「作業環境評価基準」	法規に規定されている各種物質の管理濃度を規定（石綿も対象：2f/cm ³ ）
平成元年	1989	「大気汚染防止法（大防法）・同施行令・同施行規則」の改正	石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造/加工工場の敷地境界基準を10f/Lと規定
平成3年	1991	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の改正	特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。吹付け石綿、石綿含有保温材等の石綿含有廃棄物が該当
平成7年	1995	「労働安全衛生法施行令」の改正	アモサイト及びクロシドライトの製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止
		「労働安全衛生規則」の改正	吹付け石綿除去作業の事前届出
		「特化則」の改正	石綿1%超まで対象が拡大、吹付け石綿除去場所の隔離、呼吸用保護具、保護衣の使用
平成8年	1996	「大防法」の改正	特定建築材料（吹付け石綿）を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
平成9年	1997	「大防法施行令・同施行規則」の改正	
平成11年	1999	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定	特定第一種指定化学物質として石綿が規定され、年間500Kg以上使用する場合に、環境への移動・排出量を国への報告義務付け
平成16年	2004	「労働安全衛生法施行令」の改正	建材、摩擦材等石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止
		告示「作業環境評価基準」（施行期日2005.4.1）	石綿の管理濃度を改正（2f/cm ³ →0.15f/cm ³ ）
平成17年	2005	アスベストによる健康被害が社会問題化	
		アスベスト問題に関する関係閣僚による会合	
		「石綿障害予防規則」の制定（施行期日2005.7.1）	特定化学物質等障害予防規則から、石綿関連を分離し、単独の規制である石綿障害予防規則を制定。解体・改修での規制（届出、特別教育、石綿作業主任者等）を追加
		「大防法施行令・同施行規則」の改正（施行期日2006.3.1）	吹付け石綿の規模要件等の撤廃と特定建築材料に石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材が追加。掻き落とし、破碎等を行わない場合の作業基準を規定

年号		法規、通達名	法規、通達の概要
平成18年	2006	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定 (施行期日2006.3.27)	石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害者等の迅速な救済を図る
		「労働安全衛生法施行令」の改正 (施行期日 2006.9.1)	石綿0.1重量%超の製品の全面禁止 (一部猶予措置あり)
		「石綿障害予防規則」の改正 (施行期日 2006.9.1)	規制対象を石綿0.1重量%超に拡大 一定条件下での封じ込め、囲い込み作業に対する規制の強化等
		「大防法」の改正 (施行期日 2006.10.1)	法対象の建築物に加え工作物も規制対象となる
		「廃棄物処理法」の改正 (施行期日 2006.10.1)	石綿0.1重量%超を含有する廃棄物を石綿含有廃棄物と定義。また、無害化処理認定制度が発足した(施行期日 2006.8.9)
平成20年	2008	石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等 (施行期日 2009.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査の結果の掲示 ・ 隔離の措置を講ずべき作業範囲の拡大、隔離の措置等 ・ 船舶の解体等の作業に係る措置(施行期日 2009.7.1)
平成22年	2010	「石綿救済法施行令の一部を改正する政令」 (施行期日2010.7.1)	指定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を追加
平成23年	2011	石綿障害予防規則の一部を改正する省令 (施行期日 2011.8.1)	船舶の解体等について、建築物解体等と同等の措置を義務付け
		「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正 (施行期日2011.8.30)	特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が10年延長された
平成24年	2012	労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令	石綿0.1重量%超の製品の禁止の猶予措置を撤廃
平成25年	2013	大防法の一部改正 (施行期日 2014.6.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出義務者を発注者に変更 ・ 解体等工事の事前調査及び説明の義務化 ・ 作業基準の改正
平成26年	2014	石綿障害予防規則の一部を改正する省令 (施行期日 2014.6.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集じん・排気装置の排気口からの石綿漏洩の有無の点検 ・ 作業場前室の負圧状態の点検 ・ 損傷や劣化などで石綿粉じん発散の恐れがある場合の除去等の対応

(出典：千葉県ホームページ「石綿関係法規の変遷」を一部改変して作成)

⑨参考ホームページ(平成28年10月現在のもの)

- 環境省(石綿(アスベスト)問題への取組)
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- 環境省地方環境事務所(石綿健康被害救済給付の申請受付窓口)
<http://www.env.go.jp/region/topics/060308.html>
- 独立行政法人環境再生保全機構(石綿健康被害救済制度について)
<https://www.erca.go.jp/asbestos/>
- 首相官邸(アスベスト問題)
<http://www.kantei.go.jp/jp/asubesto/>
- 厚生労働省(アスベスト(石綿)情報)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
※アスベスト(石綿)訴訟の和解手続について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075130.html>
- 国土交通省(アスベスト問題への対応)
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>
- 経済産業省(石綿(アスベスト)を含有する家庭用品の実態把握調査)
http://www.meti.go.jp/product_safety/policy/asubesutoindex.html
- 総務省(アスベスト問題への対応について)
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/asbest/index.html
- 建設業労働災害防止協会
<http://www.kensaibou.or.jp/>
- 独立行政法人労働者健康安全機構(アスベスト関連疾患への取組)
<http://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tabid/373/Default.aspx>
- 公益社団法人日本作業環境測定協会(石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧)
<http://www.jawe.or.jp/seidokanri/ishiwatabunseki.htm>
- 中央労働災害防止協会(石綿の測定、分析など)
<http://www.jisha.or.jp/ohrdc/sekimen.html>
- 公益社団法人全国労働衛生団体連合会(石綿健康診断を実施している全衛連会員機関一覧)
<http://www.zeneiren.or.jp/index.html>
- 一般社団法人JATI協会(旧社団法人日本石綿協会)
<http://www.jati.or.jp/>

⑩都道府県別 申請（請求）受付状況（年度別）

◆平成18年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

（単位：件）

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	32	15			3	50						74	14			0	88	138	
青森県	7	3			0	10						13	4			0	17	27	
岩手県	4	2			0	6						10	1			0	11	17	
宮城県	22	12			1	35						20	6			1	27	62	
秋田県	7	1			0	8						19	2			0	21	29	
山形県	6	2			0	8						10	6			0	16	24	
福島県	8	1			0	9						18	2			0	20	29	
茨城県	28	6			1	35						27	2			0	29	64	
栃木県	5	4			4	13						14	3			0	17	30	
群馬県	19	7			0	26						24	3			1	28	54	
埼玉県	69	26			2	97						99	15			0	114	211	
千葉県	40	21			3	64						62	17			0	79	143	
東京都	118	36			3	157						166	24			4	194	351	
神奈川県	74	36			4	114						111	27			3	141	255	
新潟県	22	10			0	32						34	5			0	39	71	
富山県	7	2			0	9						27	8			0	35	44	
石川県	4	2			0	6						12	0			0	12	18	
福井県	3	9			0	12						8	1			0	9	21	
山梨県	4	1			2	7						7	1			0	8	15	
長野県	10	5			0	15						13	3			0	16	31	
岐阜県	20	6			0	26						15	5			1	21	47	
静岡県	25	13			0	38						41	8			0	49	87	
愛知県	39	13			2	54						68	12			0	80	134	
三重県	7	11			2	20						15	5			0	20	40	
滋賀県	11	9			0	20						11	2			0	13	33	
京都府	21	8			0	29						34	6			1	41	70	
大阪府	128	70			12	210						234	42			0	276	486	
兵庫県	153	54			19	226						239	60			2	301	527	
奈良県	23	15			0	38						34	5			1	40	78	
和歌山県	6	8			0	14						15	2			0	17	31	
鳥取県	4	0			0	4						6	1			0	7	11	
島根県	2	4			0	6						3	1			0	4	10	
岡山県	23	13			1	37						37	3			1	41	78	
広島県	34	26			1	61						53	17			1	71	132	
山口県	12	8			0	20						26	8			0	34	54	
徳島県	6	2			0	8						5	0			0	5	13	
香川県	11	5			0	16						20	1			0	21	37	
愛媛県	9	7			1	17						10	1			0	11	28	
高知県	3	3			0	6						14	3			0	17	23	
福岡県	57	21			6	84						60	10			4	74	158	
佐賀県	8	2			0	10						18	0			2	20	30	
長崎県	17	8			2	27						17	3			2	22	49	
熊本県	9	7			0	16						13	5			0	18	34	
大分県	11	2			0	13						11	3			0	14	27	
宮崎県	5	1			1	7						10	3			0	13	20	
鹿児島県	18	1			0	19						16	6			0	22	41	
沖縄県	4	1			0	5						5	2			0	7	12	
海外在住者	0	0			0	0						1	0			0	1	1	
計	1,155	519			70	1,744						1,799	358			24	2,181	3,925	

※平成18年3月27日～31日までの申請・請求分も含む。

◆平成19年度 都道府県別 申請・(請求) 受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位:件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	28	12			0	40							4	2			0	6	46
青森県	2	2			0	4							0	0			0	0	4
岩手県	2	0			0	2							0	1			0	1	3
宮城県	20	9			1	30							3	1			0	4	34
秋田県	2	0			0	2							1	0			0	1	3
山形県	3	3			0	6							0	1			0	1	7
福島県	7	0			0	7							0	0			0	0	7
茨城県	9	6			1	16							7	0			1	8	24
栃木県	5	2			0	7							4	0			0	4	11
群馬県	8	0			0	8							11	0			0	11	19
埼玉県	53	14			4	71							17	15			3	35	106
千葉県	27	21			0	48							8	2			0	10	58
東京都	67	24			5	96							23	7			1	31	127
神奈川県	60	26			2	88							20	5			1	26	114
新潟県	9	6			1	16							3	2			0	5	21
富山県	10	3			0	13							0	0			0	0	13
石川県	3	2			0	5							3	1			0	4	9
福井県	6	0			1	7							0	0			0	0	7
山梨県	2	2			0	4							2	0			0	2	6
長野県	7	4			0	11							1	1			0	2	13
岐阜県	8	2			0	10							1	1			0	2	12
静岡県	22	4			0	26							5	2			0	7	33
愛知県	49	7			2	58							10	4			1	15	73
三重県	13	2			2	17							4	0			0	4	21
滋賀県	11	2			1	14							6	1			0	7	21
京都府	9	3			0	12							9	0			0	9	21
大阪府	84	32			6	122							23	8			1	32	154
兵庫県	84	26			1	111							26	11			4	41	152
奈良県	16	4			0	20							11	2			2	15	35
和歌山県	7	0			0	7							2	1			0	3	10
鳥取県	5	0			0	5							3	1			0	4	9
島根県	4	3			0	7							0	0			0	0	7
岡山県	18	9			2	29							4	0			0	4	33
広島県	14	4			1	19							7	1			0	8	27
山口県	16	4			0	20							3	2			0	5	25
徳島県	3	0			0	3							0	0			0	0	3
香川県	4	2			0	6							2	1			0	3	9
愛媛県	7	1			0	8							6	1			0	7	15
高知県	2	0			0	2							2	0			0	2	4
福岡県	25	16			2	43							7	7			0	14	57
佐賀県	3	1			0	4							2	0			0	2	6
長崎県	8	4			0	12							1	1			0	2	14
熊本県	9	1			0	10							1	0			0	1	11
大分県	3	1			1	5							2	2			0	4	9
宮崎県	7	3			0	10							3	0			1	4	14
鹿児島県	9	0			0	9							2	1			0	3	12
沖縄県	1	2			0	3							1	2			0	3	6
海外在住者	0	0			0	0							0	0			0	0	0
計	771	269			33	1,073							250	87			15	352	1,425

◆平成20年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	25	6			2	33	3	2			0	5	20	3			0	23	61
青森県	2	0			0	2	0	0			0	0	7	1			0	8	10
岩手県	4	0			0	4	0	0			0	0	11	0			0	11	15
宮城県	16	10			1	27	0	0			0	0	24	3			0	27	54
秋田県	2	1			0	3	0	0			0	0	13	0			0	13	16
山形県	5	2			1	8	2	1			0	3	7	0			0	7	18
福島県	8	1			1	10	2	3			0	5	14	1			0	15	30
茨城県	14	4			1	19	5	1			0	6	18	3			1	22	47
栃木県	9	6			1	16	4	0			0	4	19	3			0	22	42
群馬県	7	2			0	9	2	2			0	4	18	2			1	21	34
埼玉県	38	21			1	60	4	2			0	6	42	6			2	50	116
千葉県	20	15			1	36	2	0			0	2	30	4			0	34	72
東京都	63	15			1	79	7	3			0	10	68	5			2	75	164
神奈川県	52	28			6	86	4	1			0	5	65	7			3	75	166
新潟県	8	6			1	15	2	0			0	2	17	3			0	20	37
富山県	12	2			0	14	0	1			0	1	16	1			1	18	33
石川県	4	2			1	7	0	0			0	0	12	1			1	14	21
福井県	3	1			1	5	0	0			0	0	7	0			0	7	12
山梨県	4	2			0	6	0	0			0	0	8	0			0	8	14
長野県	9	2			1	12	1	0			0	1	13	0			0	13	26
岐阜県	2	1			1	4	2	0			0	2	31	1			1	33	39
静岡県	14	5			2	21	5	2			0	7	29	1			0	30	58
愛知県	39	13			0	52	4	3			0	7	28	3			1	32	91
三重県	4	2			0	6	0	0			0	0	5	1			0	6	12
滋賀県	9	1			0	10	1	0			0	1	16	0			0	16	27
京都府	10	3			0	13	2	0			0	2	14	1			0	15	30
大阪府	72	32			3	107	9	5			0	14	32	15			1	48	169
兵庫県	78	21			2	101	6	2			0	8	29	7			1	37	146
奈良県	9	5			0	14	1	0			0	1	3	1			0	4	19
和歌山県	1	4			0	5	1	0			0	1	14	0			0	14	20
鳥取県	3	0			0	3	0	0			0	0	8	0			0	8	11
島根県	6	0			1	7	0	0			0	0	6	1			0	7	14
岡山県	12	5			0	17	2	0			0	2	31	1			0	32	51
広島県	23	15			4	42	2	2			0	4	25	3			0	28	74
山口県	9	5			0	14	1	0			0	1	3	2			0	5	20
徳島県	3	1			0	4	0	1			0	1	9	0			0	9	14
香川県	6	3			0	9	2	0			0	2	4	1			0	5	16
愛媛県	2	2			0	4	1	0			0	1	11	0			0	11	16
高知県	6	2			0	8	0	1			0	1	6	0			0	6	15
福岡県	26	10			0	36	3	0			0	3	30	3			0	33	72
佐賀県	6	2			0	8	1	0			0	1	5	0			0	5	14
長崎県	9	3			0	12	0	0			1	1	16	3			0	19	32
熊本県	12	4			0	16	2	0			0	2	14	0			0	14	32
大分県	5	2			0	7	0	1			0	1	7	0			0	7	15
宮崎県	7	1			0	8	1	1			0	2	15	0			0	15	25
鹿児島県	9	1			0	10	1	0			0	1	15	0			1	16	27
沖縄県	1	0			1	2	0	0			0	0	23	0			1	24	26
海外在住者	0	1			0	1	0	0			0	0	0	0			0	0	1
計	688	270			34	992	85	34			1	120	858	87			17	962	2,074

◆平成21年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	24	8			0	32	7	3			0	10	26	1			0	27	69
青森県	4	1			0	5	1	0			0	1	1	2			0	3	9
岩手県	3	1			0	4	1	0			0	1	3	0			0	3	8
宮城県	22	2			0	24	2	0			0	2	6	0			0	6	32
秋田県	3	0			0	3	0	0			0	0	3	0			0	3	6
山形県	3	1			0	4	3	0			0	3	1	0			0	1	8
福島県	11	0			0	11	4	1			0	5	3	0			0	3	19
茨城県	12	2			0	14	3	1			1	5	1	0			0	1	20
栃木県	4	4			0	8	0	0			0	0	0	0			0	0	8
群馬県	2	4			1	7	2	1			1	4	2	0			0	2	13
埼玉県	25	8			0	33	5	4			0	9	10	1			0	11	53
千葉県	14	12			1	27	6	6			0	12	6	1			0	7	46
東京都	36	14			0	50	8	3			0	11	11	3			0	14	75
神奈川県	34	17			3	54	15	1			0	16	12	4			0	16	86
新潟県	12	6			1	19	1	0			0	1	1	0			0	1	21
富山県	8	0			0	8	4	1			0	5	1	0			0	1	14
石川県	7	1			1	9	2	0			0	2	2	0			0	2	13
福井県	6	2			0	8	1	0			1	2	1	0			0	1	11
山梨県	4	0			0	4	2	0			0	2	1	0			0	1	7
長野県	6	4			0	10	3	0			0	3	2	0			1	3	16
岐阜県	7	2			0	9	5	1			0	6	8	1			0	9	24
静岡県	14	5			0	19	3	2			0	5	9	0			0	9	33
愛知県	26	9			1	36	5	2			0	7	12	2			0	14	57
三重県	7	3			0	10	4	0			0	4	3	0			0	3	17
滋賀県	9	2			0	11	2	0			0	2	2	0			0	2	15
京都府	11	7			0	18	2	0			0	2	8	1			0	9	29
大阪府	85	19			1	105	13	6			0	19	13	4			0	17	141
兵庫県	71	15			0	86	6	1			0	7	21	5			0	26	119
奈良県	9	7			0	16	3	0			0	3	1	0			0	1	20
和歌山県	2	1			0	3	2	0			0	2	2	0			0	2	7
鳥取県	1	0			0	1	1	0			0	1	0	0			0	0	2
島根県	1	3			0	4	1	1			0	2	2	0			0	2	8
岡山県	11	4			0	15	2	0			0	2	9	0			1	10	27
広島県	10	6			0	16	3	1			0	4	9	0			0	9	29
山口県	6	2			0	8	2	0			0	2	5	0			0	5	15
徳島県	5	1			0	6	0	0			0	0	1	2			0	3	9
香川県	4	1			0	5	4	1			0	5	3	0			0	3	13
愛媛県	2	0			0	2	0	0			0	0	1	0			0	1	3
高知県	2	2			0	4	0	0			0	0	4	0			0	4	8
福岡県	34	6			0	40	5	1			0	6	19	0			0	19	65
佐賀県	1	0			0	1	1	0			0	1	1	0			0	1	3
長崎県	8	2			0	10	1	1			0	2	2	1			0	3	15
熊本県	6	1			0	7	2	2			0	4	4	0			0	4	15
大分県	4	1			0	5	1	0			0	1	2	0			0	2	8
宮崎県	4	2			0	6	1	0			1	2	5	0			0	5	13
鹿児島県	8	1			0	9	1	0			0	1	2	0			0	2	12
沖縄県	0	1			0	1	0	0			0	0	2	0			1	3	4
海外在住者	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
計	588	190			9	787	140	40			4	184	243	28			3	274	1,245

◆平成22年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	26	8	2	0	0	36	6	0	0	0	0	6	4	1	1	0	0	6	48
青森県	7	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	10
岩手県	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	6
宮城県	21	9	0	0	0	30	2	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	5	37
秋田県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
山形県	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
福島県	8	3	0	2	1	14	1	2	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	19
茨城県	13	4	0	0	0	17	5	3	0	1	0	9	1	0	1	0	0	2	28
栃木県	2	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	6
群馬県	6	1	2	0	0	9	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	12
埼玉県	36	13	2	3	0	54	5	4	0	0	0	9	5	3	2	3	0	13	76
千葉県	33	9	0	1	0	43	5	3	2	0	0	10	4	0	0	3	0	7	60
東京都	55	15	4	2	1	77	9	8	0	0	0	17	2	4	4	0	0	10	104
神奈川県	43	8	1	1	1	54	12	3	0	1	0	16	7	1	1	0	0	9	79
新潟県	16	1	1	1	0	19	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	21
富山県	8	1	0	0	0	9	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	12
石川県	5	1	1	1	0	8	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
福井県	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
山梨県	2	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
長野県	6	2	1	0	0	9	3	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	2	14
岐阜県	6	2	1	0	0	9	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	13
静岡県	17	2	0	1	0	20	4	0	0	0	0	4	0	1	2	1	0	4	28
愛知県	31	2	0	1	0	34	6	2	0	0	0	8	2	1	2	0	0	5	47
三重県	4	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	4	10
滋賀県	4	3	0	2	0	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
京都府	7	4	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	13
大阪府	59	19	5	4	0	87	13	3	0	2	0	18	8	4	9	1	1	23	128
兵庫県	58	17	5	0	0	80	5	3	0	0	0	8	4	4	1	1	0	10	98
奈良県	13	2	2	2	1	20	2	1	0	0	0	3	0	2	1	1	0	4	27
和歌山県	1	1	0	1	0	3	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	7
鳥取県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
島根県	4	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	8
岡山県	10	3	0	0	0	13	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	16
広島県	13	2	2	1	0	18	1	0	0	0	0	1	4	0	1	0	0	5	24
山口県	4	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4	9
徳島県	4	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	6
香川県	5	3	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	10
愛媛県	3	0	1	0	0	4	3	0	0	0	0	3	1	1	2	0	0	4	11
高知県	5	1	0	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
福岡県	26	17	3	4	1	51	7	1	0	0	0	8	1	1	1	1	0	4	63
佐賀県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
長崎県	11	6	1	0	0	18	1	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	2	22
熊本県	7	3	3	1	0	14	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	16
大分県	3	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
宮崎県	3	2	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
鹿児島県	14	2	1	1	0	18	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	3	22
沖縄県	2	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	4	1	1	1	0	0	3	9
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	613	172	43	31	5	864	109	46	2	4	0	161	72	33	33	15	2	155	1,180

◆平成23年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	21	5	0	1	0	27	6	2	1	0	0	9	18	1	0	0	1	20	56
青森県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	4	0	0	0	0	4	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	7
宮城県	7	8	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
秋田県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県	4	1	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
福島県	3	3	0	0	0	6	2	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	2	11
茨城県	5	3	1	0	0	9	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	12
栃木県	6	0	1	1	0	8	1	2	0	0	1	4	3	0	0	0	0	3	15
群馬県	9	1	0	1	0	11	2	1	0	0	0	3	2	1	0	0	0	3	17
埼玉県	27	8	0	4	0	39	4	1	0	2	0	7	6	2	1	0	0	9	55
千葉県	21	9	1	2	0	33	3	2	0	1	0	6	5	3	0	0	0	8	47
東京都	41	10	7	4	1	63	11	0	1	0	0	12	21	4	1	0	0	26	101
神奈川県	35	3	3	2	0	43	7	2	2	1	0	12	6	0	0	0	0	6	61
新潟県	12	1	0	0	0	13	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	18
富山県	5	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
石川県	5	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8
福井県	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
山梨県	3	0	1	0	0	4	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
長野県	5	1	0	0	0	6	4	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	12
岐阜県	12	3	1	0	0	16	1	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	20
静岡県	9	4	0	0	0	13	1	1	0	0	0	2	19	0	0	0	0	19	34
愛知県	35	9	0	2	0	46	5	0	0	0	0	5	4	2	0	0	0	6	57
三重県	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5	8
滋賀県	5	2	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	3	11
京都府	8	5	1	1	0	15	1	0	0	0	0	1	8	0	1	0	0	9	25
大阪府	72	16	6	2	2	98	10	3	1	0	0	14	11	2	1	0	2	16	128
兵庫県	77	13	2	1	0	93	6	4	0	1	0	11	21	3	1	0	0	25	129
奈良県	15	1	0	0	0	16	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	4	21
和歌山県	4	3	1	0	0	8	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	10
鳥取県	3	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2	6
島根県	2	2	1	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
岡山県	4	6	0	0	0	10	1	3	0	0	0	4	2	0	2	0	1	5	19
広島県	12	2	0	0	0	14	4	1	0	1	0	6	7	1	0	0	0	8	28
山口県	12	3	2	0	1	18	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	21
徳島県	6	2	0	0	0	8	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	12
香川県	1	3	0	0	0	4	2	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	9
愛媛県	3	2	2	0	0	7	1	0	1	0	0	2	1	0	1	0	0	2	11
高知県	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
福岡県	28	12	3	2	1	46	4	2	0	0	1	7	3	1	0	0	0	4	57
佐賀県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4	7
長崎県	10	5	1	0	0	16	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	22
熊本県	1	4	0	0	0	5	0	1	0	0	1	2	4	0	0	0	0	4	11
大分県	4	0	0	1	0	5	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	9
宮崎県	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	8
鹿児島県	3	2	2	3	2	12	1	1	0	0	0	2	2	0	1	0	0	3	17
沖縄県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	551	159	36	29	8	783	97	34	7	7	5	150	181	23	10	1	5	220	1,153

◆平成24年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	20	6	2	1	1	30	7	4	0	0	0	11	5	2	0	0	0	7	48
青森県	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	4	8
岩手県	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	5
宮城県	11	1	1	0	0	13	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	19
秋田県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	4
山形県	8	0	1	0	2	11	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	14
福島県	11	2	0	0	0	13	1	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	18
茨城県	9	3	1	1	0	14	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4	18
栃木県	6	1	0	0	0	7	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	12
群馬県	7	2	0	1	0	10	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	13
埼玉県	36	6	2	2	1	47	9	4	2	1	0	16	16	0	1	0	0	17	80
千葉県	23	9	1	1	0	34	3	0	1	0	0	4	14	0	0	0	0	14	52
東京都	44	5	2	1	0	52	11	3	0	1	0	15	13	3	1	0	1	18	85
神奈川県	33	7	3	2	1	46	7	5	0	2	0	14	17	0	3	0	0	20	80
新潟県	9	1	0	0	0	10	1	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	3	15
富山県	7	1	0	0	0	8	4	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0	7	19
石川県	3	1	0	0	0	4	1	0	0	1	0	2	2	0	0	0	0	2	8
福井県	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
山梨県	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	9
長野県	8	4	1	1	0	14	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	2	18
岐阜県	11	2	0	0	0	13	2	0	1	0	1	4	2	1	0	0	0	3	20
静岡県	10	6	2	1	0	19	4	3	0	0	0	7	3	0	0	0	0	3	29
愛知県	40	6	1	2	0	49	7	0	0	0	1	8	10	0	0	0	0	10	67
三重県	9	2	0	0	0	11	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	13
滋賀県	7	2	0	0	0	9	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	12
京都府	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	14
大阪府	67	6	2	4	1	80	14	3	0	0	0	17	26	3	0	0	0	29	126
兵庫県	77	23	1	0	1	102	11	3	0	0	0	14	7	1	0	0	1	9	125
奈良県	8	1	0	4	0	13	4	1	1	0	0	6	5	0	0	0	0	5	24
和歌山県	5	1	0	1	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
鳥取県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
島根県	2	1	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	7	7	0	1	0	15	4	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	21
広島県	14	4	0	0	0	18	7	3	1	0	1	12	6	0	0	0	1	7	37
山口県	9	5	1	1	0	16	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	20
徳島県	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	7
香川県	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	6
愛媛県	5	3	1	0	0	9	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	13
高知県	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	5
福岡県	33	8	4	1	0	46	10	2	1	1	0	14	13	0	0	0	0	13	73
佐賀県	1	3	1	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	7
長崎県	4	2	1	1	0	8	2	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	5	15
熊本県	5	1	0	1	0	7	2	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	2	12
大分県	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
宮崎県	4	2	0	0	0	6	0	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	9
鹿児島県	10	2	1	1	0	14	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	18
沖縄県	2	1	0	0	0	3	3	1	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	9
海外在住者	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	603	141	30	29	8	811	134	38	9	7	4	192	203	16	7	0	5	231	1,234

◆平成25年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	27	6	1	0	0	34	7	1	0	1	0	9	1	1	0	0	0	2	45
青森県	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	1	0	0	1	0	2	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	6
宮城県	9	4	1	2	0	16	4	2	0	0	1	7	3	0	0	0	1	4	27
秋田県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山形県	4	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	7
福島県	4	1	0	0	0	5	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3	10
茨城県	5	2	1	2	0	10	2	1	1	0	0	4	1	0	0	0	0	1	15
栃木県	6	0	0	3	1	10	2	1	0	1	0	4	1	0	0	0	0	1	15
群馬県	3	0	0	1	0	4	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
埼玉県	30	5	3	2	3	43	4	2	1	1	0	8	1	0	0	0	0	1	52
千葉県	24	12	2	0	0	38	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	41
東京都	43	12	3	3	1	62	16	2	1	0	0	19	3	0	0	0	0	3	84
神奈川県	39	9	6	3	1	58	9	5	0	1	1	16	2	0	0	0	0	2	76
新潟県	6	2	0	0	0	8	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	11
富山県	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
石川県	2	2	0	0	0	4	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	7
福井県	4	0	0	1	0	5	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
山梨県	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
長野県	5	1	0	2	0	8	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	11
岐阜県	5	7	0	0	0	12	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	15
静岡県	10	1	0	0	0	11	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	15
愛知県	50	9	2	1	0	62	8	0	1	1	0	10	2	0	0	0	0	2	74
三重県	7	0	0	0	0	7	1	3	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	12
滋賀県	7	3	0	0	0	10	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	12
京都府	8	5	0	0	0	13	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14
大阪府	91	6	6	3	0	106	13	7	1	0	2	23	3	2	0	0	0	5	134
兵庫県	67	7	2	4	0	80	7	6	0	0	0	13	1	2	0	0	0	3	96
奈良県	11	3	0	0	0	14	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	17
和歌山県	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
鳥取県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	5	3	0	0	0	8	1	5	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	14
広島県	7	1	0	0	2	10	3	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	15
山口県	8	10	0	0	1	19	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	21
徳島県	2	2	0	0	0	4	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
香川県	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
愛媛県	3	2	0	0	0	5	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	11
高知県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県	27	3	0	0	3	33	4	4	0	0	0	8	0	1	0	0	0	1	42
佐賀県	1	2	0	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
長崎県	4	0	0	3	0	7	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
熊本県	8	2	1	2	0	13	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	16
大分県	4	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
宮崎県	4	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	7
鹿児島県	4	2	0	0	0	6	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9
沖縄県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
海外在住者	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	586	129	28	33	12	788	122	53	8	6	6	195	27	6	1	0	1	35	1,018

◆平成26年度 都道府県別 申請（請求）受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	28	6	1	0	0	35	3	3	1	0	0	7	1	0	0	0	0	1	43
青森県	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
岩手県	10	1	1	0	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	13
宮城県	16	3	0	0	1	20	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	23
秋田県	3	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
山形県	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福島県	7	0	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
茨城県	7	2	0	0	1	10	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
栃木県	2	1	0	1	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
群馬県	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
埼玉県	30	5	3	1	2	41	3	1	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1	46
千葉県	22	9	1	2	1	35	6	2	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	44
東京都	49	16	4	0	0	69	9	4	0	1	0	14	2	0	0	0	0	2	85
神奈川県	32	4	1	1	0	38	8	1	2	1	0	12	0	0	0	0	0	0	50
新潟県	12	2	1	0	0	15	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	18
富山県	11	2	0	0	0	13	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14
石川県	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山梨県	5	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
長野県	4	0	0	1	0	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
岐阜県	6	2	0	0	0	8	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
静岡県	13	1	1	0	1	16	4	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	21
愛知県	38	4	0	2	1	45	8	1	0	0	1	10	1	0	0	0	0	1	56
三重県	7	1	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
滋賀県	5	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
京都府	6	5	0	1	0	12	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	14
大阪府	96	6	4	5	1	112	7	3	0	1	1	12	0	0	0	0	0	0	124
兵庫県	65	12	0	0	0	77	9	2	2	0	0	13	0	0	0	0	0	0	90
奈良県	7	3	0	1	0	11	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
和歌山県	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5
鳥取県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
島根県	3	0	1	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	6	2	0	0	0	8	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	11
広島県	7	3	1	0	1	12	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	15
山口県	9	1	0	0	0	10	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	13
徳島県	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
香川県	4	2	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	8
愛媛県	5	1	1	0	0	7	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
高知県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	24	4	1	1	0	30	10	1	0	0	0	11	1	0	0	0	0	1	42
佐賀県	2	0	1	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	2	6
長崎県	5	5	2	2	1	15	5	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	22
熊本県	3	6	0	2	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
大分県	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
宮崎県	4	2	0	0	0	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
鹿児島県	5	3	0	0	0	8	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10
沖縄県	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	583	119	26	22	10	760	97	31	6	4	3	141	11	4	4	0	0	19	920

◆平成27年度 都道府県別 申請(請求) 受付状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(平成28年3月31日時点における機構本部受付分、単位:件)

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	31	1	1	2	0	35	3	1	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	40
青森県	7	2	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
岩手県	6	2	0	0	0	8	3	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	12
宮城県	9	9	0	0	1	19	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	20
秋田県	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
山形県	3	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	8
福島県	3	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	6
茨城県	11	0	1	0	0	12	5	1	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	19
栃木県	7	2	0	1	0	10	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
群馬県	4	0	0	1	0	5	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8
埼玉県	36	5	1	4	0	46	5	2	1	0	0	8	1	0	0	0	0	1	55
千葉県	24	9	3	1	0	37	4	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	42
東京都	58	12	2	4	0	76	13	3	3	0	0	19	1	1	0	0	0	2	97
神奈川県	29	6	3	3	1	42	4	3	0	0	0	7	2	0	0	0	0	2	51
新潟県	14	2	0	0	0	16	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	22
富山県	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
石川県	6	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
福井県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
山梨県	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
長野県	7	2	0	0	0	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
岐阜県	12	3	0	0	0	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
静岡県	9	1	0	1	1	12	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	17
愛知県	43	8	2	1	0	54	9	1	0	0	1	11	1	0	0	0	0	1	66
三重県	8	3	0	0	0	11	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	14
滋賀県	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
京都府	14	5	0	0	0	19	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	20
大阪府	88	6	3	4	0	101	9	2	1	1	1	14	0	0	0	0	0	0	115
兵庫県	72	8	2	4	2	88	10	3	1	2	0	16	2	0	0	0	0	2	106
奈良県	13	4	0	2	2	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22
和歌山県	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
島根県	4	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	8	4	1	0	0	13	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14
広島県	11	6	0	1	0	18	0	3	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	22
山口県	11	4	0	2	0	17	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	20
徳島県	3	1	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
香川県	13	2	0	0	0	15	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	18
愛媛県	8	1	0	3	0	12	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	14
高知県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福岡県	24	4	4	2	0	34	7	4	0	0	0	11	1	1	0	0	0	2	47
佐賀県	3	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
長崎県	6	1	1	0	0	8	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	11
熊本県	6	4	3	1	0	14	2	0	1	1	0	4	0	1	0	0	0	1	19
大分県	3	0	1	0	1	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
宮崎県	2	3	1	0	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
鹿児島県	8	4	1	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	16
沖縄県	1	1	2	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	654	130	34	40	10	868	106	35	9	6	3	159	12	5	2	0	0	19	1,046

◆都道府県別 申請（請求）受付状況（累計）

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

（平成28年3月31日時点における機構本部受付分、単位：件）

都道府県名	療養者					計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)					計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)					計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他		
北海道	262	73	7	4	6	352	42	16	3	1	0	62	153	25	1	0	1	180	594
青森県	39	10	0	0	0	49	5	0	0	0	0	5	26	7	0	0	0	33	87
岩手県	38	6	1	1	0	46	11	1	0	1	1	14	29	3	0	0	0	32	92
宮城県	153	67	2	3	6	231	11	4	0	0	1	16	64	12	0	0	2	78	325
秋田県	31	4	0	0	0	35	1	0	0	0	0	1	37	3	0	0	1	41	77
山形県	37	15	1	1	3	57	9	4	0	0	0	13	20	7	1	0	1	29	99
福島県	70	11	1	3	2	87	12	7	0	0	1	20	46	3	1	0	0	50	157
茨城県	113	32	4	3	4	156	21	8	1	1	1	32	60	6	1	0	3	70	258
栃木県	52	20	1	7	6	86	12	6	0	1	1	20	42	6	1	0	0	49	155
群馬県	71	18	2	4	1	96	12	5	0	0	1	18	59	8	0	0	2	69	183
埼玉県	380	111	11	16	13	531	39	20	4	4	0	67	197	43	4	3	5	252	850
千葉県	248	126	8	7	6	395	31	14	3	2	1	51	129	27	0	3	0	159	605
東京都	574	159	22	14	12	781	84	26	5	2	0	117	310	51	6	0	8	375	1,273
神奈川県	431	144	17	12	19	623	66	21	4	6	1	98	242	44	4	0	7	297	1,018
新潟県	120	37	2	1	3	163	16	4	0	0	0	20	61	11	0	0	0	72	255
富山県	83	11	0	1	0	95	11	3	0	0	0	14	54	9	0	0	1	64	173
石川県	42	13	1	1	3	60	5	1	0	2	1	9	32	2	0	0	1	35	104
福井県	36	15	0	1	2	54	3	0	1	0	1	5	18	1	0	0	0	19	78
山梨県	36	6	2	1	2	47	7	0	0	0	0	7	21	1	0	0	0	22	76
長野県	67	25	2	4	1	99	17	1	1	0	0	19	34	4	0	1	1	40	158
岐阜県	89	30	2	0	1	122	15	5	1	0	2	23	59	9	0	0	2	70	215
静岡県	143	42	3	3	4	195	28	9	1	0	0	38	107	12	2	1	0	122	355
愛知県	390	80	5	9	6	490	52	9	1	1	3	66	138	24	2	0	2	166	722
三重県	68	26	1	0	4	99	9	4	0	1	0	14	33	10	0	0	0	43	156
滋賀県	72	24	0	2	1	99	7	3	0	0	1	11	39	4	0	0	0	43	153
京都府	105	45	1	2	0	153	8	0	1	0	0	9	76	8	2	1	1	88	250
大阪府	842	212	26	22	26	1,128	88	32	3	4	4	131	350	80	10	1	5	446	1,705
兵庫県	802	196	12	9	25	1,044	60	24	3	3	0	90	350	93	2	1	8	454	1,588
奈良県	124	45	2	9	3	183	13	3	2	0	0	18	59	10	1	1	3	74	275
和歌山県	37	19	2	2	0	60	12	1	0	0	0	13	34	3	0	0	0	37	110
鳥取県	26	0	0	0	0	26	2	0	1	0	0	3	22	2	0	0	0	24	53
島根県	29	14	3	1	2	49	5	1	0	0	0	6	12	3	0	0	0	15	70
岡山県	104	56	1	1	3	165	13	9	0	0	0	22	88	4	2	0	3	97	284
広島県	145	69	3	2	9	228	21	13	1	1	1	37	111	23	2	0	2	138	403
山口県	96	42	4	3	2	147	11	2	0	0	0	13	42	13	2	1	0	58	218
徳島県	36	10	0	0	0	46	5	4	0	0	0	9	21	3	0	0	0	24	79
香川県	54	24	0	0	0	78	12	3	0	0	0	15	33	4	2	0	0	39	132
愛媛県	47	19	5	3	1	75	13	2	1	1	0	17	33	3	3	0	0	39	131
高知県	26	11	0	0	0	37	3	2	0	0	0	5	27	5	0	0	0	32	74
福岡県	304	101	15	10	13	443	50	15	1	1	1	68	135	24	1	1	4	165	676
佐賀県	31	11	2	0	0	44	4	1	0	1	0	6	29	1	4	0	2	36	86
長崎県	82	36	6	6	3	133	11	7	1	0	1	20	46	9	0	1	2	58	211
熊本県	66	33	7	7	0	113	10	4	1	1	2	18	40	6	0	0	0	46	177
大分県	40	6	4	1	3	54	4	5	0	0	0	9	23	5	0	1	0	29	92
宮崎県	44	18	2	0	1	65	6	3	1	0	1	11	37	3	0	0	1	41	117
鹿児島県	88	18	5	7	2	120	6	5	0	0	0	11	42	8	1	0	2	53	184
沖縄県	17	7	2	1	1	28	7	4	0	0	0	11	35	5	2	0	2	44	83
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
計	6,792	2,098	197	184	199	9,470	890	311	41	34	26	1,302	3,656	647	57	16	72	4,448	15,220

①都道府県別 認定状況(年度別)

◆平成18年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位:件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	18	7			25						57	2			59	84
青森県	4	0			4						11	0			11	15
岩手県	1	0			1						9	0			9	10
宮城県	8	6			14						18	1			19	33
秋田県	0	0			0						17	0			17	17
山形県	5	2			7						8	1			9	16
福島県	6	0			6						15	2			17	23
茨城県	17	2			19						24	0			24	43
栃木県	3	2			5						12	0			12	17
群馬県	9	2			11						11	1			12	23
埼玉県	37	11			48						89	6			95	143
千葉県	22	8			30						59	3			62	92
東京都	73	11			84						146	1			147	231
神奈川県	38	8			46						97	5			102	148
新潟県	12	2			14						29	1			30	44
富山県	5	0			5						21	2			23	28
石川県	3	0			3						11	0			11	14
福井県	1	1			2						5	0			5	7
山梨県	2	0			2						6	1			7	9
長野県	4	2			6						9	0			9	15
岐阜県	12	4			16						14	0			14	30
静岡県	16	4			20						37	1			38	58
愛知県	19	2			21						57	2			59	80
三重県	3	0			3						12	0			12	15
滋賀県	8	3			11						11	0			11	22
京都府	14	1			15						29	0			29	44
大阪府	63	28			91						192	7			199	290
兵庫県	91	17			108						218	4			222	330
奈良県	10	6			16						31	1			32	48
和歌山県	3	3			6						12	0			12	18
鳥取県	4	0			4						5	1			6	10
島根県	1	1			2						2	0			2	4
岡山県	15	3			18						29	1			30	48
広島県	16	10			26						42	3			45	71
山口県	7	3			10						24	2			26	36
徳島県	3	0			3						5	0			5	8
香川県	6	4			10						15	0			15	25
愛媛県	6	0			6						9	0			9	15
高知県	2	0			2						11	0			11	13
福岡県	25	10			35						51	2			53	88
佐賀県	5	1			6						16	0			16	22
長崎県	8	3			11						17	1			18	29
熊本県	3	4			7						9	0			9	16
大分県	7	0			7						7	1			8	15
宮崎県	1	1			2						8	0			8	10
鹿児島県	9	0			9						14	0			14	23
沖縄県	2	0			2						3	0			3	5
海外在住者	0	0			0						1	0			1	1
計	627	172			799						1,535	52			1,587	2,386

◆平成19年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	19	5			24						8	1			9	33
青森県	4	2			6						0	0			0	6
岩手県	0	0			0						0	1			1	1
宮城県	12	4			16						2	0			2	18
秋田県	2	0			2						2	0			2	4
山形県	2	0			2						0	1			1	3
福島県	4	0			4						2	0			2	6
茨城県	7	1			8						7	0			7	15
栃木県	2	1			3						3	1			4	7
群馬県	5	1			6						21	0			21	27
埼玉県	39	4			43						11	3			14	57
千葉県	17	5			22						7	2			9	31
東京都	54	13			67						26	3			29	96
神奈川県	36	8			44						20	6			26	70
新潟県	6	2			8						4	0			4	12
富山県	11	0			11						2	2			4	15
石川県	4	1			5						2	0			2	7
福井県	3	2			5						1	0			1	6
山梨県	1	1			2						2	0			2	4
長野県	5	1			6						2	0			2	8
岐阜県	5	0			5						1	0			1	6
静岡県	14	4			18						6	0			6	24
愛知県	34	1			35						11	0			11	46
三重県	11	1			12						4	0			4	16
滋賀県	8	1			9						5	1			6	15
京都府	2	1			3						11	1			12	15
大阪府	55	12			67						36	10			46	113
兵庫県	54	13			67						24	3			27	94
奈良県	11	2			13						10	0			10	23
和歌山県	4	1			5						1	0			1	6
鳥取県	1	0			1						2	0			2	3
島根県	0	1			1						0	0			0	1
岡山県	9	7			16						3	0			3	19
広島県	8	1			9						7	0			7	16
山口県	9	6			15						2	0			2	17
徳島県	3	1			4						0	0			0	4
香川県	4	1			5						3	0			3	8
愛媛県	3	1			4						7	2			9	13
高知県	2	0			2						5	0			5	7
福岡県	26	5			31						9	2			11	42
佐賀県	2	0			2						3	0			3	5
長崎県	5	3			8						0	0			0	8
熊本県	6	1			7						1	0			1	8
大分県	4	0			4						4	0			4	8
宮崎県	5	2			7						3	1			4	11
鹿児島県	6	0			6						1	0			1	7
沖縄県	1	1			2						2	1			3	5
海外在住者	0	0			0						0	0			0	0
計	525	117			642						283	41			324	966

◆平成20年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	19	8			27	1	0			1	17	0		17	45	
青森県	0	1			1	0	0			0	2	0		2	3	
岩手県	3	0			3	0	0			0	2	0		2	5	
宮城県	16	6			22	0	0			0	8	0		8	30	
秋田県	2	0			2	0	0			0	7	0		7	9	
山形県	3	1			4	0	0			0	5	0		5	9	
福島県	8	1			9	0	0			0	6	0		6	15	
茨城県	13	3			16	0	0			0	16	0		16	32	
栃木県	6	2			8	0	0			0	12	1		13	21	
群馬県	6	1			7	0	0			0	12	0		12	19	
埼玉県	37	11			48	0	0			0	18	6		24	72	
千葉県	16	6			22	0	0			0	15	0		15	37	
東京都	47	9			56	1	0			1	47	1		48	105	
神奈川県	40	11			51	0	0			0	35	1		36	87	
新潟県	4	5			9	0	0			0	12	1		13	22	
富山県	6	1			7	0	1			1	12	1		13	21	
石川県	0	0			0	0	0			0	3	0		3	3	
福井県	2	1			3	0	0			0	1	0		1	4	
山梨県	2	1			3	0	0			0	3	0		3	6	
長野県	8	1			9	0	0			0	4	0		4	13	
岐阜県	2	0			2	0	0			0	12	0		12	14	
静岡県	14	3			17	2	0			2	14	1		15	34	
愛知県	42	6			48	1	1			2	14	0		14	64	
三重県	5	1			6	0	0			0	4	0		4	10	
滋賀県	10	2			12	0	0			0	8	0		8	20	
京都府	12	0			12	0	0			0	2	0		2	14	
大阪府	58	16			74	0	0			0	25	7		32	106	
兵庫県	64	15			79	0	0			0	22	3		25	104	
奈良県	8	1			9	0	0			0	3	1		4	13	
和歌山県	1	2			3	0	0			0	11	0		11	14	
鳥取県	2	0			2	0	0			0	1	1		2	4	
島根県	5	0			5	0	0			0	3	1		4	9	
岡山県	8	0			8	0	0			0	15	0		15	23	
広島県	17	7			24	0	0			0	10	2		12	36	
山口県	13	3			16	0	0			0	2	1		3	19	
徳島県	0	0			0	0	0			0	6	0		6	6	
香川県	1	2			3	0	0			0	2	0		2	5	
愛媛県	4	0			4	0	0			0	6	0		6	10	
高知県	5	0			5	0	0			0	6	0		6	11	
福岡県	21	7			28	0	0			0	11	0		11	39	
佐賀県	6	0			6	0	0			0	1	0		1	7	
長崎県	3	3			6	0	0			0	10	0		10	16	
熊本県	7	4			11	0	0			0	3	0		3	14	
大分県	3	1			4	0	0			0	5	0		5	9	
宮崎県	6	0			6	0	0			0	8	0		8	14	
鹿児島県	10	0			10	0	0			0	5	0		5	15	
沖縄県	1	0			1	0	0			0	11	0		11	12	
海外在住者	0	0			0	0	0			0	0	0		0	0	
計	566	142			708	5	2			7	457	28		485	1,200	

◆平成21年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	18	4			22	5	1			6	29	0			29	57
青森県	2	0			2	0	0			0	6	1			7	9
岩手県	3	0			3	0	1			1	12	0			12	16
宮城県	16	4			20	1	0			1	19	0			19	40
秋田県	0	0			0	0	0			0	8	0			8	8
山形県	6	0			6	2	1			3	3	0			3	12
福島県	4	0			4	2	1			3	10	0			10	17
茨城県	11	1			12	2	1			3	3	1			4	19
栃木県	5	3			8	3	0			3	7	0			7	18
群馬県	3	4			7	3	3			6	8	0			8	21
埼玉県	24	8			32	3	1			4	40	0			40	76
千葉県	19	7			26	5	1			6	20	1			21	53
東京都	32	7			39	8	5			13	27	0			27	79
神奈川県	28	11			39	11	0			11	44	2			46	96
新潟県	7	1			8	2	0			2	5	0			5	15
富山県	8	0			8	2	0			2	5	0			5	15
石川県	5	1			6	0	0			0	12	0			12	18
福井県	4	1			5	0	0			0	6	0			6	11
山梨県	5	0			5	0	0			0	4	0			4	9
長野県	5	1			6	2	0			2	11	0			11	19
岐阜県	5	0			5	3	0			3	24	0			24	32
静岡県	9	3			12	5	0			5	23	0			23	40
愛知県	22	4			26	6	0			6	26	2			28	60
三重県	4	0			4	2	0			2	4	0			4	10
滋賀県	3	1			4	1	0			1	10	0			10	15
京都府	6	3			9	1	0			1	20	0			20	30
大阪府	54	13			67	11	4			15	17	0			17	99
兵庫県	57	8			65	2	2			4	27	2			29	98
奈良県	8	3			11	1	0			1	1	0			1	13
和歌山県	2	2			4	3	0			3	5	0			5	12
鳥取県	0	0			0	0	0			0	7	0			7	7
島根県	2	1			3	1	0			1	5	0			5	9
岡山県	10	4			14	3	0			3	24	0			24	41
広島県	10	3			13	3	1			4	23	0			23	40
山口県	5	0			5	1	0			1	4	0			4	10
徳島県	4	0			4	0	0			0	4	0			4	8
香川県	6	2			8	2	1			3	5	0			5	16
愛媛県	3	1			4	1	0			1	6	0			6	11
高知県	1	0			1	0	0			0	3	0			3	4
福岡県	16	7			23	6	1			7	33	0			33	63
佐賀県	2	1			3	2	0			2	5	0			5	10
長崎県	7	1			8	0	0			0	9	0			9	17
熊本県	7	1			8	2	2			4	14	0			14	26
大分県	4	1			5	0	1			1	4	0			4	10
宮崎県	1	1			2	3	0			3	11	0			11	16
鹿児島県	8	0			8	1	0			1	12	0			12	21
沖縄県	0	0			0	0	0			0	14	0			14	14
海外在住者	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0
計	461	113			574	111	27			138	619	9			628	1,340

◆平成22年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	29	3	0	0	32	3	1	0	0	4	4	1	0	0	5	41
青森県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6
岩手県	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	4
宮城県	15	2	0	0	17	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	22
秋田県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
山形県	0	1	0	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	4
福島県	9	3	0	1	13	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	17
茨城県	7	3	0	0	10	3	2	0	0	5	1	0	1	0	2	17
栃木県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
群馬県	2	1	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
埼玉県	34	5	0	0	39	2	1	0	0	3	2	1	2	1	6	48
千葉県	21	6	0	1	28	2	3	0	0	5	3	0	1	2	6	39
東京都	41	9	0	0	50	7	0	0	0	7	1	0	4	0	5	62
神奈川県	40	1	0	0	41	6	0	0	0	6	7	0	0	0	7	54
新潟県	11	1	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	13
富山県	6	0	0	0	6	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	9
石川県	4	2	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
福井県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山梨県	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
長野県	5	3	0	0	8	2	1	0	0	3	0	1	0	0	1	12
岐阜県	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	8
静岡県	15	2	0	0	17	3	1	0	0	4	0	0	2	0	2	23
愛知県	26	2	0	1	29	4	1	0	0	5	2	0	0	0	2	36
三重県	4	2	0	0	6	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	9
滋賀県	6	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
京都府	10	2	0	0	12	2	0	0	0	2	1	0	0	1	2	16
大阪府	61	14	1	0	76	6	3	0	0	9	7	2	5	2	16	101
兵庫県	56	9	2	0	67	5	0	0	0	5	5	1	0	0	6	78
奈良県	11	2	1	1	15	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	17
和歌山県	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
鳥取県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2
島根県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4
岡山県	9	2	0	0	11	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	13
広島県	9	1	1	0	11	0	1	0	0	1	3	0	1	0	4	16
山口県	6	2	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	10
徳島県	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
香川県	2	1	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	2	0	2	8
愛媛県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	2	0	3	6
高知県	3	2	0	0	5	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	7
福岡県	28	8	0	3	39	2	1	0	0	3	3	0	1	0	4	46
佐賀県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
長崎県	9	1	0	0	10	2	2	0	0	4	0	1	0	0	1	15
熊本県	3	0	0	0	3	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5
大分県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
宮崎県	2	1	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
鹿児島県	10	0	0	0	10	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	13
沖縄県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	3
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	533	96	5	9	643	68	23	0	0	91	66	9	24	7	106	840

◆平成23年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	10	7	0	0	17	5	0	0	0	5	3	0	0	0	3	25
青森県	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
岩手県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
宮城県	12	3	0	0	15	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	16
秋田県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島県	3	2	0	0	5	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	7
茨城県	6	4	0	0	10	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	13
栃木県	4	0	0	1	5	1	1	0	0	2	2	0	0	0	2	9
群馬県	6	1	0	0	7	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9
埼玉県	25	7	0	1	33	6	2	0	0	8	3	0	0	0	3	44
千葉県	24	4	0	1	29	2	0	0	0	2	3	1	0	0	4	35
東京都	44	8	1	4	57	6	2	0	0	8	5	0	0	0	5	70
神奈川県	30	3	0	0	33	7	0	0	0	7	2	0	1	0	3	43
新潟県	9	2	0	0	11	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	14
富山県	6	0	0	1	7	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	9
石川県	4	0	0	1	5	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	7
福井県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山梨県	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
長野県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	7
岐阜県	8	1	0	0	9	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	11
静岡県	11	3	0	0	14	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	22
愛知県	28	5	0	1	34	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	36
三重県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
滋賀県	5	2	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
京都府	5	2	0	0	7	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	10
大阪府	62	12	1	0	75	9	2	0	0	11	9	0	1	1	11	97
兵庫県	68	7	0	0	75	6	0	0	0	6	12	1	0	0	13	94
奈良県	15	0	1	0	16	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	19
和歌山県	3	2	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
鳥取県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
島根県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
岡山県	8	0	0	0	8	1	3	0	0	4	0	0	1	0	1	13
広島県	5	2	0	0	7	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9
山口県	9	0	0	1	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
徳島県	5	0	0	0	5	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	8
香川県	2	1	0	0	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	6
愛媛県	4	0	1	0	5	1	0	0	0	1	1	0	1	0	2	8
高知県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	22	4	0	3	29	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	35
佐賀県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
長崎県	10	5	0	0	15	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	16
熊本県	5	2	0	2	9	0	2	0	0	2	2	0	0	0	2	13
大分県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
宮崎県	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
鹿児島県	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	498	92	4	16	610	74	20	0	0	94	64	2	5	2	73	777

◆平成24年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	27	4	1	0	32	7	2	0	0	9	20	0	0	0	20	61
青森県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	7
岩手県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
宮城県	6	5	0	0	11	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	13
秋田県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山形県	7	0	1	0	8	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	11
福島県	8	1	0	0	9	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	12
茨城県	8	1	0	0	9	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	12
栃木県	5	1	0	1	7	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	12
群馬県	7	1	0	0	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	10
埼玉県	34	2	0	1	37	7	0	0	0	7	18	1	0	0	19	63
千葉県	28	8	1	0	37	4	1	0	0	5	17	0	0	0	17	59
東京都	41	2	0	0	43	14	1	0	0	15	31	1	1	0	33	91
神奈川県	38	3	0	3	44	7	1	0	0	8	21	0	3	0	24	76
新潟県	11	1	0	0	12	1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	17
富山県	6	0	0	0	6	1	0	0	0	1	7	0	0	0	7	14
石川県	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	8
福井県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	5
山梨県	1	0	1	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	6
長野県	7	4	0	0	11	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4	15
岐阜県	13	2	0	0	15	2	0	1	0	3	2	0	0	0	2	20
静岡県	10	3	0	0	13	2	0	0	0	2	14	0	0	0	14	29
愛知県	43	4	0	2	49	8	1	0	0	9	7	0	0	0	7	65
三重県	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	10
滋賀県	5	2	0	0	7	1	0	0	0	1	3	0	0	0	3	11
京都府	12	1	0	0	13	0	0	0	0	0	7	0	1	0	8	21
大阪府	60	4	2	2	68	11	2	0	0	13	29	0	0	0	29	110
兵庫県	75	17	1	0	93	7	1	0	1	9	16	0	1	0	17	119
奈良県	7	0	0	2	9	3	0	0	0	3	7	0	0	0	7	19
和歌山県	5	1	0	0	6	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	8
鳥取県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	6
島根県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
岡山県	8	6	0	1	15	1	1	0	0	2	5	0	0	0	5	22
広島県	12	4	0	0	16	1	3	0	0	4	14	0	0	0	14	34
山口県	13	4	0	0	17	1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	22
徳島県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	7
香川県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	6
愛媛県	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	3	0	0	0	3	8
高知県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
福岡県	32	3	0	1	36	6	1	0	0	7	15	0	0	0	15	58
佐賀県	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	7
長崎県	4	2	0	0	6	1	1	0	0	2	9	0	0	0	9	17
熊本県	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	9
大分県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
宮崎県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	6
鹿児島県	6	3	0	1	10	1	0	0	0	1	5	0	0	0	5	16
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	584	98	7	14	703	100	16	1	1	118	308	2	6	1	317	1,138

◆平成25年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	29	5	0	0	34	4	1	0	1	6	1	0	0	0	1	41
青森県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	2	0	0	1	3	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	8
宮城県	10	3	0	1	14	4	0	0	0	4	5	0	0	0	5	23
秋田県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
山形県	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福島県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	10
茨城県	6	3	0	1	10	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	12
栃木県	7	0	0	0	7	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1	13
群馬県	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
埼玉県	30	6	1	0	37	4	2	0	1	7	2	0	0	0	2	46
千葉県	22	12	0	0	34	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	36
東京都	41	11	0	2	54	10	1	0	0	11	3	0	0	0	3	68
神奈川県	28	9	0	1	38	7	4	0	0	11	2	0	0	0	2	51
新潟県	5	2	0	0	7	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	10
富山県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
石川県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福井県	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
山梨県	6	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
長野県	5	1	0	0	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	9
岐阜県	6	6	0	0	12	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	14
静岡県	11	2	0	0	13	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	18
愛知県	40	9	0	0	49	4	0	0	1	5	2	0	1	0	3	57
三重県	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
京都府	5	3	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
大阪府	68	1	1	1	71	12	7	1	0	20	2	1	0	0	3	94
兵庫県	59	3	1	1	64	5	4	0	0	9	1	0	0	0	1	74
奈良県	7	2	0	0	9	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	11
和歌山県	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
鳥取県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
島根県	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	4	3	0	0	7	2	4	0	0	6	0	0	0	0	0	13
広島県	8	1	0	0	9	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	16
山口県	6	7	0	0	13	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	14
徳島県	2	2	0	0	4	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	7
香川県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
愛媛県	3	2	0	0	5	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	8
高知県	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4
福岡県	28	4	0	0	32	6	4	0	0	10	0	0	0	0	0	42
佐賀県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2
長崎県	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
熊本県	6	3	0	0	9	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	13
大分県	5	0	0	0	5	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6
宮崎県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	6
鹿児島県	4	1	0	1	6	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	9
沖縄県	4	1	0	0	5	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	7
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	516	111	3	9	639	104	42	1	3	150	32	2	1	0	35	824

◆平成26年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	15	6	0	0	21	3	2	0	0	5	1	0	0	0	1	27
青森県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	8	1	0	0	9	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	10
宮城県	8	5	0	0	13	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	16
秋田県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
山形県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福島県	6	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
茨城県	3	2	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7
栃木県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
群馬県	5	1	0	1	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
埼玉県	27	2	0	0	29	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	32
千葉県	14	5	0	0	19	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	23
東京都	36	12	0	0	48	9	2	0	0	11	2	0	0	0	2	61
神奈川県	30	4	0	1	35	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	38
新潟県	9	2	0	0	11	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	14
富山県	12	2	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
石川県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
福井県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山梨県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長野県	6	0	0	1	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
岐阜県	6	2	0	0	8	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	10
静岡県	6	1	0	0	7	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	10
愛知県	35	3	0	0	38	7	1	0	0	8	1	0	0	0	1	47
三重県	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7
滋賀県	5	1	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7
京都府	6	4	0	0	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
大阪府	87	6	1	1	95	6	3	0	0	9	1	1	0	0	2	106
兵庫県	62	14	0	0	76	5	0	0	0	5	0	1	0	0	1	82
奈良県	7	3	0	0	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
和歌山県	5	1	0	0	6	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	10
鳥取県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
島根県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	3	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
広島県	7	2	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
山口県	9	1	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
徳島県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
愛媛県	3	2	1	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	23	6	0	0	29	7	1	0	0	8	1	0	0	0	1	38
佐賀県	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
長崎県	6	2	0	1	9	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	11
熊本県	4	3	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
大分県	1	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
宮崎県	3	1	0	0	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6
鹿児島県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	489	101	3	6	599	68	18	0	1	87	11	2	0	0	13	699

◆平成27年度 都道府県別 認定状況

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(平成28年3月31日時点の認定者数、単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	20	2	0	0	22	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	25
青森県	6	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岩手県	5	1	0	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
宮城県	10	5	0	0	15	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	18
秋田県	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山形県	2	3	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
福島県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
茨城県	13	0	0	0	13	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	17
栃木県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
群馬県	6	0	0	0	6	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	9
埼玉県	33	4	0	3	40	4	2	0	1	7	1	0	0	0	1	48
千葉県	27	11	0	1	39	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	45
東京都	58	9	0	2	69	9	3	0	0	12	1	0	0	0	1	82
神奈川県	28	4	0	2	34	2	2	0	0	4	2	0	0	0	2	40
新潟県	9	0	0	0	9	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	13
富山県	8	0	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
石川県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福井県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山梨県	5	0	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
長野県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岐阜県	6	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
静岡県	11	1	0	1	13	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
愛知県	33	4	0	0	37	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	43
三重県	7	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
滋賀県	3	0	0	0	3	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5
京都府	8	2	0	0	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
大阪府	87	6	0	1	94	5	1	0	1	7	0	0	0	0	0	101
兵庫県	72	5	0	1	78	4	3	0	0	7	2	0	0	0	2	87
奈良県	11	5	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
和歌山県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
島根県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	9	3	0	0	12	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	15
広島県	6	7	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
山口県	4	4	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	11
徳島県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
香川県	10	1	0	0	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12
愛媛県	8	2	0	0	10	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	12
高知県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福岡県	20	3	0	1	24	9	1	0	0	10	1	0	0	0	1	35
佐賀県	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
長崎県	5	1	0	0	6	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	9
熊本県	4	5	0	0	9	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	12
大分県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
宮崎県	2	2	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
鹿児島県	7	3	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
沖縄県	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	575	106	0	14	695	81	24	0	4	109	9	1	0	1	11	815

◆都道府県別 認定状況(累計)

申請書及び請求書記載の住所をもとに、都道府県別に集計。

(平成28年3月31日時点の認定者数、単位：件)

都道府県名	療養者				計	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)				計	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)				計	合計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	204	51	1	0	256	31	7	0	1	39	140	4	0	0	144	439
青森県	28	6	0	0	34	3	0	0	0	3	24	1	0	0	25	62
岩手県	30	2	0	1	33	6	2	0	0	8	28	1	0	0	29	70
宮城県	113	43	0	1	157	8	3	0	0	11	59	2	0	0	61	229
秋田県	18	2	0	0	20	1	0	0	0	1	36	0	0	0	36	57
山形県	31	9	1	0	41	6	3	0	0	9	17	2	0	0	19	69
福島県	55	8	0	1	64	5	2	0	0	7	44	2	0	0	46	117
茨城県	91	20	0	1	112	11	6	0	0	17	56	1	1	0	58	187
栃木県	40	12	0	2	54	11	2	0	0	13	39	2	1	0	42	109
群馬県	51	13	0	2	66	9	4	0	0	13	55	1	0	0	56	135
埼玉県	320	60	1	5	386	28	9	0	2	39	184	17	2	1	204	629
千葉県	210	72	1	3	286	24	6	0	0	30	124	7	1	2	134	450
東京都	467	91	1	8	567	64	14	0	0	78	289	6	5	0	300	945
神奈川県	336	62	0	7	405	42	8	0	0	50	230	14	4	0	248	703
新潟県	83	18	0	0	101	12	3	0	0	15	56	2	0	0	58	174
富山県	70	3	0	1	74	7	1	0	0	8	50	5	0	0	55	137
石川県	32	5	0	1	38	3	1	0	0	4	31	0	0	0	31	73
福井県	26	6	0	0	32	1	0	0	0	1	15	0	0	0	15	48
山梨県	30	3	1	0	34	6	0	0	0	6	17	1	0	0	18	58
長野県	50	15	0	1	66	9	1	0	0	10	31	1	0	1	33	109
岐阜県	67	18	0	0	85	9	3	1	0	13	55	0	0	0	55	153
静岡県	117	26	0	1	144	22	2	0	1	25	103	2	2	0	107	276
愛知県	322	40	0	4	366	35	6	0	1	42	121	4	1	0	126	534
三重県	56	7	0	0	63	6	0	0	0	6	29	1	0	0	30	99
滋賀県	60	14	0	0	74	5	2	0	0	7	37	1	0	0	38	119
京都府	80	19	0	0	99	7	0	0	0	7	72	1	1	1	75	181
大阪府	655	112	6	5	778	60	22	1	1	84	318	28	6	3	355	1,217
兵庫県	658	108	4	2	772	34	10	0	1	45	327	15	1	0	343	1,160
奈良県	95	24	2	3	124	6	2	0	0	8	54	3	1	0	58	190
和歌山県	31	12	0	0	43	11	1	0	0	12	30	0	0	0	30	85
鳥取県	19	0	0	0	19	2	0	0	0	2	20	2	0	0	22	43
島根県	21	4	0	0	25	3	0	0	0	3	11	1	0	0	12	40
岡山県	83	29	0	1	113	9	10	0	0	19	78	1	1	0	80	212
広島県	98	38	1	1	138	11	7	0	0	18	99	5	1	0	105	261
山口県	81	30	0	1	112	5	1	0	0	6	37	3	0	2	42	160
徳島県	28	5	0	0	33	3	2	0	0	5	19	0	0	0	19	57
香川県	41	19	0	0	60	8	2	0	0	10	28	0	2	0	30	100
愛媛県	39	9	2	0	50	9	2	0	0	11	33	2	3	0	38	99
高知県	20	4	0	0	24	3	1	0	0	4	26	1	0	0	27	55
福岡県	241	57	0	8	306	41	10	0	0	51	124	4	1	0	129	486
佐賀県	24	5	1	0	30	4	1	0	0	5	28	0	1	0	29	64
長崎県	60	22	0	1	83	7	5	0	0	12	46	2	0	0	48	143
熊本県	48	24	0	3	75	8	5	0	2	15	34	0	0	0	34	124
大分県	34	2	0	0	36	2	3	0	0	5	21	1	0	1	23	64
宮崎県	32	9	0	1	42	7	0	0	0	7	35	1	0	0	36	85
鹿児島県	68	8	0	2	78	4	2	0	0	6	39	0	0	0	39	123
沖縄県	10	2	0	1	13	3	1	0	0	4	34	1	1	0	36	53
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
計	5,374	1,148	22	68	6,612	611	172	2	9	794	3,384	148	36	11	3,579	10,985



独立行政法人
環境再生保全機構

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミューザ川崎セントラルタワー 9階
TEL.044-520-9508 FAX.044-520-2193
URL. <http://www.erca.go.jp/>



リサイクル適性®
この印刷物は、版紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

平成29年 3月 初版
平成29年10月 第2版

編集・発行 独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

印 刷 株式会社 坂東印刷